

【表紙】

| | |
|------------|---|
| 【提出書類】 | 有価証券報告書 |
| 【根拠条文】 | 金融商品取引法第24条第1項 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成25年3月27日 |
| 【事業年度】 | 平成24年（自平成24年1月1日至平成24年12月31日） |
| 【会社名】 | 中外製薬株式会社 |
| 【英訳名】 | CHUGAI PHARMACEUTICAL CO., LTD. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役会長 永山 治 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都北区浮間五丁目5番1号 （上記は登記簿上の本店所在地であり、事実上の本社業務は下記「最寄りの連絡場所」において行っております。） |
| 【電話番号】 | 03(3968)6111 |
| 【事務連絡者氏名】 | 財務経理部経理グループマネジャー 山崎 晴規 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号 |
| 【電話番号】 | 03(3281)6611（代表） |
| 【事務連絡者氏名】 | 財務経理部経理グループマネジャー 山崎 晴規 |
| 【縦覧に供する場所】 | 中外製薬株式会社 本社事務所 （東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号） 中外製薬株式会社 横浜支店 （横浜市神奈川区金港町1番地4） 中外製薬株式会社 大阪支店 （大阪市淀川区宮原三丁目3番31号） 中外製薬株式会社 名古屋支店 （名古屋市中区丸の内三丁目20番17号） 中外製薬株式会社 東京第二支店 （さいたま市大宮区桜木町一丁目9番6号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） |

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

| 回次 決算年月 | 平成20年 平成20年12月 | 平成21年 平成21年12月 | 平成22年 平成22年12月 | 平成23年 平成23年12月 | 平成24年 平成24年12月 |
|-----------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 売上高 (百万円) | 326,937 | 428,947 | 379,509 | 373,516 | 391,220 |
| 経常利益 (百万円) | 57,265 | 90,395 | 65,088 | 63,585 | 75,406 |
| 当期純利益 (百万円) | 39,264 | 56,634 | 41,433 | 35,234 | 48,205 |
| 包括利益 (百万円) | - | - | - | 33,966 | 53,317 |
| 純資産額 (百万円) | 397,066 | 434,686 | 449,394 | 459,072 | 490,074 |
| 総資産額 (百万円) | 478,517 | 540,549 | 508,016 | 533,482 | 587,720 |
| 1株当たり純資産額 (円) | 725.18 | 794.51 | 821.87 | 839.50 | 896.02 |
| 1株当たり当期純利益金額 (円) | 72.07 | 104.00 | 76.14 | 64.75 | 88.58 |
| 潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円) | 72.04 | 103.98 | 76.12 | 64.73 | 88.54 |
| 自己資本比率 (%) | 82.6 | 80.0 | 88.0 | 85.6 | 83.0 |
| 自己資本利益率 (%) | 10.1 | 13.7 | 9.4 | 7.8 | 10.2 |
| 株価収益率 (倍) | 23.91 | 16.73 | 19.57 | 19.60 | 18.64 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円) | 39,276 | 66,461 | 15,572 | 69,593 | 77,299 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円) | 14,122 | 20,261 | 20,192 | 15,135 | 54,769 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円) | 18,360 | 22,251 | 23,054 | 24,551 | 22,720 |
| 現金及び現金同等物の期末残高 (百万円) | 70,652 | 94,478 | 65,143 | 94,474 | 95,445 |
| 従業員数 (人) | 6,383 | 6,485 | 6,709 | 6,779 | 6,836 |

(注) 1. 売上高は、消費税等抜きであります。

2. 平成24年より、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定にあたり「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日)を適用しております。当該会計方針の変更は遡及適用され、平成23年の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、遡及処理後の数値を記載しております。

(2) 提出会社の経営指標等

| 回次 決算年月 | 平成20年 平成20年12月 | 平成21年 平成21年12月 | 平成22年 平成22年12月 | 平成23年 平成23年12月 | 平成24年 平成24年12月 |
|-----------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 売上高 (百万円) | 311,510 | 415,277 | 367,478 | 363,779 | 382,099 |
| 経常利益 (百万円) | 40,075 | 81,739 | 57,786 | 57,546 | 69,993 |
| 当期純利益 (百万円) | 29,412 | 52,738 | 37,254 | 35,347 | 45,699 |
| 資本金 (百万円) | 72,966 | 72,966 | 72,966 | 72,966 | 72,966 |
| 発行済株式総数 (株) | 559,685,889 | 559,685,889 | 559,685,889 | 559,685,889 | 559,685,889 |
| 純資産額 (百万円) | 375,437 | 407,929 | 423,368 | 435,054 | 460,184 |
| 総資産額 (百万円) | 451,222 | 509,590 | 476,219 | 503,738 | 557,261 |
| 1株当たり純資産額 (円) | 688.51 | 748.62 | 776.55 | 797.58 | 843.30 |
| 1株当たり配当額 (円) | 34.00 | 40.00 | 40.00 | 40.00 | 40.00 |
| (うち1株当たり中間配当額) | (15.00) | (17.00) | (17.00) | (20.00) | (20.00) |
| 1株当たり当期純利益金額 (円) | 53.98 | 96.85 | 68.46 | 64.95 | 83.97 |
| 潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円) | 53.97 | 96.83 | 68.44 | 64.93 | 83.93 |
| 自己資本比率 (%) | 83.1 | 79.9 | 88.7 | 86.2 | 82.4 |
| 自己資本利益率 (%) | 8.0 | 13.5 | 9.0 | 8.3 | 10.2 |
| 株価収益率 (倍) | 31.92 | 17.97 | 21.77 | 19.54 | 19.66 |
| 配当性向 (%) | 63.0 | 41.3 | 58.4 | 61.6 | 47.6 |
| 従業員数 (人) | 4,671 | 4,679 | 4,764 | 4,887 | 4,910 |

(注) 1. 売上高は、消費税等抜きであります。

2. 平成21年の1株当たり配当額には特別配当6円00銭が含まれております。

3. 平成24年より、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定にあたり「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日)を適用しております。当該会計方針の変更は遡及適用され、平成23年の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、遡及処理後の数値を記載しております。

2【沿革】

| | |
|----------|--|
| 大正14年3月 | 上野十蔵、中外新薬商會を創業、医薬品の輸入販売を開始 |
| 昭和2年 | 医薬品製造に着手 |
| 昭和18年3月 | 株式会社に組織変更、商号を中外製薬株式会社（本社・東京都）とする。 |
| 昭和19年4月 | ㈱松永製薬所を吸収合併、松永工場開設（広島県） |
| 昭和21年9月 | 鏡石工場開設（福島県） |
| 昭和26年7月 | グルクロン酸の工業化に成功、解毒促進・肝機能改善剤「グロンサン末・注」を発売 |
| 昭和31年3月 | 株式を東京証券取引所（現在 株式会社東京証券取引所）に上場 |
| 昭和32年4月 | 浮間工場建設（東京都） |
| 昭和35年9月 | 総合研究所建設（東京都・高田研究所） |
| 昭和46年2月 | 血液分析器及び試薬を発売、臨床検査薬機器分野へ進出 |
| 3月 | 藤枝工場建設（静岡県） |
| 昭和62年6月 | 富士御殿場研究所建設（静岡県） |
| 平成元年12月 | ジェン・プローブ・インコーポレーテッド買収（米国） |
| 平成2年10月 | 宇都宮工場建設（栃木県） |
| 平成6年1月 | ロンドン駐在事務所（昭和61年3月開設）を現地法人化し、中外ファーマ・ヨーロッパ・リミテッド設立（英国・現在連結子会社） |
| 平成7年7月 | 中外バイオファーマシューティカルズ・インコーポレーテッド設立（米国・現在 中外ファーマ・ユー・エス・エー・エルエルシー 連結子会社） |
| 平成9年3月 | 中外診断科学㈱設立（東京都） |
| 12月 | 中外ファーマ・マーケティング・リミテッド設立（英国・現在連結子会社） |
| 平成13年4月 | 筑波研究所開設（茨城県） |
| | 中外ファーマ・フランス社設立（仏国・現在連結子会社） |
| 平成14年3月 | 持株会社中外ユー・エス・エー・インコーポレーテッド設立（米国・現在連結子会社） |
| 5月 | 中外診断科学㈱の全株式を富士レピオ㈱に譲渡 |
| 9月 | ジェン・プローブ・インコーポレーテッドをスピンオフ |
| 10月 | エフ・ホフマン・ラ・ロシュ・リミテッドとの戦略的アライアンスに基づき、日本ロシュ㈱と合併し、ロシュ・ホールディング・リミテッドが当社の親会社となる。 |
| 平成15年12月 | 高田研究所と松永工場を閉鎖 |
| 平成16年12月 | 一般用医薬品事業をライオン㈱に譲渡、永光化成㈱の殺虫剤製造事業をライオンパッケージング㈱に譲渡 |
| 平成17年3月 | 筑波研究所を閉鎖 |
| 6月 | 鏡石工場及び東北中外製薬㈱の全株式をニプロ㈱に譲渡 |
| 平成18年5月 | 浮間工場、藤枝工場、宇都宮工場及び鎌倉工場における医薬品等の製造に関する事業を、会社分割により、子会社である中外製薬工業㈱に承継 |
| 平成22年12月 | 中外製薬工業㈱ 鎌倉工場を閉鎖 |
| 平成24年1月 | 中外ファーマボディ・リサーチ・ピーティーイー・リミテッド設立（シンガポール・現在連結子会社） |

3【事業の内容】

当企業集団は、連結財務諸表提出会社（以下「当社」という。）、子会社19社、関連会社1社及び親会社の子会社2社により構成されており、主な事業内容と企業集団を構成する各会社の当該事業に係る位置づけの概要は次のとおりであります。

医薬品事業23社

国内事業：当社が製造した医薬品を、全国の特約店を通じて販売しております。

製造については、一部医薬品の原材料をエフ・ホフマン・ラ・ロシュ・リミテッド〔本社：スイス〕（以下「ロシュ」という。）から購入しております。また、中外製薬工業株式会社及びジェネンテック・インコーポレーテッド〔本社：米国〕に医薬品の製造を委託しております。

研究業務については、(株)中外医科学研究所に医薬品の研究業務の一部を委託しており、また同社に実験動物及び研究用施設等の管理業務を委託しております。(株)未来創薬研究所は創薬研究を実施しております。

開発業務については、(株)中外臨床研究センターに臨床開発業務の一部を委託しております。

また、(株)シービーエスは当社の事務処理業務を請け負っており、その他の2社は、運送・保管業務、医薬情報の文献調査等のサービスを当社に提供しております。

海外事業：米国では、中外ユー・エス・エー・インコーポレーテッドが持株会社及び事業統轄会社、欧州では、中外ファーマ・マーケティング・リミテッドが販売統轄会社として位置づけられております。

ロシュが当社一部製品を輸入し販売しております。

欧州において、中外サノフィ・アベンティス・エスエヌシーが当社製品を輸入し販売しております。

中外ファーマ・マーケティング・リミテッドがドイツでの販売活動を、中外ファーマ・ユー・ケー・リミテッドが英国において販売活動を、中外ファーマ・フランス・エスエーエスが仏国における販売活動を行っております。

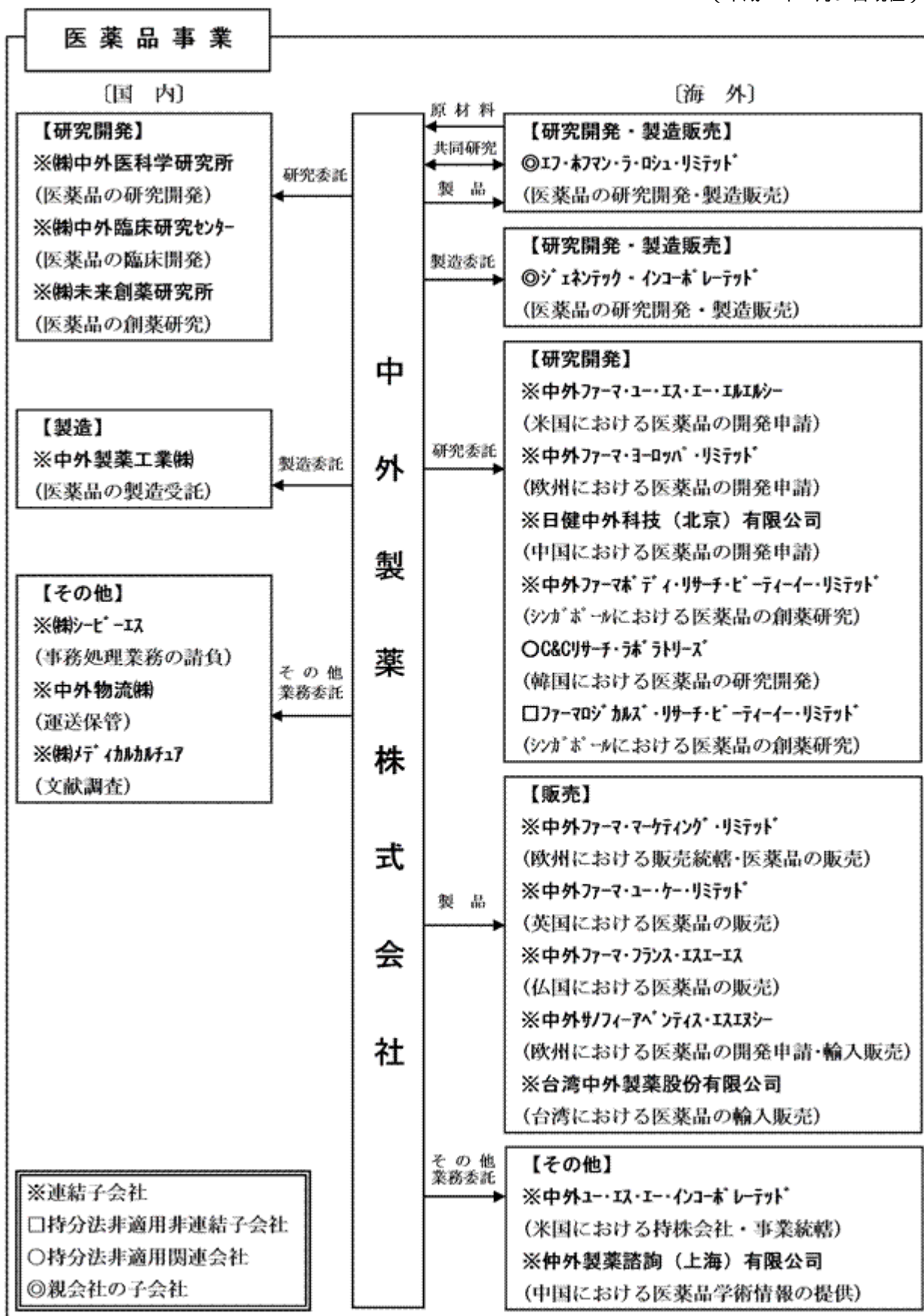
台湾において、台湾中外製薬股?有限公司が医薬品の販売を行っております。

中国においては、中外製薬諮詢（上海）有限公司が医薬品学術情報を提供しております。

海外での研究開発活動は、中外ファーマ・ユー・エス・エー・エルエルシー（米国）、中外ファーマ・ヨーロッパ・リミテッド（欧州）及び日健中外科技（北京）有限公司（中国）が医薬品の開発・申請業務を、中外ファーマボディ・リサーチ・ピーティーイー・リミテッド（シンガポール）、ファーマロジカルズ・リサーチ・ピーティーイー・リミテッド（シンガポール）及び関連会社であるC&Cリサーチ・ラボラトリーズ（韓国）が医薬品の研究を行っております。

企業集団の関係概要図は次のとおりであります。

(平成24年12月31日現在)



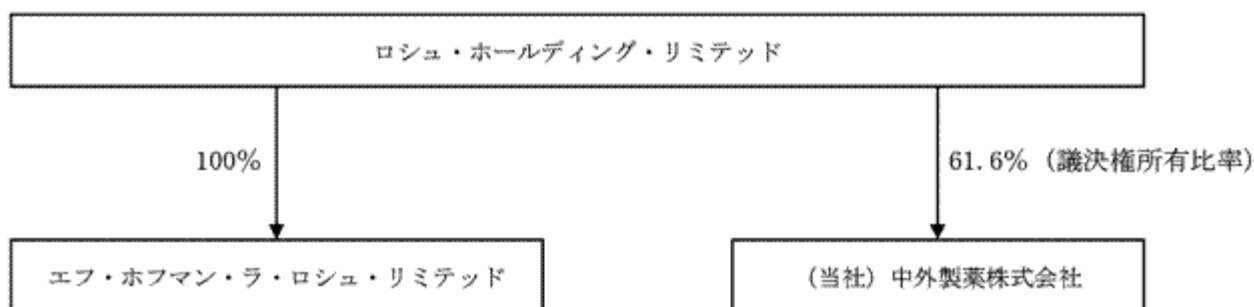
・関係会社のうち、上場している会社はありません。

4【関係会社の状況】

| 名称 | 住所 | 資本金又は出資金 | 主要な事業の内容 | 議決権に対する所有又は被所有割合 | 関係内容 | | | |
|-------------------------------|----------------------|-----------------------|----------|------------------|--------|---------|-----------------------------|--------|
| | | | | | 役員の兼任等 | 資金援助 | 営業上の取引 | 設備の賃貸借 |
| (親会社) ロシュ・ホールディング・リミテッド | スイス バーゼル | 百万スイス・フラン 160 | 持株会社 | % 61.6 | 有 | | | |
| (連結子会社) 株式会社 中外医科学研究所 | 静岡県 御殿場市 | 百万円 100 | 医薬品事業 | 100.0 | 有 | | 研究用動物、材料の購入及び研究用器材施設などの管理委託 | 社屋の賃貸 |
| 株式会社 中外臨床研究センター | 東京都 中央区 | 50 | 医薬品事業 | 100.0 | 有 | | 臨床試験に関する業務の委託 | 社屋の賃貸 |
| 株式会社 未来創薬研究所 | 東京都 目黒区 | 100 | 医薬品事業 | 100.0 | 有 | | 医薬品の研究開発の委託 | |
| 中外ユー・エス・エー・インコーポレーテッド | アメリカ合衆国 ニュージャージー州 | 米ドル 1 | 医薬品事業 | 100.0 | 有 | | | |
| 中外ファーマ・ユー・エス・エー・エルエルシー | アメリカ合衆国 ニュージャージー州 | | 医薬品事業 | 100.0 (100.0) | 有 | | 医薬品の研究開発の委託 | |
| 中外ファーマ・ヨーロッパ・リミテッド | イギリス ロンドン市 | 英ポンド 6,000,000 | 医薬品事業 | 100.0 | 有 | | 医薬品の開発申請業務の委託 | |
| 中外ファーマ・ユー・ケー・リミテッド | イギリス ロンドン市 | 9,000,000 | 医薬品事業 | 100.0 (100.0) | 有 | | 当社製造の医薬品の販売 | |
| 中外ファーマ・マーケティング・リミテッド | イギリス ロンドン市 | 8,677,808 | 医薬品事業 | 100.0 | 有 | | 当社製造の医薬品の販売 | |
| 中外ファーマ・フランス・エスエーエス | フランス パリ市 | ユーロ 1,000,000 | 医薬品事業 | 100.0 (100.0) | 有 | | 当社製造の医薬品の販売 | |
| 中外サノフィ・アベンティス・エスエヌシー (注)3 | フランス アントニー | 160,000 | 医薬品事業 | 50.0 (50.0) | 有 | | 当社製造の医薬品の輸入販売 | |
| 台湾中外製薬股 有限公司 | 中華民国 台北市 | 新台幣ドル 30,000,000 | 医薬品事業 | 70.0 | 有 | | 当社製造の医薬品の販売 | |
| 中外製薬諮詢(上海) 有限公司 | 中華人民 共和国 上海市 | 米ドル 400,000 | 医薬品事業 | 100.0 | 有 | | 医薬品の学術情報の提供 | |
| 日健中外科技(北京) 有限公司 | 中華人民 共和国 北京市 | 百万円 16 | 医薬品事業 | 100.0 | 有 | | 医薬品の開発申請業務の委託 | |
| 中外ファーマボディ・リサーチ・ピーティー・イー・リミテッド | シンガポール 共和国 | シンガポールドル 1,500,000 | 医薬品事業 | 100.0 | 有 | 運転資金の貸付 | 医薬品の研究開発の委託 | |

| 名称 | 住所 | 資本金又は出資金 | 主要な事業の内容 | 議決権に対する所有又は被所有割合 | 関係内容 | | | |
|---------------------------|------------|-----------|----------|------------------|--------|---------|----------------------|----------------|
| | | | | | 役員の兼任等 | 資金援助 | 営業上の取引 | 設備の賃貸借 |
| (連結子会社) 株式会社 シービーエス | 東京都 北区 | 百万円 66 | 医薬品事業 | % 100.0 | 有 | | 当社の事務処理業務の委託 | 社屋の賃貸 |
| 中外物流 株式会社 | 埼玉県 加須市 | 50 | 医薬品事業 | 100.0 | 有 | | 当社販売の医薬品等の運送、保管業務の委託 | 土地社屋の賃貸 |
| 株式会社 メディカルカルチャ | 東京都 中央区 | 10 | 医薬品事業 | 100.0 | 有 | | 医薬情報の文献調査等の委託 | 社屋の賃貸 |
| 中外製薬工業 株式会社 (注)4 | 東京都 北区 | 80 | 医薬品事業 | 100.0 | 有 | 運転資金の貸付 | 医薬品の製造委託 | 土地社屋及び製造用設備の賃貸 |

- (注) 1 連結子会社の主要な事業の内容欄には、セグメントの名称を記載しております。
- 2 議決権に対する所有または被所有割合の()内は、間接所有割合で内数であり、小数点第2位以下を切り捨てて記載しております。
- 3 中外サノフィ・アベンティス・エヌエヌシーは、当社の議決権の所有割合は100分の50以下ではありますが、実質的に支配しているため子会社としたものであります。
- 4 上記のうち、中外製薬工業株式会社は特定子会社に該当しております。
- 5 上記のうち、有価証券届出書または有価証券報告書を提出している会社、及び連結財務諸表に重要な影響を与えている債務超過の状況にある会社はありません。
- 6 親会社の所有関係は次のとおりであります。



(参考)

1) アライアンス基本契約 (Basic Alliance Agreement)

当社とロシュは、平成13年12月にアライアンスに関する基本契約を締結し、平成14年10月より戦略的アライアンスに基づく事業活動を開始いたしました。本基本契約では、以下の各項目を含む、当社のガバナンス及び業務運営に関する合意事項を定めております。

- ・アライアンスのストラクチャー
- ・ロシュの株主権
- ・ロシュによる当社取締役推薦権
- ・ロシュによる当社普通株式売買の制限事項

本基本契約では、当社が普通株式を発行する場合、ロシュの保有する当社株式の割合が50.1%を下回らないとするロシュの権利を保障しており、ロシュ・ホールディング・リミテッド〔本社：スイス〕が、当社発行済株式総数の約59.89%（平成24年12月31日現在）を保有しております。

2) ライセンス契約

平成13年12月に調印した日本包括的権利契約 (Japan Umbrella Rights Agreement) により、当社は、ロシュの日本市場における唯一の医薬品事業会社となり、ロシュが有する開発候補品の日本における開発・販売について第一選択権を保有しております。

また、平成14年5月に調印した（日本、韓国を除く）世界包括的権利契約 (Rest of the World Umbrella Rights Agreement) により、当社が海外での開発・販売を行うにあたりパートナーを必要と判断した場合には、ロシュは当社が有する開発候補品の海外（韓国を除く）における開発・販売について第一選択権を保有しております。

これらの包括契約に加え、当社とロシュは個別の製品ごとに契約を締結しております。この契約条項及び個別の事情に基づき、第三者間取引価格の原則に沿って、以下の項目の支払が行われることがあります。

- ・第一選択権行使による製品導入時の契約一時金
- ・開発目標達成によるマイルストーン
- ・売上に対するロイヤルティ

これらの個別契約は、第三者間取引価格の原則に基づき生産・供給についても包含する場合があります。

3) 研究協力契約

当社とロシュは、バイオ医薬品探索及び低分子合成医薬品研究における研究協力契約を締結しております。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成24年12月31日現在

| | |
|---------|-------|
| 従業員数(人) | 6,836 |
|---------|-------|

- (注) 1. 従業員数は就業人員数を記載しております。
2. 当社グループは、医薬品事業のみの単一セグメント・単一事業部門であるため、グループ全体での従業員数を記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成24年12月31日現在

| 従業員数(人) | 平均年齢 | 平均勤続年数 | 平均年間給与(円) |
|---------|--------|--------|-----------|
| 4,910 | 40才8カ月 | 15年1カ月 | 8,944,282 |

- (注) 1. 従業員数は就業人員数を記載しております。
2. 当社は、医薬品事業のみの単一セグメント・単一事業部門であるため、当社全体での従業員数を記載しております。
3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

当社グループには、中外製薬労働組合、中外製薬工業労働組合による中外製薬労組連合会が組織されており、平成24年12月末現在の組合員数は3,991名であります。労使は、相互信頼をベースとした協力的な関係を維持しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1)業績

当連結会計年度における医薬品業界は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の影響からの回復はあったものの、医療費抑制策の継続基調は変わらず、事業環境は依然厳しいものとなりました。

このような状況のもと、当社グループは革新的新薬の継続的な創出・獲得を目指し、積極的に研究開発活動に取り組みまいりました。また、数多くの革新的な新薬を保有しており、これらの製品の倫理観と科学性に基づく適正使用を推進することで顧客から信頼される学術宣伝活動に努めてまいりました。

< 売上の状況 >

当連結会計年度の売上高は、3,912億円（前年同期比4.7%増）となりました。

年度間で変動の大きい抗インフルエンザウイルス剤「タミフル」（120億円、同37.9%増）及びその他の営業収入（160億円、同61.6%増）を除いた製商品売上高としては、3,632億円（同2.3%増）です。

[国内製商品売上高（タミフルを除く）]

タミフルを除く国内製商品売上高は、長年の主力品である遺伝子組換えヒトエリスロポエチン製剤「エポジン」の減少、薬価改定の影響があったものの、抗悪性腫瘍剤/抗VEGFヒト化モノクローナル抗体「アバスタチン」をはじめとしたがん領域の堅調な成長と平成23年発売の新製品（活性型ビタミンD3製剤「エディロール」及び持続型赤血球造血刺激因子製剤「ミルセラ」）の寄与により、3,209億円（同1.8%増）となりました。

がん領域の売上は、1,561億円（同10.0%増）と引き続き増加しています。これは、「アバスタチン」、抗悪性腫瘍剤/抗HER2ヒト化モノクローナル抗体「ハーセプチン」、抗悪性腫瘍剤/EGFRチロシンキナーゼ阻害剤「タルセバ」が順調に伸長し、売上が二桁増となっていることによります。「アバスタチン」は、市場拡大再算定により薬価が8.8%引き下げられた影響があったものの、大腸がんでの高い市場シェアの維持、市場導入活動の活発化による肺がん、乳がんでの市場浸透の加速により売上が増加しています。

骨・関節領域の売上は、663億円（同0.2%増）となりました。平成23年4月に発売されたビタミンD3製剤の第2世代となる「エディロール」が、平成24年4月の長期処方解禁以降、順調に市場に浸透し、売上が大幅に増加しました。一方、これに伴いカルシウム・骨代謝改善1- α -D3製剤「アルファロール」の売上が減少したことに加え、競合激化により骨粗鬆症治療剤「エビスタ」の売上が減少しています。また、ヒト化抗ヒトIL-6レセプターモノクローナル抗体「アクテムラ」は数量では高い成長を維持しているものの、市場拡大再算定により薬価が25.0%引き下げられた影響を受けて前年並みとなっています。

腎領域では、平成23年7月に発売した「ミルセラ」への切り替えとバイオ後続品を含む競合品の攻勢を受け、「エポジン」の売上が大きく減少しています。「ミルセラ」は製品特性の認知に引き続き時間を要しており、市場浸透が遅れています。これらの結果、腎領域の売上は481億円（同5.1%減）となりました。

移植・免疫・感染症領域（「タミフル」を除く）は、インターフェロン製剤の市場縮小の影響と競合品の発売によりペグインターフェロン-2a製剤「ペガシス」、抗ウイルス剤「コペガス」の売上が減少し、203億円（同11.0%減）となりました。

[抗インフルエンザウイルス剤「タミフル」について]

通常シーズン向けの売上は、102億円（同88.9%増）となりました。一方、行政備蓄向けの売上は、19億円（同42.4%減）となりました。

[海外製商品売上高]

海外製商品売上高は423億円（同6.8%増）となりました。「アクテムラ」のロシュ向け輸出が数量ベースで大幅に増加し、海外売上高全体における円高による減収を上回ったことによります。

< 損益の状況 >

売上総利益は2,235億円（同3.5%増）となりました。これは製商品売上総利益の増加に加え、開発品の導出に伴う一時金収入や「アクテムラ」関連収入（海外売上に対するロイヤルティ及び欧州共同販促国におけるプロフィットシェア）の増加等により、その他の営業収入が大きく増加したためです。

販売費及び一般管理費については、経費の効率的な運用に努めた結果、営業費は920億円（同5.8%減）、研究開発費は551億円（同1.4%減）となりました。

この結果、営業利益は764億円（同22.4%増）、経常利益は754億円（同18.6%増）、当期純利益は482億円（同36.9%増）となりました。

単体、連結の主要指標及び連単倍率につきましては、それぞれ以下のとおりとなっております。

| | 単体 | 連結 | 単位：億円 連単倍率 |
|-------|-------|-------|---------------|
| 売上高 | 3,821 | 3,912 | 1.02 |
| 営業利益 | 688 | 764 | 1.11 |
| 経常利益 | 700 | 754 | 1.08 |
| 当期純利益 | 457 | 482 | 1.05 |

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末の現金及び現金同等物の残高は954億円となりました（前連結会計年度末残高945億円）。

「営業活動によるキャッシュ・フロー」は、773億円の収入（前期は696億円の収入）となりました。主な内訳は、税金等調整前当期純利益753億円、法人税等の支払額255億円、仕入債務の増加額243億円、減価償却費及びその他の償却費153億円、売上債権の増加額89億円などです。

「投資活動によるキャッシュ・フロー」は、548億円の支出（前期は151億円の支出）となりました。有価証券の取得と売却の純額で385億円、固定資産の取得で151億円をそれぞれ支出しました。

「財務活動によるキャッシュ・フロー」は、227億円の支出（前期は246億円の支出）となりました。前期の期末配当金の支払い及び当期の中間配当金の支払いに218億円を支出しました。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産の状況

当社グループは医薬品事業のみの単一セグメントであり、当連結会計年度の生産実績は次のとおりであります。

| セグメントの名称 | 金額（百万円） | 前年同期比（％） |
|----------|---------|----------|
| 医薬品事業 | 335,230 | 3.8 |
| 合計 | 335,230 | 3.8 |

（注）金額は消費税等抜きの実売換算（仕切単価ベース）であります。

(2) 商品仕入実績

当社グループは医薬品事業のみの単一セグメントであり、当連結会計年度の商品仕入実績は次のとおりであります。

| セグメントの名称 | 金額（百万円） | 前年同期比（％） |
|----------|---------|----------|
| 医薬品事業 | 28,014 | 5.1 |
| 合計 | 28,014 | 5.1 |

（注）金額は消費税等抜きの実際仕入高であります。

(3) 受注の状況

当社グループは見込み生産を行っているため、該当事項はありません。

(4) 販売の状況

当社グループは医薬品事業のみの単一セグメントであり、当連結会計年度の販売実績は次のとおりであります。

| セグメントの名称 | 金額（百万円） | 前年同期比（％） |
|----------|---------|----------|
| 医薬品事業 | 391,220 | 4.7 |
| 合計 | 391,220 | 4.7 |

（注）1．最近2連結会計年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

| 相手先 | 前連結会計年度 | | 当連結会計年度 | |
|------------|----------|-------|----------|-------|
| | 販売高（百万円） | 割合（％） | 販売高（百万円） | 割合（％） |
| アルフレッサ株式会社 | 87,817 | 23.5 | 89,953 | 23.0 |
| 株式会社メディセオ | 73,919 | 19.8 | 75,378 | 19.3 |
| 株式会社スズケン | 44,969 | 12.0 | 46,295 | 11.8 |
| 東邦薬品株式会社 | 37,917 | 10.2 | 40,342 | 10.3 |

2．金額は消費税等抜きであります。

3【対処すべき課題】

当社グループは、平成25年度から平成27年度までを実行期間とする中期経営計画「ACCEL 15」を策定し、トップ製薬企業の早期実現に向けた取り組みを推進しております。

医薬品産業を取り巻く環境は、新興国の成長や世界的な高齢化進展によって医薬品への期待・ニーズが増大する一方、より困難な疾患への挑戦による研究開発の難度上昇や各国の財政危機を背景とした価格への圧力の高まりなど、激しく変化しています。

こうした環境の中、当社グループはロシュとの緊密な協働関係を活かし、ロシュからの豊富な開発パイプライン導入やPHC（個別化医療）推進・グローバル開発及び販売での協力を通じて、効率的かつ連続的に新薬を開発・販売できる体制を整えるとともに、自社の強みを更に磨き上げ、次世代抗体技術に代表される世界最先端の創薬技術やコンサルティングプロモーションの実践による国内がん領域でのトップシェアの獲得といった革新的な成果を上げてまいりました。

中期経営計画「ACCEL 15」におきましては、これらの競争優位性の更なる強化と企業価値の持続的拡大に向け、以下の変革課題に注力してまいります。

（1）営業生産性の向上

当社グループは、「アバステン」、「アクテムラ」をはじめとする自社及びロシュからの多くの有力新薬を活かし、がん領域、腎領域、骨・関節領域をはじめとして国内市場において確固たる地位を築いてまいりました。今後はさらにファーストインクラス・ベストインクラスの優れた医薬品を連続的に上市していくとともに、PHC（個別化医療）の推進、実臨床における効果・安全性に関するエビデンスを基としたコンサルティングプロモーションの促進、標準治療普及や地域医療への一層の貢献を通じ、患者・医療関係者の皆様へ、これまで以上に効果的なソリューションを提供することを目指してまいります。同時に医療提供環境の変化に適応した柔軟・効率的な営業体制への改革を進め、営業生産性の向上を図ります。

また、海外市場においても、「アクテムラ」でのロシュとの協働を軸とした売上成長を実現していきます。

（2）グローバル開発の加速

当社グループは、自社研究所からの創出及びロシュからの導入による豊富な開発パイプラインを保有しております。世界中の患者・医療関係者の皆様のアンメット・メディカル・ニーズに応えるため、クリニカルサイエンス機能の強化や自社グローバル開発体制の整備を通じて、各開発プロジェクトの臨床的価値・ビジネス的価値の早期証明を図り、開発・上市の加速を目指してまいります。

また、ロシュとの積極的な導出入の実施、グローバル共同試験促進など、両社開発プロジェクトの最速開発に向けた相互協力体制を、より緊密かつ柔軟なものへと進化させ、日本及び欧米各国・新興国等での速やかな承認獲得・市場導入を進めてまいります。

（3）革新的プロジェクトの連続創出

当社グループは、強みとするバイオ医薬研究を根拠として、国産初の抗体医薬「アクテムラ」に代表される革新的医薬品の創製を進めてまいりました。更に低分子医薬においても、自社技術の蓄積に加え、ロシュとの化合物ライブラリー共有によって、飛躍的な創薬基盤の強化を成し遂げてきております。また、アカデミア等とのネットワークによるオープンイノベーションも積極的に推し進めています。

特にバイオ医薬品分野での取り組みは、リサイクリング抗体・スリーピング抗体等の次世代抗体技術確立、がん幹細胞研究等、世界最先端の成果へと結実しています。

こうした成果を、いち早く医療ニーズの充足に結びつけるため、平成24年に中外ファーマボディ・リサーチ・ピーティーイー・リミテッド（シンガポール）を設立し、連続的に革新的な開発プロジェクトを創出する体制を整えました。

今後はこれらの革新的創薬技術及び創薬研究体制を活用し、ファーストインクラス・ベストインクラスの優れた医薬品の創出を一層加速してまいります。

（4）経営基盤のさらなる強化

当社グループは、ロシュとのWIN-WIN関係を基軸としたリスク・リターンバランスに優れたビジネスモデルを活用するとともに、絶え間ないコスト削減努力を通じ、国内同業トップクラスの利益率を実現してまいりました。

今後は、激変する環境に適応しつつ、持続的な企業価値拡大を図るため、要員・設備投資をはじめとする固定費コントロール並びに一層のコスト削減努力により、さらに効率的かつ柔軟なコスト構造への変革を進めてまいります。

また、企業価値拡大機会を最大化するための戦略的・機動的な投資も同時に行っていきます。

人財面においても、ナショナルリティ、ジェンダー等のダイバーシティを加速し、幅広い視野と多様な専門性に基づいた革新を促進する体制を強化していきます。

4【事業等のリスク】

当社グループの業績は、今後起こりうる様々な要因により大きな影響を受ける可能性があります。以下において、当社グループの事業展開上のリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しております。当社グループはこれらリスク発生の可能性を認識した上で、発生の予防及び発生した場合の対応に努める方針であります。

なお、文中における将来に関する事項は当連結会計年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 新製品の研究開発について

当社グループは革新的新薬を継続的に提供する、日本のトップ製薬企業を目指しており、国内外にわたって積極的な研究開発活動を展開しております。がん領域を中心とする充実した開発パイプラインを有しておりますが、そのすべてについて今後順調に開発が進み発売できるとは限らず、途中で開発を断念しなければならない事態も予想されます。そのような事態に陥った場合、開発品によっては当社グループの経営成績及び財政状態に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 製品を取りまく環境の変化について

近年の製薬産業における技術進歩は顕著であり、当社グループは国内外の製薬企業との厳しい競争に直面しております。このような状況におきまして、競合品や後発品の発売及び当社グループが締結した販売・技術導出入に関わる契約の変更等により当社グループ製品を取りまく環境が変化した場合、当社グループの経営成績及び財政状態に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 副作用について

医薬品は厚生労働省の厳しい審査を受けて承認されていますが、その特殊性から、使用にあたり、万全の安全対策を講じたとしても副作用を完全に防止することは困難です。当社グループの医薬品の使用に関し、副作用、特に新たな重篤な副作用が発現した場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に重要な影響を与える可能性があります。

(4) 医療制度改革について

国内においては、急速な少子高齢化が進むなか医療保険制度改革が実行され、その一環として診療報酬体系の見直し、薬価制度改革などの議論が続けられ医療費抑制策が実施されております。薬価制度を含む医療制度改革はその方向によっては当社グループの経営成績及び財政状態に大きな影響を与える可能性があります。

(5) 知的財産権について

当社グループは業務活動上様々な知的財産権を使用しており、それらは当社グループ所有のものであるか、あるいは適法に使用許諾を受けたものであると認識しておりますが、当社グループの認識の範囲外で第三者の知的財産権を侵害する可能性があり、また当社グループの業務に関連する重大な知的財産権を巡っての係争が発生した場合には当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(6) ロシュとの戦略的提携について

当社グループはロシュとの戦略的提携により、日本市場におけるロシュの唯一の医薬品事業会社となり、多数の製品及びプロジェクトを同社との間で導入・導出しております。なんらかの理由により戦略的提携における合意内容が変更された場合、当社グループの経営成績及び財政状態に重要な影響を与える可能性があります。

(7) 国際的な事業活動について

当社グループは国外における医薬品の販売や研究開発活動、医薬品バルクの輸出入など国際的な事業を積極的に行っております。このような国際的な事業活動においては、法令や規制の変更、政情不安、経済動向の不確実性、現地における労使関係、税制の変更や解釈の多様性、為替相場の変動、商習慣の相違等に直面する場合があります。当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(8) 大規模災害等による影響について

地震、台風などの自然災害、火災などの事故などが発生した場合、当社グループの事業所・営業所及び取引先が大規模な被害を受け事業活動が停滞し、また損害を被った設備などの修復のため多額の費用が発生するなど、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

(1) 技術導入契約等

(提出会社)

| 契約品目 | 相手方の名称 | 国名 | 対価 | 契約年 | 契約終結年 |
|---|---|-----|-------------|------|------------------------------------|
| 抗悪性腫瘍剤(抗CD20モノクローナル抗体) | 全薬工業株式会社 | 日本 | 一定額の契約金 | 2011 | 2021年 |
| 抗悪性腫瘍剤(抗VEGFヒト化モノクローナル抗体) | エフ・ホフマン・ラ・ロシュ・リミテッド(及びロシュ・ダイアグノスティクス・インターナショナル(バーゼル支店)) | スイス | 一定額の契約金 | 2003 | 発売日から25年または対象特許満了日のいずれか長い方 |
| ペルツスマブ(遺伝子組換え) | エフ・ホフマン・ラ・ロシュ・リミテッド | スイス | 一定額の契約金 | 2003 | 発売日から20年または対象特許満了日のいずれか長い方 |
| ヒト化抗ヒトIL-6レセプターモノクローナル抗体 | 個人 | 日本 | 一定料率のロイヤルティ | 2004 | 2020年 |
| bitopertin(グリシン再取り込み阻害薬) | エフ・ホフマン・ラ・ロシュ・リミテッド | スイス | 一定額の契約金 | 2006 | 発売日から15年または対象特許満了日のいずれか長い方 |
| Obinutuzumab(GA101)(ヒト化抗CD20モノクローナル抗体) | エフ・ホフマン・ラ・ロシュ・リミテッド | スイス | 一定額の契約金 | 2007 | 発売日から15年または対象特許満了日のいずれか長い方(以降自動更新) |
| trastuzumab emtansine(抗HER2ヒト化モノクローナル抗体 薬剤結合抗体) | エフ・ホフマン・ラ・ロシュ・リミテッド | スイス | 一定額の契約金 | 2008 | 発売日から20年または対象特許満了日のいずれか長い方 |
| onartuzumab(ヒト化抗Metモノクローナル抗体) | エフ・ホフマン・ラ・ロシュ・リミテッド | スイス | 一定額の契約金 | 2010 | 発売日から25年または対象特許満了日のいずれか長い方 |

(注) 2012年12月、イーライリリー・アンド・カンパニー、イーライリリー・エスエー及び日本イーライリリー株式会社との骨粗鬆症治療剤にかかる契約は解約いたしました。

(2) 技術導出契約等
 (提出会社)

| 契約品目 | 相手方の名称 | 国名 | 対価 | 契約年 | 契約終結年 |
|--|----------------------|------|----------------------|------|------------------------------------|
| 遺伝子組換えヒトG-CSF製剤 | 中外サノフィ・アベンティス・エスエヌシー | フランス | 一定料率のロイヤルティ | 1993 | 販売終了時 |
| トシリズマブ | エフ・ホフマン・ラ・ロシュ・リミテッド | スイス | 一定額の契約金及び一定料率のロイヤルティ | 2003 | 国毎に発売日から10年または対象特許満了日のいずれか長い方 |
| イバンドロン酸ナトリウム水和物 | 大正製薬株式会社 | 日本 | 一定額の契約金 | 2006 | 製剤毎に発売日から10年(以降自動更新) |
| エルデカルシトール | 大正製薬株式会社 | 日本 | 一定額の契約金 | 2008 | 発売日から10年(以降自動更新) |
| トホグリフロジン水和物 | 興和株式会社及びサノフィ株式会社 | 日本 | 一定額の契約金 | 2012 | 発売日から15年または基本特許満了日のいずれか長い方 |
| AF802(ALK阻害剤) | エフ・ホフマン・ラ・ロシュ・リミテッド | スイス | 一定額の契約金及び一定料率のロイヤルティ | 2012 | 発売日から10年または対象特許満了日のいずれか長い方(以降自動更新) |
| Obinutuzumab(GA101)(ヒト化抗CD20モノクローナル抗体) | 日本新薬株式会社 | 日本 | 一定額の契約金 | 2012 | 発売日から15年または対象特許満了日のいずれか長い方(以降自動更新) |

(3) 合併関係
 (提出会社)

| 合併会社名及び所在地 | 相手方の名称 | 国名 | 設立の目的 | 設立年 |
|----------------------------|--------------------------------|------|-----------|------|
| 中外サノフィ・アベンティス・エスエヌシー(フランス) | サノフィ・アベンティス・パーティシペーションズ・エスエーエス | フランス | 医薬品の開発販売 | 1990 |
| C&Cリサーチ・ラボラトリーズ(韓国) | ジェイダブリュ・ファーマシューティカル | 韓国 | 医薬品等の研究開発 | 1992 |

(4) エフ・ホフマン・ラ・ロシュ・リミテッドとの戦略的アライアンス
 (提出会社)

| 契約の名称 | 相手方の名称 | 契約の内容 | 契約年 |
|------------|---------------------|--|------|
| 基本契約 | ロシュ・ホールディング・リミテッド | 日本国内におけるエフ・ホフマン・ラ・ロシュ・リミテッドとの医薬品事業の統合を柱とする戦略的アライアンスにかかわる基本契約 | 2001 |
| 包括的開発品導入契約 | エフ・ホフマン・ラ・ロシュ・リミテッド | 日本ロシュ株式会社との合併時に日本ロシュ株式会社が開発していた開発品の包括的導入 | 2002 |
| 包括的既存品導入契約 | エフ・ホフマン・ラ・ロシュ・リミテッド | 日本ロシュ株式会社との合併時に日本ロシュ株式会社が販売していた製品の包括的導入 | 2002 |
| 共同研究契約 | エフ・ホフマン・ラ・ロシュ・リミテッド | 低分子化合物に関する同社との間の共通研究基盤構築及びその共同使用に関する基本契約 | 2002 |
| 共同研究契約 | エフ・ホフマン・ラ・ロシュ・リミテッド | 高分子化合物に関する同社との間の共通研究基盤構築及びその共同使用に関する基本契約 | 2004 |

(5) その他
 (提出会社)

| 契約の名称 | 相手方の名称 | 契約の内容 | 契約年 |
|--------------|--------------------|---|------|
| スペインル事業提携契約書 | 電気化学工業株式会社 | スペインルの独占的供給及び購入にかかる契約 | 2003 |
| 原薬製造委受託契約 | ジェネンテック・インコーポレーテッド | ヒト化抗ヒトIL-6レセプターモノクローナル抗体(トシリズマブ)原薬にかかる製造委受託契約 | 2008 |

6【研究開発活動】

当社グループは、医療用医薬品に関して国内外にわたる積極的な研究開発活動を展開しており、がん領域を中心に国際的に通用する革新的な医薬品の創製に取り組んでおります。国内では、富士御殿場、鎌倉に研究拠点を配置し、連携して創薬の研究を行う一方、浮間では工業化技術の研究を行っております。また、海外では、中外ファーマ・ユー・エス・イー・エルエルシー(米国)、中外ファーマ・ヨーロッパ・リミテッド(英国)、日健中外科技(北京)有限公司(中国)、日商中外開発医薬股?有限公司 台北分公司(台湾)が医薬品の開発・申請業務を、ファーマロジカルズ・リサーチ・ピーティーイー・リミテッド(シンガポール)、中外ファーマボディ・リサーチ・ピーティーイー・リミテッド(シンガポール)が医薬品の研究を、関連会社であるC&Cリサーチ・ラボラトリーズ(韓国)が医薬品の研究開発を行っています。

当連結会計年度における研究開発費は、551億円となりました。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 財政状態

当連結会計年度末の総資産は5,877億円と、前連結会計年度末に比べ542億円増加しました。主な増減は、有価証券400億円の増加、原材料及び貯蔵品119億円の増加、受取手形及び売掛金91億円の増加、商品及び製品82億円の減少です。

総負債は976億円と、前連結会計年度末に比べ232億円増加しました。主な増減は、支払手形及び買掛金243億円の増加です。

純資産は4,901億円と、前連結会計年度末に比べ310億円増加しました。主な増減は、剰余金の配当218億円を実施した一方で当期純利益482億円を計上したことによる利益剰余金265億円の増加です。

以上の結果、自己資本比率は83.0%(前連結会計年度は85.6%)となりました。

(2) 経営成績

「1 業績等の概要 (1) 業績」をご参照ください。

(3) キャッシュ・フローの状況

「1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

本章において、金額は億円未満を四捨五入しております。また、増減及び%は億円単位で表示された数字で計算しております。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社グループは生産設備の増強・合理化及び研究開発機能の充実・強化などを目的とした設備投資を継続的に実施しております。当連結会計年度における設備投資額は142億円であり、主要なものは、当社による浮間地区の生物治験薬棟の改造工事、中外製薬工業株式会社による東日本大震災で被災した宇都宮工場の事務厚生棟・品質管理棟の建て直し及び中外ファーマボディ・リサーチ・ピーティーイー・リミテッドによる研究設備・機器への投資などであり、

本項において、金額は億円未満を四捨五入しております。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は次のとおりであります。

(提出会社)

平成24年12月31日現在

| 事業所名 (所在地) | 設備の内容 | 帳簿価額(百万円) | | | | 合計 | 従業員数 (人) |
|-------------------------------|-------------------|-------------|---------------|----------------|-------------|--------|-------------|
| | | 建物及び 構築物 | 機械装置 及び運搬具 | 土地 (面積千㎡) | その他 (注)1 | | |
| 浮間地区 (東京都北区) (注)4 | 医薬品の研究 | 10,415 | 2,550 | 1,076 (66) | 1,218 | 15,261 | 488 |
| 藤枝地区 (静岡県藤枝市) | 医薬品の研究 | 1,060 | 590 | 350 (216) | 37 | 2,039 | 10 |
| 宇都宮地区 (栃木県宇都宮市) | 子会社に賃貸 している土地等 | 1 | 361 | 2,100 (122) | 7 | 2,471 | 0 |
| 富士御殿場研究所 (静岡県御殿場市) (注)5 | 医薬品の研究 | 5,539 | 10 | 3,725 (149) | 1,379 | 10,655 | 351 |
| 鎌倉研究所 (神奈川県鎌倉市) | 医薬品の研究 | 7,120 | 97 | 1,724 (82) | 1,510 | 10,452 | 263 |

(中外製薬工業株式会社)

平成24年12月31日現在

| 事業所名 (所在地) | 設備の内容 | 帳簿価額(百万円) | | | | 合計 | 従業員数 (人) |
|--------------------|--------|-------------|---------------|--------------|-------------|--------|-------------|
| | | 建物及び 構築物 | 機械装置 及び運搬具 | 土地 (面積千㎡) | その他 (注)1 | | |
| 浮間工場 (東京都北区) | 医薬品の製造 | 2,167 | 900 | | 521 | 3,590 | 271 |
| 藤枝工場 (静岡県藤枝市) | 医薬品の合成 | 6,952 | 4,926 | | 255 | 12,133 | 346 |
| 宇都宮工場 (栃木県宇都宮市) | 医薬品の製造 | 13,741 | 5,013 | | 404 | 19,160 | 450 |

(注)1. 帳簿価額の「その他」の内訳は、工具、器具及び備品、リース資産であり建設仮勘定を含んでおりません。

- 金額は消費税等抜きであります。
- 当社グループは医薬品事業のみの単一セグメントであるため「セグメントの名称」の記載を省略しております。
- 浮間地区には中外物流株式会社東日本物流センター(埼玉県加須市)に貸与している建物及び構築物330百万円、機械装置及び運搬具100百万円、土地916百万円(11千㎡)、その他4百万円が含まれております。
- 富士御殿場研究所には、御殿場寮(静岡県御殿場市)の建物及び構築物304百万円、土地659百万円(7千㎡)、その他4百万円が含まれております。
- 現在休止中の主要な設備はありません。

7. 上記の他、主要な賃借設備として以下のものがあります。全て建物の賃借であります。

(提出会社)

| 事業所名 (所在地) | 設備の内容 | 従業員数 (人) | 当期賃借料 (百万円) |
|--------------------|--------|-------------|----------------|
| 本社事務所 (東京都中央区) | 統轄業務施設 | 1,399 | 2,810 |
| 東京第一支店 (東京都新宿区) | 販売業務施設 | 335 | 184 |
| 大阪支店 (大阪市淀川区) | 販売業務施設 | 326 | 163 |

(注) 1. 金額は消費税等抜きであります。

2. 当社は医薬品事業のみの単一セグメントであるため、「セグメントの名称」の記載を省略しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

重要な設備の新設等の計画は次のとおりであります。

(提出会社)

| 事業所名 (所在地) | 設備の内容 | 投資予定金額 | | 資金調達方法 | 着手年月 | 完成予定年月 |
|-----------------|------------|--------------|---------------|--------|---------|----------|
| | | 総額 (百 万円) | 既支払額 (百万円) | | | |
| 浮間地区 (東京都北区) | 生物治験薬棟改造工事 | 2,197 | 2,025 | 自己資金 | 平成23年5月 | 平成25年10月 |

(注) 1. 金額は消費税等抜きであります。

2. 当社グループは医薬品事業のみの単一セグメントであるため、「セグメントの名称」の記載を省略しております。

(2) 重要な設備の除却等

重要な設備の除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

| 種類 | 発行可能株式総数(株) |
|------|-------------|
| 普通株式 | 799,805,050 |
| 計 | 799,805,050 |

【発行済株式】

| 種類 | 事業年度末現在発行数 (株) (平成24年12月31日) | 提出日現在発行数(株) (平成25年3月27日) | 上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名 | 内容 |
|------|------------------------------------|-----------------------------|------------------------------------|---|
| 普通株式 | 559,685,889 | 559,685,889 | 東京証券取引所 (市場第一部) | 完全議決権株式 であり、権利内 容に何ら限定の 無い当社の標準 となる株式であ り、単元株式数 は100株であり ます。 |
| 計 | 559,685,889 | 559,685,889 | | |

(注) 提出日現在の発行済株式数には、平成25年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法に基づき発行した新株予約権は次のとおりであります。

| 株主総会の特別決議日(平成15年6月25日) | | |
|--|--|---------------------------|
| | 事業年度末現在 (平成24年12月31日) | 提出日の前月末現在 (平成25年2月28日) |
| 新株予約権の数(個) | 752 | 524 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 75,200(注)1 | 52,400(注)1 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 1,454(注)2 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成15年9月1日～ 平成25年6月25日 | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 1,454 資本組入額 727 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | <p>新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、当社または当社子会社の取締役もしくは監査役を任期満了により退任した場合、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。</p> <p>その他の条件については、平成15年6月25日株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。</p> | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | | |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | | |

| 株主総会の特別決議日（平成16年3月25日） | | |
|--|--|---------------------------|
| | 事業年度末現在 （平成24年12月31日） | 提出日の前月末現在 （平成25年2月28日） |
| 新株予約権の数（個） | 2,069 | 1,257 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数（個） | | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数（株） | 206,900（注）1 | 125,700（注）1 |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円） | 1,675（注）2 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成16年5月1日～ 平成26年3月25日 | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） | 発行価格 1,675 資本組入額 838 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | <p>新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、当社または当社子会社の取締役もしくは監査役を任期満了により退任した場合、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。</p> <p>その他の条件については、平成16年3月25日株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。</p> | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | | |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | | |

| 株主総会の特別決議日（平成17年3月23日） | | |
|--|--|---------------------------|
| | 事業年度末現在 （平成24年12月31日） | 提出日の前月末現在 （平成25年2月28日） |
| 新株予約権の数（個） | 2,452 | 2,350 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数（個） | | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数（株） | 245,200（注）1 | 235,000（注）1 |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円） | 1,649（注）2 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成17年4月1日～ 平成27年3月23日 | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） | 発行価格 1,649 資本組入額 825 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | <p>新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、当社または当社子会社の取締役もしくは監査役を任期満了により退任した場合、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。</p> <p>その他の条件については、平成17年3月23日株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。</p> | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | | |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | | |

| 株主総会の特別決議日（平成18年3月23日） | | |
|--|--|---------------------------|
| | 事業年度末現在 （平成24年12月31日） | 提出日の前月末現在 （平成25年2月28日） |
| 新株予約権の数（個） | 3,330 | 同左 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数（個） | | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数（株） | 333,000（注）1 | 同左 |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円） | 2,245（注）2 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成18年4月3日～ 平成28年3月23日 | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） | 発行価格 2,245 資本組入額 1,123 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | <p>新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、当社または当社子会社の取締役もしくは監査役を任期満了により退任した場合、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。</p> <p>その他の条件については、平成18年3月23日株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。</p> | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | | |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | | |

(注) 1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。
 ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$
 また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行います。

- 2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使及び「商法等の一部を改正する法律」（平成13年法律第128号）の施行前の商法に基づく転換社債の転換の場合は除く）は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行います。

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

| 取締役会の決議日（平成19年3月23日） | | |
|--|---|---------------------------|
| | 事業年度末現在 （平成24年12月31日） | 提出日の前月末現在 （平成25年2月28日） |
| 新株予約権の数（個） | 3,440 | 同左 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数（個） | | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数（株） | 344,000（注）1 | 同左 |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円） | 3,039（注）2 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成19年4月9日～ 平成29年3月23日 | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） | 発行価格 4,090（注）3 資本組入額 2,045 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、当社または当社子会社の取締役もしくは監査役を任期満了により退任した場合、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。 その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。 | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要する。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | | |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | （注）4 | 同左 |

(注) 1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使していない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

調整後対象株式数 = 調整前対象株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、対象株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、合理的な範囲で対象株式数を調整します。

- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その額は新株予約権を行使することにより交付を受け
 ることができる株式1株当たりの金銭の額（以下、「行使価額」という。）に対象株式数を乗じた金額としま
 す。
 なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により
 生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使金額} = \text{調整前行使金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使及び「商
 法等の一部を改正する法律」（平成13年法律第128号）の施行前の商法に基づく転換社債の転換の場合は除
 く）は、次の算式により1株当たりの行使金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使金額} = \text{調整前行使金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数
 とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株
 当たり処分金額」と読み替えるものとします。

さらに、上記のほか、行使価額の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、合理的な範囲で行使価額
 を調整します。

- 3 「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」の発行価格は、公正な評価
 単価と行使時の払込金額の合計額を記載しております。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上
 を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点に
 おいて残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）については、新株予約権の割当てを受けた者
 に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編
 対象会社」という。）の新株予約権を本新株予約権の発行要領に準じた条件に基づきそれぞれ交付する
 こととします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するも
 のとします。ただし、本新株予約権の発行要領に準じた条件に基づき再編対象会社の新株予約権を交付する旨
 を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定め
 た場合に限るものとします。

| 取締役会の決議日（平成21年3月25日） | | |
|--|--|---------------------------|
| | 事業年度末現在 （平成24年12月31日） | 提出日の前月末現在 （平成25年2月28日） |
| 新株予約権の数（個） | 3,270 | 3,250 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数（個） | | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数（株） | 327,000（注）1 | 325,000（注）1 |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円） | 1,696（注）2 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成21年4月9日～ 平成31年3月25日 | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） | 発行価格 2,286（注）3 資本組入額 1,143 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、当社または当社子会社の取締役もしくは監査役を任期満了により退任した場合、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。 その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。 | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | | |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | （注）4 | 同左 |

(注) 1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使していない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$
 また、上記のほか、募集事項を決定する取締役会決議後、株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める調整を行います。

- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの金銭の額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とします。

なお、株式分割または株式併合等により、行使価額の変更をすることが適切となった場合は、当社は必要と認める調整を行う（調整により生じる1円未満の端数は切上げる）ものとします。

$$\text{調整後行使金額} = \text{調整前行使金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使の場合は除く。）は、次の算式により1株当たりの行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使金額} = \text{調整前行使金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」と読み替えるものとします。

さらに、上記のほか、行使価額の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、合理的な範囲で行使価額を調整します。

- 3 「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」の発行価格は、公正な評価単価と行使時の払込金額の合計額を記載しております。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）については、新株予約権の割当てを受けた者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を本新株予約権の発行要領に準じた条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、本新株予約権の発行要領に準じた条件に基づき再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

| 取締役会の決議日（平成21年4月24日） | | |
|--|---|---------------------------|
| | 事業年度末現在 （平成24年12月31日） | 提出日の前月末現在 （平成25年2月28日） |
| 新株予約権の数（個） | 594 | 同左 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数（個） | | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数（株） | 59,400（注）1 | 同左 |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円） | 1（注）2 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成21年5月11日～ 平成51年4月24日 | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） | 発行価格 1,659（注）3 資本組入額 830 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。 その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。 | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | | |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | （注）4 | 同左 |

- (注) 1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。
 ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$
 また、上記のほか、募集事項を決定する取締役会決議日後、株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める株式数の調整を行います。
- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの金銭の額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とします。
- 3 「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」の発行価格は、公正な評価単価と行使時の払込金額の合計額を記載しております。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）については、新株予約権の割当てを受けた者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を本新株予約権の発行要領に準じた条件に沿ってそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、本新株予約権の発行要領に準じた条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定められた場合に限るものとします。

| 取締役会の決議日（平成22年4月23日） | | |
|--|---|---------------------------|
| | 事業年度末現在 （平成24年12月31日） | 提出日の前月末現在 （平成25年2月28日） |
| 新株予約権の数（個） | 3,230 | 同左 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数（個） | | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数（株） | 323,000（注）1 | 同左 |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円） | 1,881（注）2 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成22年5月11日～ 平成32年4月23日 | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） | 発行価格 2,372（注）3 資本組入額 1,186 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社の子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、当社または当社子会社の取締役もしくは監査役を任期満了により退任した場合、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。 | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要する。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | | |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | （注）4 | 同左 |

(注) 1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により、新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。

- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの金銭の額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とします。なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使の場合は除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」と読み替えるものとします。

さらに、上記のほか、行使価額の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、合理的な範囲で行使価額を調整します。

- 3 「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」の発行価格は、公正な評価単価と行使時の払込金額の合計額を記載しております。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）については、新株予約権の割当てを受けた者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を本新株予約権の発行要領に準じた条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、本新株予約権の発行要領に準じた条件に基づき再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定められた場合に限るものとします。

| 取締役会の決議日（平成22年4月23日） | | |
|--|---|---------------------------|
| | 事業年度末現在 （平成24年12月31日） | 提出日の前月末現在 （平成25年2月28日） |
| 新株予約権の数（個） | 647 | 同左 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数（個） | | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数（株） | 64,700（注）1 | 同左 |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円） | 1（注）2 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成22年5月11日～ 平成52年4月23日 | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） | 発行価格 1,518（注）3 資本組入額 759 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | 新株予約権の割当てを受けた者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間（10日目が休日にあたる場合には翌営業日）に限り、新株予約権の全部を一括して行使することができる。 | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要する。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | | |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | （注）4 | 同左 |

(注) 1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により、新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。

- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの金銭の額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とします。
- 3 「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」の発行価格は、公正な評価単価と行使時の払込金額の合計額を記載しております。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）については、新株予約権の割当てを受けた者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を本新株予約権の発行要領に準じた条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、本新株予約権の発行要領に準じた条件に基づき再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定められた場合に限るものとします。

| 取締役会の決議日（平成23年5月27日） | | |
|--|---|---------------------------|
| | 事業年度末現在 （平成24年12月31日） | 提出日の前月末現在 （平成25年2月28日） |
| 新株予約権の数（個） | 3,240 | 同左 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数（個） | | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数（株） | 324,000（注）1 | 同左 |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円） | 1,397（注）2 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成23年6月14日～ 平成33年5月27日 | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） | 発行価格 1,753（注）3 資本組入額 877 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社の子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、当社または当社子会社の取締役もしくは監査役を任期満了により退任した場合、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。 | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要する。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | | |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | （注）4 | 同左 |

(注) 1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により、新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。

- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの金銭の額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とします。なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使の場合は除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」と読み替えるものとします。

さらに、上記のほか、行使価額の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、合理的な範囲で行使価額を調整します。

- 3 「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」の発行価格は、公正な評価単価と行使時の払込金額の合計額を記載しております。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）については、新株予約権の割当てを受けた者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を本新株予約権の発行要領に準じた条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、本新株予約権の発行要領に準じた条件に基づき再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定められた場合に限るものとします。

| 取締役会の決議日（平成23年5月27日） | | |
|--|---|---------------------------|
| | 事業年度末現在 （平成24年12月31日） | 提出日の前月末現在 （平成25年2月28日） |
| 新株予約権の数（個） | 780 | 同左 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数（個） | | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数（株） | 78,000（注）1 | 同左 |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円） | 1（注）2 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成23年6月14日～ 平成53年5月27日 | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） | 発行価格 1,189（注）3 資本組入額 595 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | 新株予約権の割当てを受けた者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間（10日目が休日にあたる場合には翌営業日）に限り、新株予約権の全部を一括して行使することができる。 | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要する。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | | |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | （注）4 | 同左 |

(注) 1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により、新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。

- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの金銭の額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とします。
- 3 「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」の発行価格は、公正な評価単価と行使時の払込金額の合計額を記載しております。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）については、新株予約権の割当てを受けた者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を本新株予約権の発行要領に準じた条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、本新株予約権の発行要領に準じた条件に基づき再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定められた場合に限るものとします。

| 取締役会の決議日（平成24年4月24日） | | |
|--|---|---------------------------|
| | 事業年度末現在 （平成24年12月31日） | 提出日の前月末現在 （平成25年2月28日） |
| 新株予約権の数（個） | 3,330 | 同左 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数（個） | | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数（株） | 333,000（注）1 | 同左 |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円） | 1,528（注）2 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成24年5月10日～ 平成34年4月24日 | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） | 発行価格 1,938（注）3 資本組入額 969 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社の子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、当社または当社子会社の取締役もしくは監査役を任期満了により退任した場合、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。 | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要する。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | | |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | （注）4 | 同左 |

(注) 1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により、新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。

- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの金銭の額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とします。なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使の場合は除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」と読み替えるものとします。

さらに、上記のほか、行使価額の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、合理的な範囲で行使価額を調整します。

- 3 「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」の発行価格は、公正な評価単価と行使時の払込金額の合計額を記載しております。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）については、新株予約権の割当てを受けた者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を本新株予約権の発行要領に準じた条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、本新株予約権の発行要領に準じた条件に基づき再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定められた場合に限るものとします。

| 取締役会の決議日（平成24年4月24日） | | |
|--|---|---------------------------|
| | 事業年度末現在 （平成24年12月31日） | 提出日の前月末現在 （平成25年2月28日） |
| 新株予約権の数（個） | 817 | 同左 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数（個） | | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数（株） | 81,700（注）1 | 同左 |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円） | 1（注）2 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成24年5月10日～ 平成54年4月24日 | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） | 発行価格 1,356（注）3 資本組入額 678 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | 新株予約権の割当てを受けた者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間（10日目が休日にあたる場合には翌営業日）に限り、新株予約権の全部を一括して行使することができる。 | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要する。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | | |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | （注）4 | 同左 |

(注) 1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により、新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。

- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの金銭の額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とします。
- 3 「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」の発行価格は、公正な評価単価と行使時の払込金額の合計額を記載しております。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）については、新株予約権の割当てを受けた者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を本新株予約権の発行要領に準じた条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、本新株予約権の発行要領に準じた条件に基づき再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定められた場合に限るものとします。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

当該記載事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

| 年月日 | 発行済株式 総数増減数 (株) | 発行済株式 総数残高 (株) | 資本金増減額 (百万円) | 資本金残高 (百万円) | 資本準備金 増減額 (百万円) | 資本準備金 残高 (百万円) |
|------------------------------|-----------------------|----------------------|-----------------|----------------|-----------------------|----------------------|
| 平成20年1月1日～ 平成20年12月31日(注) | 49,828 | 559,685,889 | 19 | 72,966 | 18 | 92,815 |
| 平成21年1月1日～ 平成21年12月31日 | | 559,685,889 | | 72,966 | | 92,815 |
| 平成22年1月1日～ 平成22年12月31日 | | 559,685,889 | | 72,966 | | 92,815 |
| 平成23年1月1日～ 平成23年12月31日 | | 559,685,889 | | 72,966 | | 92,815 |
| 平成24年1月1日～ 平成24年12月31日 | | 559,685,889 | | 72,966 | | 92,815 |

(注) 転換社債の株式転換であります。

(6) 【所有者別状況】

平成24年12月31日現在

| 区分 | 株式の状況(1単元の株式数100株) | | | | | | | 計 | 単元未満 株式の状況 (株) |
|-----------------|--------------------|---------|--------------|------------|-----------|------|---------|-----------|----------------------|
| | 政府及び 地方公共 団体 | 金融機関 | 金融商品 取引業者 | その他の 法人 | 外国法人等 | | 個人その他 | | |
| | | | | | 個人以外 | 個人 | | | |
| 株主数(人) | | 70 | 48 | 242 | 421 | 27 | 43,101 | 43,909 | |
| 所有株式数 (単元) | | 606,920 | 145,410 | 59,012 | 4,250,237 | 124 | 532,799 | 5,594,502 | 235,689 |
| 所有株式数の 割合(%) | | 10.85 | 2.60 | 1.05 | 75.97 | 0.00 | 9.52 | 100.00 | |

(注) 1 自己株式15,440,438株は、「個人その他」の欄154,404単元、「単元未満株式の状況」の欄に38株を含めて記載しております。

2 証券保管振替機構名義の株式3,000株は、「その他の法人」の欄に30単元を含めて記載しております。

(7)【大株主の状況】

平成24年12月31日現在

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数 (千株) | 発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%) |
|--|--|---------------|--------------------------------|
| ロシュ・ホールディング・リミテッド (常任代理人 西村あさひ法律事務所) | Grenzacherstrasse 124, CH-4058 Basel, Switzerland (東京都港区赤坂一丁目12番32号アーク森ビル28階) | 335,223 | 59.89 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) | 東京都港区浜松町二丁目11番3号 | 14,837 | 2.65 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) | 東京都中央区晴海一丁目8番11号 | 12,691 | 2.26 |
| ジェーピー モルガン チェース バンク 385147 (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行決済営業部) | 125 LONDON WALL, LONDON, EC2Y 5AJ, UNITED KINGDOM (東京都中央区月島四丁目16番13号) | 5,621 | 1.00 |
| SSBT 0D05 オムニバス アカウント トリーティ クライアント (常任代理人 香港上海銀行東京支店) | 338 PITT STREET SYDNEY NSW 2000 AUSTRALIA (東京都中央区日本橋三丁目11番1号) | 4,478 | 0.80 |
| みずほ証券株式会社 | 東京都千代田区大手町一丁目5番1号 | 4,275 | 0.76 |
| ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505225 (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行決済営業部) | P.O.BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A. (東京都中央区月島四丁目16番13号) | 4,040 | 0.72 |
| 中外製薬社員持株会 | 東京都北区浮間五丁目5番1号 | 3,920 | 0.70 |
| 東京海上日動火災保険株式会社 | 東京都千代田区丸の内一丁目2番1号 | 3,787 | 0.67 |
| メロン バンク エヌエー アズ エージェント フォー イッツ クライアント メロン オムニバス ユーエス ペンション (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行決済営業部) | ONE BOSTON PLACE BOSTON, MA 02108 (東京都中央区月島四丁目16番13号) | 3,499 | 0.62 |
| 計 | | 392,377 | 70.10 |

(注) 1 当社は自己株式15,440,438株を所有しておりますが、上記大株主の状況の記載から除いております。
 2 発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点第3位以下を切り捨てて記載しております。

(8) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成24年12月31日現在

| 区分 | 株式数(株) | 議決権の数(個) | 内容 |
|----------------|--------------------------------|-----------|----------------------------------|
| 無議決権株式 | | | |
| 議決権制限株式(自己株式等) | | | |
| 議決権制限株式(その他) | | | |
| 完全議決権株式(自己株式等) | (自己保有株式) 普通株式 15,440,400 | | 権利内容に何ら限定の無い、当社における標準となる株式であります。 |
| 完全議決権株式(その他) | 普通株式 544,009,800 | 5,440,098 | ” |
| 単元未満株式 | 普通株式 235,689 | | ” |
| 発行済株式総数 | 559,685,889 | | |
| 総株主の議決権 | | 5,440,098 | |

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が3,000株含まれております。また、「議決権の数」の欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数30個が含まれております。

【自己株式等】

平成24年12月31日現在

| 所有者の氏名又は名称 | 所有者の住所 | 自己名義所有株式数(株) | 他人名義所有株式数(株) | 所有株式数の合計(株) | 発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%) |
|----------------------|--------------------|--------------|--------------|-------------|------------------------|
| (自己保有株式) 中外製薬株式会社 | 東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号 | 15,440,400 | | 15,440,400 | 2.76 |
| 計 | | 15,440,400 | | 15,440,400 | 2.76 |

(9)【ストック・オプション制度の内容】

当社はストック・オプション制度を採用しております。

当該制度は旧商法に基づき、新株予約権を発行する方法によるものであります。
 当該制度の内容は、次のとおりであります。

(平成15年6月25日定時株主総会決議)

旧商法に基づき、平成15年6月25日定時株主総会終結の時に在任あるいは在籍する当社の取締役及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対してストック・オプションとして新株予約権を発行することを、平成15年6月25日開催の定時株主総会において特別決議されたものであります。

| | |
|--------------------------|---|
| 決議年月日 | 平成15年6月25日 |
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 当社の取締役5名及び従業員23名並びに当社子会社の取締役1名 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 株式の数 | 231,000株(新株予約権1個につき普通株式100株) (注)1 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 1,454(注)2 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成15年9月1日から平成25年6月25日まで |
| 新株予約権の行使の条件 | 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、当社または当社子会社の取締役もしくは監査役を任期満了により退任した場合、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。 その他の条件については、平成15年6月25日株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。 |
| 代用払込みに関する事項 | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | - |

(平成16年3月25日定時株主総会決議)

旧商法に基づき、平成16年3月25日定時株主総会終結の時に在任あるいは在籍する当社の取締役及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対してストック・オプションとして新株予約権を発行することを、平成16年3月25日開催の定時株主総会において特別決議されたものであります。

| | |
|--------------------------|--|
| 決議年月日 | 平成16年3月25日 |
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 当社の取締役6名及び従業員19名並びに当社子会社の取締役1名 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 株式の数 | 232,000株(新株予約権1個につき普通株式100株) (注)1 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 1,675(注)2 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成16年5月1日から平成26年3月25日まで |
| 新株予約権の行使の条件 | <p>新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、当社または当社子会社の取締役もしくは監査役を任期満了により退任した場合、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。</p> <p>その他の条件については、平成16年3月25日株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。</p> |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。 |
| 代用払込みに関する事項 | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | - |

(平成17年3月23日定時株主総会決議)

旧商法に基づき、平成17年3月23日定時株主総会終結の時に在任あるいは在籍する当社の取締役及び従業員に対してストック・オプションとして新株予約権を発行することを、平成17年3月23日開催の定時株主総会において特別決議されたものであります。

| | |
|--------------------------|--|
| 決議年月日 | 平成17年3月23日 |
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 当社の取締役6名及び従業員24名 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 株式の数 | 252,000株(新株予約権1個につき普通株式100株) (注)1 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 1,649(注)2 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成17年4月1日から平成27年3月23日まで |
| 新株予約権の行使の条件 | <p>新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、当社または当社子会社の取締役もしくは監査役を任期満了により退任した場合、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。</p> <p>その他の条件については、平成17年3月23日株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。</p> |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。 |
| 代用払込みに関する事項 | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | - |

(平成18年3月23日定時株主総会決議)

旧商法に基づき、平成18年3月23日定時株主総会終結の時に在任あるいは在籍する当社の取締役及び従業員に対してストック・オプションとして新株予約権を発行することを、平成18年3月23日開催の定時株主総会において特別決議されたものであります。

| | |
|--------------------------|---|
| 決議年月日 | 平成18年3月23日 |
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 当社の取締役6名及び従業員111名 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 株式の数 | 344,000株(新株予約権1個につき普通株式100株) (注)1 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 2,245(注)2 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成18年4月3日から平成28年3月23日まで |
| 新株予約権の行使の条件 | 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、当社または当社子会社の取締役もしくは監査役を任期満了により退任した場合、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。 その他の条件については、平成18年3月23日株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。 |
| 代用払込みに関する事項 | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | - |

(注)1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。
 ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行います。

2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合(新株予約権の行使及び「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)の施行前の商法に基づく転換社債の転換の場合は除く)は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行います。

当該制度は会社法に基づき、新株予約権を発行する方法によるものであります。
 当該制度の内容は、次のとおりであります。

(平成19年3月23日取締役会決議)

会社法に基づき、当社の取締役及び従業員に対してストック・オプションとして新株予約権を発行することを、平成19年3月23日開催の取締役会において決議したものであります。

| | |
|--------------------------|--|
| 決議年月日 | 平成19年3月23日 |
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 当社の取締役6名及び従業員110名並びに当社子会社の取締役3名及び従業員4名 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 株式の数 | 355,000株(新株予約権1個につき普通株式100株) (注)1 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 3,039(注)2 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成19年4月9日から平成29年3月23日まで |
| 新株予約権の行使の条件 | 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、当社または当社子会社の取締役もしくは監査役を任期満了により退任した場合、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。 その他の条件については、本総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要する。 |
| 代用払込みに関する事項 | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注)3 |

(注)1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使していない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

調整後対象株式数 = 調整前対象株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、対象株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、合理的な範囲で対象株式数を調整します。

- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その額は新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの金銭の額（以下、「行使価額」という。）に対象株式数を乗じた金額とします。
- なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使金額} = \text{調整前行使金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使及び「商法等の一部を改正する法律」（平成13年法律第128号）の施行前の商法に基づく転換社債の転換の場合は除く）は、次の算式により1株当たりの行使金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使金額} = \text{調整前行使金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

さらに、上記のほか、行使価額の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、合理的な範囲で行使価額を調整します。

- 3 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）については、新株予約権の割当てを受けた者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を本新株予約権の発行要領に準じた条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、本新株予約権の発行要領に準じた条件に基づき再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(平成21年3月25日取締役会決議)

会社法に基づき、当社の取締役及び従業員に対してストック・オプションとして新株予約権を発行することを、平成21年3月25日開催の取締役会において決議したものであります。

| | |
|--------------------------|--|
| 決議年月日 | 平成21年3月25日 |
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 当社の取締役6名及び従業員101名並びに当社子会社の取締役2名及び従業員5名 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 株式の数 | 330,000株(新株予約権1個につき普通株式100株) (注)1 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 1,696(注)2 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成21年4月9日から平成31年3月25日まで |
| 新株予約権の行使の条件 | 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、当社または当社子会社の取締役もしくは監査役を任期満了により退任した場合、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。 その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。 |
| 代用払込みに関する事項 | |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注)3 |

(注)1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使していない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、募集事項を決定する取締役会決議後、株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める調整を行います。

- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの金銭の額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とします。

なお、株式分割または株式併合等により、行使価額の変更をすることが適切となった場合は、当社は必要と認める調整を行う（調整により生じる1円未満の端数は切上げる）ものとします。

$$\text{調整後行使金額} = \text{調整前行使金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使の場合は除く。）は、次の算式により1株当たりの行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使金額} = \text{調整前行使金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」と読み替えるものとします。

さらに、上記のほか、行使価額の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、合理的な範囲で行使価額を調整します。

- 3 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）については、新株予約権の割当てを受けた者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を本新株予約権の発行要領に準じた条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、本新株予約権の発行要領に準じた条件に基づき再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定められた場合に限るものとします。

(平成21年4月24日取締役会決議)

会社法に基づき、当社の取締役に対して株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を発行することを、平成21年4月24日開催の取締役会において決議したものであります。

| | |
|--------------------------|---|
| 決議年月日 | 平成21年4月24日 |
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 当社取締役6名 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 株式の数 | 78,500株(新株予約権1個につき普通株式100株) (注)1 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 1(注)2 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成21年5月11日から平成51年4月24日まで |
| 新株予約権の行使の条件 | 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。 その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。 |
| 代用払込みに関する事項 | |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注)3 |

(注)1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。
 ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、募集事項を決定する取締役会決議日後、株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める株式数の調整を行います。

- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの金銭の額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とします。
- 3 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)については、新株予約権の割当てを受けた者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を本新株予約権の発行要領に準じた条件に沿ってそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、本新株予約権の発行要領に準じた条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定められた場合に限るものとします。

(平成22年4月23日取締役会決議)

会社法に基づき、当社の取締役及び従業員に対してストック・オプションとして新株予約権を発行することを、平成22年4月23日開催の取締役会において決議したものであります。

| | |
|--------------------------|---|
| 決議年月日 | 平成22年4月23日 |
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 当社の取締役5名及び従業員96名並びに当社子会社の従業員4名 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 株式の数 | 324,000株(新株予約権1個につき普通株式100株) (注)1 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 1,881(注)2 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成22年5月11日から平成32年4月23日まで |
| 新株予約権の行使の条件 | 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社の子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、当社または当社子会社の取締役もしくは監査役を任期満了により退任した場合、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要する。 |
| 代用払込みに関する事項 | |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注)3 |

(注)1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により、新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。

- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの金銭の額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とします。
 なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使の場合は除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」と読み替えるものとします。

さらに、上記のほか、行使価額の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、合理的な範囲で行使価額を調整します。

- 3 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）については、新株予約権の割当てを受けた者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を本新株予約権の発行要領に準じた条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、本新株予約権の発行要領に準じた条件に基づき再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(平成22年4月23日取締役会決議)

会社法に基づき、当社の取締役に対して株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を発行することを、平成22年4月23日開催の取締役会において決議したものであります。

| | |
|--------------------------|---|
| 決議年月日 | 平成22年4月23日 |
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 当社取締役5名 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 株式の数 | 71,600株(新株予約権1個につき普通株式100株) (注)1 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 1(注)2 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成22年5月11日から平成52年4月23日まで |
| 新株予約権の行使の条件 | 新株予約権の割当てを受けた者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間(10日目が休日にあたる場合には翌営業日)に限り、新株予約権の全部を一括して行使することができる。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要する。 |
| 代用払込みに関する事項 | |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注)3 |

(注)1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により、新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。

- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの金銭の額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とします。
- 3 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)については、新株予約権の割当てを受けた者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を本新株予約権の発行要領に準じた条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、本新株予約権の発行要領に準じた条件に基づき再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(平成23年5月27日取締役会決議)

会社法に基づき、当社の取締役及び従業員に対してストック・オプションとして新株予約権を発行することを、平成23年5月27開催の取締役会において決議したものであります。

| | |
|--------------------------|---|
| 決議年月日 | 平成23年5月27日 |
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 当社の取締役5名及び当社従業員並びに当社子会社の従業員104名 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 株式の数 | 325,000株(新株予約権1個につき普通株式100株) (注)1 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 1,397(注)2 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成23年6月14日から平成33年5月27日まで |
| 新株予約権の行使の条件 | 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社の子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、当社または当社子会社の取締役もしくは監査役を任期満了により退任した場合、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要する。 |
| 代用払込みに関する事項 | |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注)3 |

(注)1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により、新株予約権の目的である株式の数を調整するものとし、ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとし、

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。

- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの金銭の額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とします。なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使の場合は除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」と読み替えるものとします。

さらに、上記のほか、行使価額の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、合理的な範囲で行使価額を調整します。

- 3 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）については、新株予約権の割当てを受けた者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を本新株予約権の発行要領に準じた条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、本新株予約権の発行要領に準じた条件に基づき再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(平成23年5月27日取締役会決議)

会社法に基づき、当社の取締役に対して株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を発行することを、平成23年5月27日開催の取締役会において決議したものであります。

| | |
|--------------------------|---|
| 決議年月日 | 平成23年5月27日 |
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 当社取締役5名 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 株式の数 | 88,800株(新株予約権1個につき普通株式100株) (注)1 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 1(注)2 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成23年6月14日から平成53年5月27日まで |
| 新株予約権の行使の条件 | 新株予約権の割当てを受けた者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間(10日目が休日にあたる場合には翌営業日)に限り、新株予約権の全部を一括して行使することができる。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要する。 |
| 代用払込みに関する事項 | |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注)3 |

(注)1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により、新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。

- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの金銭の額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とします。
- 3 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)については、新株予約権の割当てを受けた者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を本新株予約権の発行要領に準じた条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、本新株予約権の発行要領に準じた条件に基づき再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(平成24年4月24日取締役会決議)

会社法に基づき、当社の取締役及び従業員に対してストック・オプションとして新株予約権を発行することを、平成24年4月24開催の取締役会において決議したものであります。

| | |
|--------------------------|---|
| 決議年月日 | 平成24年4月24日 |
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 当社の取締役5名及び当社従業員並びに当社子会社の従業員110名 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 株式の数 | 334,000株(新株予約権1個につき普通株式100株) (注)1 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 1,528(注)2 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成24年5月10日から平成34年4月24日まで |
| 新株予約権の行使の条件 | 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社の子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、当社または当社子会社の取締役もしくは監査役を任期満了により退任した場合、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要する。 |
| 代用払込みに関する事項 | |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注)3 |

(注)1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により、新株予約権の目的である株式の数を調整するものとし、ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとし、

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。

- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの金銭の額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とします。なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使の場合は除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」と読み替えるものとします。

さらに、上記のほか、行使価額の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、合理的な範囲で行使価額を調整します。

- 3 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）については、新株予約権の割当てを受けた者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を本新株予約権の発行要領に準じた条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、本新株予約権の発行要領に準じた条件に基づき再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定められた場合に限るものとします。

(平成24年4月24日取締役会決議)

会社法に基づき、当社の取締役に対して株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を発行することを、平成24年4月24日開催の取締役会において決議したものであります。

| | |
|--------------------------|---|
| 決議年月日 | 平成24年4月24日 |
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 当社取締役5名 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 株式の数 | 81,700株(新株予約権1個につき普通株式100株) (注)1 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 1(注)2 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成24年5月10日から平成54年4月24日まで |
| 新株予約権の行使の条件 | 新株予約権の割当てを受けた者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間(10日目が休日にあたる場合には翌営業日)に限り、新株予約権の全部を一括して行使することができる。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要する。 |
| 代用払込みに関する事項 | |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注)3 |

(注)1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により、新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。

- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの金銭の額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とします。
- 3 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)については、新株予約権の割当てを受けた者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を本新株予約権の発行要領に準じた条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、本新株予約権の発行要領に準じた条件に基づき再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

| 区分 | 株式数(株) | 価額の総額(千円) |
|-----------------|--------|-----------|
| 当事業年度における取得自己株式 | 3,010 | 4,538 |
| 当期間における取得自己株式 | 419 | 758 |

(注) 当期間における取得自己株式には、平成25年3月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる自己株式数は含めておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

| 区分 | 当事業年度 | | 当期間 | |
|-----------------------------|------------|-------------|------------|-------------|
| | 株式数(株) | 処分価額の総額(千円) | 株式数(株) | 処分価額の総額(千円) |
| 引き受ける者の募集を行った取得自己株式 | - | - | - | - |
| 消却の処分を行った取得自己株式 | - | - | - | - |
| 合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式 | - | - | - | - |
| その他 (単元未満株式の買増請求) | 190 | 284 | - | - |
| その他 (ストック・オプションの権利行使) | 56,500 | 45,390 | 116,200 | 33,151 |
| 保有自己株式数 | 15,440,438 | - | 15,324,657 | - |

(注) 当期間における処理自己株式数及び保有自己株式数には、平成25年3月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り買増し及びストック・オプションの権利行使による株式数は含めておりません。

3【配当政策】

当社は、戦略的な投資資金需要や業績見通しを勘案した上で、Core EPS対比平均して50%の配当性向を目途に、株主の皆様へ安定的な配当を行うことを目標といたします。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当につきましては株主総会、中間配当につきましては取締役会であります。

当事業年度は、中間配当として1株当たり20円、期末配当は1株当たり20円を実施し、年間40円としております。これにより連結配当性向は45.2%（配当性向47.6%）となります。

内部留保資金につきましては、一層の企業価値向上に向け、現戦略領域でさらなる成長を図ることや将来のビジネス機会を探索するための投資に充当してまいります。

当社は、「取締役会の決議によって、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当をすることができる。」旨を定款に定めております。

なお、当事業年度の剰余金の配当は以下のとおりであります。

| 決議年月日 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり配当額 (円) |
|------------------------|-----------------|-----------------|
| 平成24年7月26日 取締役会決議 | 10,884 | 20.0 |
| 平成25年3月27日 定時株主総会決議 | 10,884 | 20.0 |

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

| 回次 決算年月 | 平成20年 平成20年12月 | 平成21年 平成21年12月 | 平成22年 平成22年12月 | 平成23年 平成23年12月 | 平成24年 平成24年12月 |
|------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 最高(円) | 1,824 | 1,996 | 1,835 | 1,628 | 1,718 |
| 最低(円) | 1,027 | 1,410 | 1,390 | 1,128 | 1,176 |

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

| 月別 | 平成24年7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 |
|-------|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 最高(円) | 1,575 | 1,599 | 1,665 | 1,718 | 1,670 | 1,682 |
| 最低(円) | 1,466 | 1,497 | 1,515 | 1,550 | 1,566 | 1,624 |

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

5【役員の状況】

| 役名及び職名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | | 任期 | 所有株式数 (千株) |
|----------|-------|-----------------|--|--|------|---------------|
| 代表取締役会長 | 永山 治 | 昭和22年 4月21日生 | 昭和53年11月 昭和60年2月 昭和60年3月 昭和62年3月 平成元年3月 平成4年9月 平成24年3月 | 当社入社 開発企画本部副本部長 取締役 常務取締役 代表取締役副社長 代表取締役社長 代表取締役会長(現任) | (注)5 | 242 |
| 代表取締役副会長 | 上野 幹夫 | 昭和32年 8月11日生 | 昭和59年4月 平成3年10月 平成5年3月 平成6年11月 平成7年1月 平成8年6月 平成9年6月 平成10年6月 平成12年6月 平成14年6月 平成15年6月 平成16年3月 平成18年4月 平成24年3月 | 当社入社 ロンドン駐在事務所長 取締役 取締役学術本部長 取締役臨床開発本部長 取締役研開発統轄副本部長 常務取締役 常務執行役員 常務取締役 取締役副社長 取締役副社長執行役員 代表取締役副社長執行役員 中外製薬工業(株)代表取締役社長 代表取締役副会長(現任) | (注)5 | 760 |
| 代表取締役社長 | 小坂 達朗 | 昭和28年 1月18日生 | 昭和51年4月 平成7年4月 平成12年6月 平成14年10月 平成16年10月 平成17年3月 平成17年7月 平成20年3月 平成22年3月 平成23年1月 平成24年3月 | 当社入社 中外ファーマ・ヨーロッパ社(英)副社長 医薬事業戦略室長 執行役員経営企画部長 常務執行役員経営企画部長 常務執行役員営業統轄本部副統轄本部長 常務執行役員戦略マーケティングユニット長 常務執行役員ライフサイクルマネジメント・ マーケティングユニット長 取締役専務執行役員ライフサイクルマネジメント・ マーケティングユニット長 取締役専務執行役員 代表取締役社長(現任) | (注)5 | 4 |
| 取締役 | 山崎 達美 | 昭和22年 5月29日生 | 昭和55年10月 平成5年2月 平成8年6月 平成9年10月 平成10年6月 平成14年10月 平成15年10月 平成16年3月 平成23年1月 | 当社入社 探索研究所長 創薬研究推進部長 研究業務部長 執行役員 上席執行役員研究本部長 常務執行役員研究開発統轄本部長 取締役専務執行役員 取締役副社長執行役員(現任) | (注)5 | 5 |
| 取締役 | 板谷 嘉夫 | 昭和29年 3月15日生 | 平成15年6月 平成18年3月 平成19年1月 平成22年3月 平成24年3月 | 当社入社 財務経理部 部長 執行役員財務経理部長 執行役員経営企画部長 常務執行役員財務統轄部門長兼財務経理部長 取締役専務執行役員(現任) | (注)5 | 0 |

| 役名及び職名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | 任期 | 所有株式数 (千株) |
|--------|-------------------|------------------|---|------|---------------|
| 取締役 | 大橋 光夫 | 昭和11年 1月18日生 | 昭和34年3月 (株)三井銀行入行 昭和36年12月 昭和電工(株)入社 平成元年3月 同社取締役総合企画部長 平成5年3月 同社常務取締役 平成7年3月 同社専務取締役 平成9年3月 同社取締役社長 平成17年1月 同社取締役会長 平成17年3月 当社取締役(現任) 平成22年3月 昭和電工(株)相談役(現任) | (注)5 | |
| 取締役 | 池田 康夫 | 昭和19年 1月18日生 | 昭和54年9月 慶應義塾大学病院輸血センター室長 平成3年4月 慶應義塾大学医学部内科学教授 平成13年10月 慶應義塾大学総合医科学研究センター長 平成17年10月 慶應義塾大学医学部 医学部長 平成21年4月 慶應義塾大学名誉教授(現任) 平成21年4月 早稲田大学理工学術院先進理工学研究科生命医 科学専攻教授(現任) 平成22年3月 当社取締役(現任) (その他主な役職) 昭和62年3月 (財)献血供給事業団理事(現任) 平成14年4月 (財)東京生化学研究会評議員(現任) 平成15年4月 (財)先進医薬研究振興財団理事(現任) 平成20年5月 (社)日本専門医制評価・認定機構理事長(現 任) 平成23年4月 (財)医療研修推進財団理事(現任) 平成23年4月 (財)内藤記念科学振興財団理事(現任) 平成23年9月 (社)日本血栓止血学会 名誉理事長(現任) | (注)5 | |
| 取締役 | ウィリアム・ エム・バーンズ | 昭和22年 10月12日生 | 昭和44年9月 ビーチャム社 入社 昭和61年9月 ロシュUK社 営業・マーケティング担当取締役 昭和63年1月 同社医薬品本部長 平成3年3月 エフ・ホフマン・ラ・ロシュ社(スイス)戦略 マーケティング兼事業開発担当グローバル責任 者 平成10年3月 欧州/国際医薬品事業担当責任者 平成12年1月 ロシュ・グループ 経営執行委員会委員 平成13年1月 医薬品事業部門長 平成14年10月 当社取締役(現任) 平成16年4月 ジェネンテック社(米) 取締役(現任) 平成17年1月 ロシュ医薬品事業部門CEO 平成22年3月 ロシュ・ホールディング社 取締役(現任) | (注)5 | |
| 取締役 | ダニエル・ オデイ | 昭和39年 5月26日生 | 昭和62年4月 ロシュ・ファーマ(米)入社 平成7年1月 ロシュ・ファーマ(米)人事部長 平成8年11月 ロシュ・ファーマ(米)プロダクト・マーケ ティング部長 平成10年5月 ロシュ関節炎・呼吸器疾患ビジネスユニット長 平成11年7月 ロシュタミフル・ライフサイクルリーダー 平成13年4月 日本ロシュ株式会社経営企画部長 平成15年4月 ロシュ・ファーマ(デンマーク)社長 平成18年4月 ロシュ・モレキュラー・ダイアグノスティクス 社社長兼CEO 平成22年1月 ロシュ診断薬事業部門COO兼ロシュ経営執行 委員会委員 平成24年9月 ロシュ医薬品事業部門COO兼ロシュ経営執行 委員会委員兼ジェネンテック社(米)取締役 (現任) 平成25年3月 当社取締役(現任) | (注)5 | |

| 役名及び職名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | 任期 | 所有株式数 (千株) |
|--------|------------------------|------------------|--|------|---------------|
| 取締役 | ソフィー・ コルノウスキー ボネ | 昭和38年 5月29日生 | 昭和60年10月 アボット(仏)診断薬部門学術マネージャー 平成元年7月 アボット・ファーマシューティカル・プロダク ツ(米)マーケティング調査アナリスト 平成2年8月 アボット・ファーマシューティカル・プロダク ツ(米)神経領域 医薬情報担当者 平成3年8月 サノフィ・ウインスロップ(米)画像診断領域 戦略マーケティング部長 平成6年9月 サノフィ・ウインスロップ(仏)神経領域ビジ ネスユニット部長 平成8年6月 メルク・シャープ&ドーム(仏)市場調査・戦 略企画部長 平成9年4月 メルク・シャープ&ドーム(イスラエル)社長 平成12年10月 メルク&コー・インク(米)関節炎・鎮痛薬フ ランチャイズ担当執行役員 平成14年6月 メルク・シャープ&ドーム(仏)リウマチ部門 部長 平成18年2月 メルク・シャープ&ドーム(仏)循環器領域部 門部長 平成19年3月 ロシュ・ファーマ(仏)社長 平成24年2月 ロシュ医薬品提携部長兼ロシュ拡大経営執行委 員会委員(現任) 平成24年3月 当社取締役(現任) | (注)5 | |
| 常勤監査役 | 三輪 光太郎 | 昭和29年 3月3日生 | 昭和54年4月 当社入社 平成16年3月 人財・人事部長 平成17年3月 執行役員人財・人事部長 平成17年7月 執行役員人事部長 平成21年7月 執行役員製薬企画部長 平成23年3月 常勤監査役(現任) | (注)6 | 2 |
| 常勤監査役 | 渡辺 邦敏 | 昭和28年 12月18日生 | 昭和52年4月 (株)日本長期信用銀行入行 平成12年4月 (株)新生銀行法務コンプライアンス統轄部長 平成17年8月 当社入社 平成19年3月 リスク・コンプライアンス部長 平成21年7月 総務部長 平成22年1月 執行役員総務統轄部門長兼総務部長 平成23年4月 執行役員総務部長 平成25年3月 常勤監査役(現任) | (注)6 | 1 |
| 監査役 | 原 壽 | 昭和22年 7月3日生 | 昭和50年4月 弁護士登録(第一東京弁護士会) 昭和50年4月 長島・大野法律事務所(現長島・大野・常松法 律事務所)入所 昭和58年7月 同法律事務所パートナー弁護士 平成3年4月 同法律事務所マネージング・パートナー弁護士 平成18年1月 長島・大野・常松法律事務所代表弁護士 平成18年4月 東京大学経営協議会理事 平成20年3月 J Pモルガン証券株式会社監査役(現任) 平成24年3月 当社監査役(現任) 平成25年1月 長島・大野・常松法律事務所アジア総代表(現 任) | (注)6 | |

| 役名及び職名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | 任期 | 所有株式数 (千株) |
|--------|-------|-----------------|---|------|---------------|
| 監査役 | 石塚 達郎 | 昭和26年 1月13日生 | 昭和50年11月 昭和監査法人(現新日本有限責任監査法人)入 所 平成9年5月 太田昭和監査法人(現新日本有限責任監査法 人)代表社員 平成16年6月 新日本監査法人(現新日本有限責任監査法人) 監査第5部門長、理事 平成20年8月 新日本有限責任監査法人社員評議員、監査委員会 委員長 平成23年9月 公認会計士石塚達郎事務所代表(現任) 平成24年3月 当社監査役(現任) | (注)6 | |
| 計 | | | | | 1,019 |

- (注) 1 取締役のうち大橋光夫、池田康夫、ウィリアム・エム・バーンズ、ダニエル・オデイ、ソフィー・コルノウスキー ボネは、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- 2 監査役のうち、原壽、石塚達郎は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
- 3 代表取締役副会長上野幹夫は、代表取締役会長永山治の義弟であります。
- 4 当社では、取締役会の一層の活性化を促し、取締役会の意思決定・業務執行の監督機能と各事業部の業務執行機能を明確に区分し、経営効率の向上をはかるために執行役員制度を導入しております。
- 5 当社では取締役の任期を、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までと規定しております。なお、上記の取締役10名のうち、大橋光夫及びダニエル・オデイは平成25年3月に、永山治、上野幹夫、小坂達朗、山崎達美、板谷嘉夫、池田康夫、ウィリアム・エム・バーンズ、ソフィー・コルノウスキー ボネの8名は平成24年3月に、それぞれ選任（再選を含む）されております。
- 6 当社では監査役の任期を、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までと規定しております。なお、上記の監査役4名のうち、渡辺邦敏は平成25年3月に、原壽、石塚達郎は平成24年3月に、三輪光太郎は平成23年3月にそれぞれ選任されております。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

中外製薬は、企業価値を持続的に拡大させ、株主をはじめとした全てのステークホルダーの要請に適切かつ公平に応えるべく、コーポレート・ガバナンスの充実を重要な経営課題として位置づけています。この推進に向け、意思決定の迅速化、執行責任の明確化及び経営の透明化を重要なポイントと考えています。こうした考えに基づき、これまで、取締役会の機能強化と迅速な意思決定を目的として、取締役員数の適正化、ステークホルダーの視点からの経営チェックのための社外取締役の登用を行うとともに、業務執行における役割責任の明確化を目的とした執行役員制度の導入を実現してまいりました。今後も経営管理体制の一層の充実を図り、意思決定の迅速化、執行責任の明確化、経営の透明化をさらに推進してまいります。

企業統治の体制

イ．企業統治の体制の概要

取締役会は、取締役10名、うち社外取締役は5名の体制であり、経営上の重要な意思決定及び業務執行の監督を行っております。社外取締役の専従スタッフは設けておりませんが、社内取締役と併せて、秘書部が対応しております。なお、社外取締役5名のうち3名はロシュ・グループからの社外取締役となりますが、取締役の半数に至る状況にないことから、経営の独立性は確保されていると考えています。

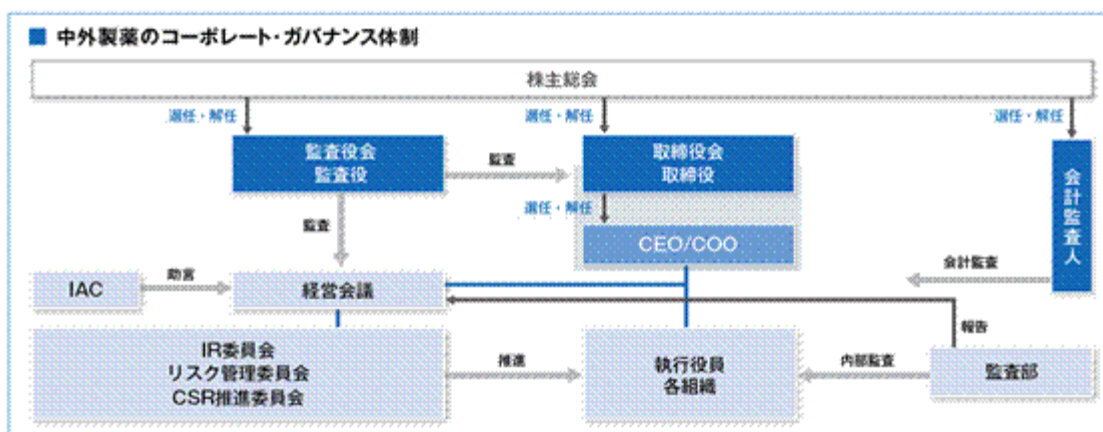
取締役会から委ねられた業務の執行にあたっては、平成24年3月より最高経営責任者（CEO）が全社経営戦略及び重要案件の意思決定に対する最終的な責任を担い、最高執行責任者（COO）が業務執行上の意思決定に対する責任を担う体制としました。それらの重要な意思決定は、最高経営責任者（CEO）及び最高執行責任者（COO）をはじめとする主要な執行役員からなる経営会議にて行い、経営会議での重要な決定事項は取締役会に報告しております。また、業務の執行状況については四半期毎に取締役会へ報告しております。なお、経営会議には常勤監査役も出席し、適正なガバナンスの観点から意見の表明を行っております。

さらに、グローバルなビジネス環境の変化への対応と適正な企業姿勢によるビジネス展開を目指して、国内外の各界専門家による国際的なアドバイザリー・カウンシル（IAC）を運営し、助言を受けています。

ロ．企業統治の体制を採用する理由

当社は監査役設置会社の形態を採用しておりますが、監査役機能と併せ、社外取締役の登用により取締役会の機能を強化し、経営に対する監督機能のさらなる充実を図ることが合理的と判断し、現在の体制を採用しております。

ハ．ガバナンス体制図



二．内部統制システムの整備の状況

当社は会社法施行に伴い、当社グループの業務の適正を確保することを目的として、平成18年5月18日、取締役会にて内部統制システムの整備について決議いたしました。財務報告に係る定期的な内部統制評価及び反社会的勢力との一切の関係を排除するための社内体制の整備・維持について、平成23年期の内部統制システムに関する取締役会議決に改めて明記しました。同決議に基づき、法令等遵守の統轄部門としてCSR推進部を設置し、社内コンプライアンス状況のモニタリングを実施する等、コンプライアンス体制の整備、充実に努めております。

< 内部統制システムに関する取締役会決議 >

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・ 取締役及び使用人はその職務の遂行に当たり、別に定める「中外ビジネス・コンダクト・ガイドライン（中外BCG）」を遵守するものとする。
 - ・ 法令等遵守の統轄部署としてCSR推進部を置く。
 - ・ 監査部は、別に定める「内部監査規程」に基づき内部監査を行い、その結果を経営会議及び監査役会に報告するものとする。
 - ・ 財務報告の信頼性を確保するための内部統制の体制を整備・運用し、適切に評価を行うものとする。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・ 取締役の職務遂行に係る文書及び情報については、別に定める「文書管理規程」及びその他社内規程に基づき適切に保存・管理を行うものとする。
 - ・ 監査役会または監査役が要求した場合、当該文書は速やかに閲覧に供されるものとする。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制に関する事項については、別に定める「リスク管理規程」及びその他社内規程に基づき、企業活動に影響を及ぼすおそれのあるリスクの未然防止及びトラブル発生時における迅速・適切な対応を図るものとする。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会は各取締役の職務の執行を監督するものとする。
 - ・ 取締役会の機能強化と迅速な意思決定を目的として、取締役員数の適正化と社外取締役の登用を行うとともに、業務執行における役割責任の明確化を目的とした執行役員制度を導入し、効率的な業務執行を図るものとする。
 - ・ 別に定める「決裁規程」に基づき、迅速効率的な業務執行を図るものとする。
5. 株式会社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ・ 中外グループにおける業務の適正を確保するため、別に定める「関係会社管理規程」に基づき関係会社ごとに管理組織を設け、業務の適正運営に努めるものとする。
 - ・ 監査部は、別に定める「内部監査規程」に基づき関係会社に対し、業務活動が法令及び定款等に準拠して適正かつ効率的に運営されているかを監査するものとする。
6. 反社会的勢力排除に向けた体制
 - ・ 「中外ビジネス・コンダクト・ガイドライン（中外BCG）」に基づき、反社会的勢力及び団体との一切の関係を排除するための社内体制を整備・維持するものとする。
7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制
 - ・ 監査役会及び監査役の職務を補助する組織として監査役室を設置する。
8. 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - ・ 監査役室は監査役会直属の組織とし、監査役室に所属する使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分等、雇用に係る重要事項についてはあらかじめ監査役会の同意を得るものとする。
9. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - ・ 取締役は、監査役会が「監査役会規則」に基づき定めた事項を監査役会に報告するものとする。
10. その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・ 代表取締役は監査役会と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題について意見を交換し、相互認識を深めるよう努めるものとする。
 - ・ 中外グループの取締役及び使用人は、監査役が別に定める「監査役監査基準」に基づき、監査を行う場合にはこれに協力するものとする。

ホ．リスク管理体制の整備の状況

リスク管理につきましては、リスクの未然防止及びトラブル発生時の迅速・適切な対応を確保するために、「リスク管理規程」を制定し、経営会議の下部機関であるリスク管理委員会及び部門リスク管理委員会を設置しております。

リスク管理委員会は、経営に重大な影響を及ぼしかねないリスクを全社リスク課題として特定し、その防止策の進捗状況を経営会議に報告しております。

部門リスク管理委員会は、部門内のリスクをとりまとめてリスクマップを作成し、リスクの未然防止に努めるとともに、重要リスクについてはその防止策の進捗状況をリスク管理委員会に報告しております。

また、当社グループの企業活動に重大な影響を及ぼすおそれがある緊急事態が発生した場合には、必要に応じ代表取締役を本部長とする緊急対策本部を設置しその対策にあたる体制としております。

さらに、企業の社会責任遂行の一層の充実を図るため、中外グループの経営の意思決定と従業員の具体的な行動の規準である「中外ビジネス・コンダクト・ガイドライン（中外BCG）」を制定し、これの浸透を図るため、経営会議の下部機関であるCSR推進委員会と専任組織であるCSR推進部を設置しております。CSR推進委員会は社会責任推進の方針を審議し、その統轄組織であるCSR推進部は中外BCG遵守のため、社内外に従業員相談窓口を設置し、また、組織毎に任命するBCG推進担当者との連携により全従業員を対象としたBCG・人権研修を定期的かつ継続的に実施するほか、業界の自主規制である公正競争規約、プロモーションコードに関する中外グループ内の最終判断・指導・勧告業務も主管し、企業倫理、コンプライアンス、人権、社会貢献、環境保全及び安全衛生等における社会責任遂行の充実・強化を行っております。

ヘ．責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役全員との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する旨の契約（責任限定契約）を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令で定める最低責任限度額であります。

内部監査及び監査役監査の状況

イ．内部監査及び監査役監査の組織、人員及び手続

内部監査部門として公認内部監査人を含む16名前後のスタッフからなる監査部を設置しております。監査部は業務活動の有効性・効率性及びコンプライアンスなどの観点からグループ全体の業務執行状況の監査を実施し、経営会議への報告・提言を行っております。内部監査の実施プロセスは、平成24年に第三者機関（新日本有限責任監査法人）による外部評価を受け、「内部監査の国際基準への準拠性は良好」との結果を得ました。また、金融商品取引法（J-SOX）に基づく内部統制評価を行い、健全な執行の維持・向上に貢献しております。

当社は常勤監査役2名、社外監査役2名で構成される監査役会を設置しております。各監査役は、経営上の意思決定や取締役の職務の執行状況に関し、厳正な監査を実施しております。監査にあたっては、全監査役による代表取締役・財務経理担当役員との面談、常勤監査役による経営会議への出席、その他執行役などとの面談、重要会議からの報告及び重要書類の閲覧などからの経営情報を共有し、監査役会にて意見交換を行っております。また、監査役の独立性の保持と監査機能の充実を図るため、監査役の職務を補佐する監査役室を設置しております。

なお社外監査役1名は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

ロ．内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携並びにこれらの監査と内部統制部門との関係

監査の相互補完及び効率性の観点から、監査役、監査部、会計監査人の三者は双方向的な情報交換を定期的に行い、緊密な連携を図りながら監査にあたっています。また、監査役と会計監査人は、監査計画の相互確認、四半期レビュー結果などの意見交換を行うとともに、会計監査講評には監査役が立ち会う体制としています。

また、監査役は、取締役のほか、CSR推進部、財務経理部、監査部内部統制評価グループなどの内部統制機能を所管する部署から、各体制の構築・運用状況及び各体制の実効性に影響を及ぼす重要な事象について、それに対する対応状況を含め定期的かつ随時に報告を受け、必要に応じて説明を求めています。

社外取締役及び社外監査役の状況

イ．社外取締役及び社外監査役の員数

当社の社外取締役は5名、社外監査役は2名であります。

ロ．社外取締役及び社外監査役と提出会社との人的関係、資本的关系または取引関係その他の利害関係について

社外取締役の池田康夫は、早稲田大学の教授及び慶應義塾大学の名誉教授です。当社は慶應義塾大学と共同研究等の取引を行っており、早稲田大学及び慶應義塾大学に寄付を行っております。これらの取引額、寄付額は僅少であります。社外取締役のウィリアム・エム・バーンズは、ロシュ・ホールディング社取締役です。ダニエル・オデイは、ロシュ医薬品事業部門COO兼ロシュ経営執行委員会委員です。ソフィー・コルノウスキー・ボネは、ロシュ医薬品提携部長兼ロシュ拡大経営執行委員会委員です。当社とロシュ・グループは日本包括的権利契約及び世界包括的権利契約等に基づき、医薬品・開発候補品の導出入や、医薬品原料・半製品の売買等継続的な取引を行っております。

また、社外監査役の原壽は長島・大野・常松法律事務所のアジア総代表であります。当社は、同事務所から、原壽以外の弁護士より必要に応じて法律上のアドバイスを受けておりますが、同事務所と当社との間における取引額は僅少であります。社外監査役の石塚達郎は、公認会計士石塚達郎事務所の代表であります。また、平成23年8月まで新日本有限責任監査法人に所属していました。当社は同監査法人との間に監査契約以外の取引がありますが、取引額は僅少であります。

上記のほか、当社と当社の社外取締役及び社外監査役との間に特段の利害関係はありません。

ハ．社外取締役及び社外監査役が提出会社の企業統治において果たす機能及び役割

当社は、より広いステークホルダーの視点を経営の意思決定に反映させるべく、社外取締役を登用しています。社外取締役のうち、ロシュから派遣された社外取締役は、グローバルな視点からの意見具申やロシュとの意思疎通の円滑化の面で寄与しています。ロシュ以外の社外取締役には、それぞれ企業経営者あるいは医師・大学教授としての豊富な経験・知識等から、当社の経営に関する適切な助言・監督等を行っております。

社外監査役は、企業法務、企業会計の専門家としての豊富な経験・知識等から当社の経営に関し適宜発言等を行っております。

ニ．社外取締役及び社外監査役の選任状況に関する提出会社の考え方

社外取締役又は社外監査役を選任するための、当社からの独立性に関する基準又は方針は特に定めておりませんが、次の観点から社外取締役又は社外監査役を選任しております。

社外取締役の大橋光夫は、企業経営者としての豊富な経験・知識等から、当社の経営に関する助言・監督等を行っており、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。また、大橋光夫を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所へ届け出ております。池田康夫は、医師・大学教授としての豊富な経験・知識等から、当社の経営に関する助言・監督等を行っており、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。また、池田康夫を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。ウィリアム・エム・バーンズ、ダニエル・オデイ、ソフィー・コルノウスキー・ボネは、当社が属するロシュ・グループの経営メンバーとしてグローバルな観点から当社の経営に関する助言・監督等を行っており、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。

社外監査役の原壽は、企業法務専門家（弁護士）としての豊富な経験・知識等に基づく監査を社外監査役として適切に遂行することができるものと判断いたしました。石塚達郎は、企業会計専門家（公認会計士）としての豊富な経験・知識等に基づく監査を社外監査役として適切に遂行することができるものと判断いたしました。また、石塚達郎を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

ホ．社外監査役による監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外監査役は、取締役会・監査役会を通じ、監査役監査、会計監査、内部監査及び内部統制部門からの情報入手し、情報の共有に努めております。また、代表取締役、財務経理担当役員との定期的な会合に出席し、意見を述べると共に、毎年事業所を1, 2施設視察し、現場の使用者から状況を聴取するなど、取締役の職務執行を適正に監査する体制としております。

取締役及び監査役に対する報酬等の額

イ．提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

| 役員区分 | 報酬等の 総額 (百万円) | 報酬等の種類別の総額(百万円) | | | | 対象となる 役員の員数 (名) |
|---------------------|---------------------|-----------------|-----|-----------------------|-------------------------|-----------------------|
| | | 定例報酬 | 賞与 | 一般型 ストック・ オプション | 株式報酬型 ストック・ オプション | |
| 取締役 (社外取締役を除く) | 669 | 301 | 198 | 56 | 112 | 6 |
| 社外取締役 | 52 | 52 | - | - | - | 4 |
| 計 | 721 | 553 | | 56 | 112 | 10 |
| 監査役 (社外監査役を除く) | 62 | 62 | - | - | - | 2 |
| 社外監査役 | 21 | 21 | - | - | - | 4 |
| 計 | 84 | 84 | | - | - | 6 |

(注) 1 上記には、当事業年度中に退任した取締役2名、監査役2名を含んでおります。

2 取締役(全員)の報酬等(定例報酬及び賞与)の額は、平成19年3月開催の第96回定時株主総会での決議により年額750百万円以内となっております。

また、これとは別枠で、ストック・オプションとして割り当てる新株予約権に関する取締役の報酬限度額は、平成21年3月開催の第98回定時株主総会での決議により株式報酬型ストック・オプションは年額150百万円以内、一般型ストック・オプションは年額125百万円以内となっております。

3 監査役(全員)の報酬の額は、平成18年3月開催の第95回定時株主総会での決議により年額100百万円以内となっております。

4 上記の賞与の額は、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額であります。

5 上記の一般型ストック・オプション及び株式報酬型ストック・オプションの額は、当事業年度に費用計上した額であります。

6 上記の報酬等の総額のほか、役員退職慰労金としてそれぞれの就任時から退職慰労金制度廃止までの分につき、次のとおり支給しております。

退任取締役(社内) 1名 70百万円

退任取締役(社外) 1名 11百万円

退任監査役(社外) 2名 4百万円

なお、当社は平成21年3月開催の第98回定時株主総会にて業務執行を伴う取締役に対する退職慰労金制度を廃止し、第98回定時株主総会終結後引き続き在任する当該取締役に対して、制度廃止までの在任期間に対応する退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議いただいております。

また、平成18年3月開催の第95回定時株主総会にて業務執行を伴わない取締役及び監査役に対する退職慰労金制度を廃止し、第95回定時株主総会終結後引き続き在任する当該取締役及び監査役に対して、制度廃止までの在任期間に対応する退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議いただいております。

7 社外取締役ウィリアム・エム・バーンズ、パスカル・ソリオの2名が当事業年度において当社親会社又は当該親会社の子会社から受けた役員としての報酬等の総額は305百万円(当事業年度における期中平均相場による円換算額)であります。

ロ．提出会社の役員ごとの報酬等の総額等

| 氏名 (役員区分) | 会社区分 | 連結報酬等の種類別の総額(百万円) | | | | 連結報酬等 の総額 (百万円) |
|------------------|------|-------------------|-----|-----------------------|-------------------------|-----------------------|
| | | 定例報酬 | 賞与 | 一般型 ストック・ オプション | 株式報酬型 ストック・ オプション | |
| 永山 治 (代表取締役) | 提出会社 | 124 | 108 | 22 | 57 | 313 |
| 上野 幹夫 (代表取締役) | 提出会社 | 51 | 19 | 9 | 16 | 96 |
| 小坂 達郎 (代表取締役) | 提出会社 | 47 | 23 | 7 | 15 | 92 |

(注) 1 代表取締役の報酬等の総額等を記載しております。

2 上表記載の代表取締役以外の役員で、報酬等の総額が1億円以上である者はありません。

ハ．役員報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

当社は、取締役及び監査役の報酬につきまして、当社グループの企業価値の最大化に資することを基本とし、業績との連動、株主の皆様との価値共有も考慮した報酬水準及び体系となるよう設計しております。

取締役の報酬につきましては、固定報酬である定例報酬、業績に応じて支給される賞与、長期インセンティブとして付与されるストック・オプションの3つにより構成し、株主総会で承認された報酬枠の範囲内において当社基準に基づき取締役会の決議を経て支給することとしております。また、役付取締役の報酬につきましては、社外取締役及び社外取締役経験者で構成された報酬委員会において報酬に関する方針及びその内容を決定することとし、決定プロセスの客観性と透明性を確保しております。

社外取締役及び監査役(社外監査役を含む)の報酬につきましては、固定報酬である定例報酬のみとし、株主総会にて承認された報酬枠の範囲内で、社外取締役については取締役会の決議を、監査役については監査役の協議を経て支給することとしております。

なお、当社は平成21年3月開催の第98回定時株主総会の決議により取締役に対する退職慰労金制度を、平成18年3月開催の第95回定時株主総会の決議により社外取締役及び監査役(社外監査役を含む)に対する退職慰労金制度をそれぞれ廃止しております。

株式の保有状況

イ．投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

36銘柄 6,130百万円

ロ．保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

前事業年度

特定投資株式

| 銘柄 | 株式数(株) | 貸借対照表計上額 (百万円) | 保有目的 |
|-----------------------------------|-----------|-------------------|----------------------|
| アルフレッサ ホールディングス(株) | 420,472 | 1,364 | 医薬品販売等における取引関係の維持・強化 |
| キッセイ薬品工業(株) | 615,000 | 974 | 取引関係の維持・強化 |
| 東京海上ホールディングス(株) | 531,500 | 906 | 取引関係の維持・強化 |
| (株)メディパルホールディングス | 599,891 | 482 | 医薬品販売等における取引関係の維持・強化 |
| (株)バイタルケーエスケー・ホールディングス | 653,094 | 365 | 医薬品販売等における取引関係の維持・強化 |
| 野村ホールディングス(株) | 1,500,000 | 349 | 金融取引関係の維持・強化 |
| 東邦ホールディングス(株) | 51,368 | 54 | 医薬品販売等における取引関係の維持・強化 |
| (株)スズケン | 22,878 | 48 | 医薬品販売等における取引関係の維持・強化 |
| N K S J ホールディングス(株) | 23,250 | 35 | 取引関係の維持・強化 |
| M S & A D インシュアランスグループホールディングス(株) | 16,350 | 23 | 取引関係の維持・強化 |
| 鹿島建設(株) | 92,000 | 21 | 取引関係の維持・強化 |

当事業年度
 特定投資株式

| 銘柄 | 株式数(株) | 貸借対照表計上額 (百万円) | 保有目的 |
|----------------------------------|-----------|-------------------|----------------------|
| アルフレッサ ホールディングス(株) | 420,472 | 1,416 | 医薬品販売等における取引関係の維持・強化 |
| 東京海上ホールディングス(株) | 531,500 | 1,266 | 取引関係の維持・強化 |
| キッセイ薬品工業(株) | 615,000 | 976 | 取引関係の維持・強化 |
| 野村ホールディングス(株) | 1,500,000 | 754 | 金融取引関係の維持・強化 |
| (株)メディパルホールディングス | 605,286 | 578 | 医薬品販売等における取引関係の維持・強化 |
| (株)バイタルケーエスケー・ホールディングス | 653,094 | 519 | 医薬品販売等における取引関係の維持・強化 |
| 東邦ホールディングス(株) | 51,368 | 77 | 医薬品販売等における取引関係の維持・強化 |
| (株)スズケン | 22,878 | 55 | 医薬品販売等における取引関係の維持・強化 |
| N K S Jホールディングス(株) | 23,250 | 42 | 取引関係の維持・強化 |
| M S & A Dインシュアランスグループホールディングス(株) | 16,350 | 27 | 取引関係の維持・強化 |
| 鹿島建設(株) | 92,000 | 26 | 取引関係の維持・強化 |

みなし保有株式

該当事項はありません。

ハ．保有目的が純投資目的である投資株式の前事業年度及び当事業年度における貸借対照表計上額の合計額並び

に当事業年度における受取配当金、売却損益及び評価損益の合計額

該当事項はありません。

弁護士・会計監査人等その他第三者の状況

会計監査人である有限責任 あずさ監査法人には通常の会計監査を受けております。また、企業経営及び日常の業務に関して、必要に応じ、弁護士からアドバイスをを受けております。

イ．業務を執行した公認会計士

| 公認会計士の氏名等 | | | 所属する監査法人 |
|--------------------|-------|--------|--------------|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 目加田 雅洋 | 有限責任 あずさ監査法人 |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 椎名 弘 | 有限責任 あずさ監査法人 |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 小林 茂夫 | 有限責任 あずさ監査法人 |

(注) 1 継続監査年数につきましては、全員7年以内であるため、記載を省略しております。

2 同監査法人はすでに自主的に業務執行社員について、当社の会計監査に一定期間を超えて関与することがないように措置をとっております。

ロ．監査業務に係る補助者の構成

公認会計士20名、その他16名

取締役の選解任に係る決議要件として定款に定めている事項

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行うことができる旨を定款に定めております。

また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

株主総会決議事項を取締役会で決議できる旨を定款に定めている事項

当社は以下の事項について株主総会の決議によらず、取締役会で決議することができる旨を定款に定めております。

- ・市場取引等による自己の株式の取得（経営環境の変化に対応した機動的な資本政策遂行を可能にするため）
- ・中間配当の実施（株主への機動的な利益還元を行うため）

コーポレート・ガバナンスの充実に向けた取り組みの最近1年間における実施状況

- ・「内部統制システムに関する取締役会決議」の遵守状況の把握
半年ごとにCSR推進部が関連部署へのヒアリングを通じて「内部統制システムに関する取締役会決議」の実施状況を把握し、取締役会に報告しております。
- ・リスク管理への取り組み
前述のリスク管理規程に基づき、定期リスク管理委員会を半期ごとに開催してリスクの未然防止を図り、対応状況については委員会開催後経営会議に報告しております。期中発生したトラブル案件については、迅速な対応を図っております。全社リスク課題として今後発生が懸念されている首都直下地震、東海・東南海・南海地震等の大規模地震に備えて、さらなる地震対策の強化に取り組んでおります。
- ・社会責任遂行への取り組み
企業の社会責任(CSR)に関わる方針、目標、行動計画等について、審議・決定・推進することを目的としてCSR推進委員会を年2回(上期・下期)開催しております。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

| 区分 | 前連結会計年度 | | 当連結会計年度 | |
|-------|-------------------|------------------|-------------------|------------------|
| | 監査証明業務に基づく報酬(百万円) | 非監査業務に基づく報酬(百万円) | 監査証明業務に基づく報酬(百万円) | 非監査業務に基づく報酬(百万円) |
| 提出会社 | 135 | | 164 | |
| 連結子会社 | 14 | | 14 | |
| 計 | 149 | | 178 | |

【その他重要な報酬の内容】

(前連結会計年度)

当社の海外連結子会社は、一部を除き、当社の会計監査人と同一のネットワークであるKPMGに属している各国の会計事務所の監査を受けており、その監査業務に関する報酬等及び非監査業務(税務コンサルティング等)に関する報酬等を支払っております。

(当連結会計年度)

当社の海外連結子会社は、一部を除き、当社の会計監査人と同一のネットワークであるKPMGに属している各国の会計事務所の監査を受けており、その監査業務に関する報酬等及び非監査業務(税務コンサルティング等)に関する報酬等を支払っております。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

該当事項はありませんが、監査時間、規模及び内容等を勘案したうえで決定し、監査役会において同意しております。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(平成24年1月1日から平成24年12月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(平成24年1月1日から平成24年12月31日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

なお、当社の監査人は次のとおり異動しております。

前々連結会計年度及び前々事業年度 新日本有限責任監査法人

前連結会計年度及び前事業年度 有限責任 あずさ監査法人

臨時報告書に記載した事項は次のとおりであります。

- (1) 異動に係る監査公認会計士等
選任する監査公認会計士等の名称
有限責任 あずさ監査法人
退任する監査公認会計士等の名称
新日本有限責任監査法人
- (2) 異動の年月日 平成23年3月24日(第100回定時株主総会開催予定日)
- (3) 退任する監査公認会計士等が直近において監査公認会計士等となった年月日 平成22年3月25日
- (4) 退任する監査公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書等における意見等に関する事項
該当事項はありません。
- (5) 異動の決定又は異動に至った理由及び経緯
現在当社は新日本有限責任監査法人を会計監査人としておりますが、当社の親会社であるF・ホフマン・ラ・ロシュ社(以下、ロシュ社)が監査法人の統一化による業務及び費用面での監査の効率化を推進しております。今般当社もこの方針に應えることとし、ロシュ社の会計監査人であるKPMG AGが加盟しているKPMG Internationalの日本におけるメンバーファームである有限責任 あずさ監査法人を、当社の新たな会計監査人として選任するものであります。
- (6) 上記(5)の理由及び経緯に対する監査報告書等の記載事項に係る退任する監査公認会計士等の意見
特段の意見はない旨の回答を得ております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。

具体的には、会計基準等の内容を適切に把握するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、同機構や独立監査法人、その他関係団体が主催するセミナー等に参加しております。

また、指定国際会計基準の任意適用に向けて、社内規程やマニュアルを整備するとともに、社内に専任グループを設置し、外部の専門家の助言も受けながら準備を進めております。

1【連結財務諸表等】
(1)【連結財務諸表】
【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

| | 前連結会計年度 (平成23年12月31日) | 当連結会計年度 (平成24年12月31日) |
|---------------|--------------------------|--------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | 107,163 | 110,935 |
| 受取手形及び売掛金 | 110,913 | 119,995 |
| 有価証券 | 60,995 | 100,993 |
| 商品及び製品 | 87,240 | 78,951 |
| 仕掛品 | 24 | 347 |
| 原材料及び貯蔵品 | 17,719 | 29,595 |
| 繰延税金資産 | 22,742 | 20,213 |
| その他 | 12,634 | 14,669 |
| 貸倒引当金 | 3 | 6 |
| 流動資産合計 | 419,429 | 475,695 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 建物及び構築物 | 120,013 | 125,253 |
| 減価償却累計額 | 72,167 | 75,903 |
| 建物及び構築物（純額） | 47,846 | 49,349 |
| 機械装置及び運搬具 | 84,615 | 88,869 |
| 減価償却累計額 | 68,693 | 73,345 |
| 機械装置及び運搬具（純額） | 15,922 | 15,524 |
| 工具、器具及び備品 | 41,821 | 43,906 |
| 減価償却累計額 | 35,587 | 37,227 |
| 工具、器具及び備品（純額） | 6,234 | 6,679 |
| 土地 | 10,176 | 10,148 |
| 建設仮勘定 | 2,717 | 472 |
| その他 | 61 | 191 |
| 減価償却累計額 | 23 | 93 |
| その他（純額） | 37 | 97 |
| 有形固定資産合計 | 82,935 | 82,272 |
| 無形固定資産 | | |
| ソフトウェア | 327 | 238 |
| その他 | 1,633 | 1,464 |
| 無形固定資産合計 | 1,961 | 1,702 |
| 投資その他の資産 | | |
| 投資有価証券 | 6,431 | 6,202 |
| 長期貸付金 | 7 | 128 |
| 繰延税金資産 | 14,033 | 12,821 |
| その他 | 8,855 | 9,037 |
| 貸倒引当金 | 172 | 142 |
| 投資その他の資産合計 | 29,156 | 28,049 |
| 固定資産合計 | 114,053 | 112,024 |
| 資産合計 | 533,482 | 587,720 |

(単位：百万円)

| | 前連結会計年度 (平成23年12月31日) | 当連結会計年度 (平成24年12月31日) |
|---------------|--------------------------|--------------------------|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 支払手形及び買掛金 | 17,350 | 41,725 |
| 未払金 | 7,887 | 5,020 |
| 未払法人税等 | 14,156 | 11,852 |
| 未払消費税等 | 1,693 | 3,142 |
| 未払費用 | 18,687 | 21,213 |
| 賞与引当金 | 5,277 | 5,851 |
| 役員賞与引当金 | 186 | 198 |
| 売上割戻引当金 | 1,988 | 1,598 |
| 環境対策引当金 | 28 | - |
| 災害損失引当金 | 65 | - |
| その他 | 1,501 | 1,029 |
| 流動負債合計 | 68,822 | 91,633 |
| 固定負債 | | |
| 繰延税金負債 | 104 | 115 |
| 退職給付引当金 | 2,598 | 3,048 |
| 役員退職慰労引当金 | 729 | 648 |
| 環境対策引当金 | 174 | 174 |
| その他 | 1,981 | 2,026 |
| 固定負債合計 | 5,587 | 6,012 |
| 負債合計 | 74,410 | 97,645 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 72,966 | 72,966 |
| 資本剰余金 | 92,815 | 92,815 |
| 利益剰余金 | 339,476 | 365,964 |
| 自己株式 | 36,260 | 36,132 |
| 株主資本合計 | 468,998 | 495,614 |
| その他の包括利益累計額 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 842 | 1,639 |
| 繰延ヘッジ損益 | - | 120 |
| 為替換算調整勘定 | 12,992 | 9,721 |
| その他の包括利益累計額合計 | 12,150 | 7,961 |
| 新株予約権 | 1,015 | 1,219 |
| 少数株主持分 | 1,208 | 1,202 |
| 純資産合計 | 459,072 | 490,074 |
| 負債純資産合計 | 533,482 | 587,720 |

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】
 【連結損益計算書】

(単位：百万円)

| | 前連結会計年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日) | 当連結会計年度 (自 平成24年 1月 1日 至 平成24年12月31日) |
|--------------|---|---|
| 売上高 | 1 373,516 | 1 391,220 |
| 売上原価 | 2 157,506 | 2 167,726 |
| 売上総利益 | 216,010 | 223,493 |
| 販売費及び一般管理費 | | |
| 販売促進費 | 16,003 | 14,247 |
| 給料及び手当 | 31,850 | 31,316 |
| 賞与引当金繰入額 | 3,254 | 3,516 |
| 研究開発費 | 55,856 | 55,107 |
| 退職給付費用 | 2,390 | 2,633 |
| その他 | 44,224 | 40,258 |
| 販売費及び一般管理費合計 | 3 153,580 | 3 147,080 |
| 営業利益 | 62,430 | 76,413 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 380 | 357 |
| 受取配当金 | 120 | 121 |
| 為替差益 | 566 | - |
| 生命保険配当金 | 341 | 341 |
| デリバティブ評価益 | - | 1,336 |
| その他 | 932 | 801 |
| 営業外収益合計 | 2,341 | 2,959 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 4 | 4 |
| 固定資産除却損 | 658 | 256 |
| 固定資産廃棄損 | 191 | 99 |
| デリバティブ評価損 | 34 | - |
| 為替差損 | - | 3,196 |
| その他 | 297 | 407 |
| 営業外費用合計 | 1,186 | 3,965 |
| 経常利益 | 63,585 | 75,406 |

| | 前連結会計年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日) | 当連結会計年度 (自 平成24年 1月 1日 至 平成24年12月31日) |
|---------------------|---|---|
| 特別利益 | | |
| 固定資産売却益 | 4 0 | 4 2 |
| 補助金収入 | - | 5 46 |
| 特別利益合計 | 0 | 48 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産売却損 | 6 7 | 6 1 |
| 減損損失 | 7 145 | 7 116 |
| 災害による損失 | 8 4,723 | - |
| 資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額 | 1,002 | - |
| 環境対策引当金繰入額 | 280 | - |
| 投資有価証券評価損 | 217 | - |
| 事業再編損 | 9 69 | 9 10 |
| ゴルフ会員権評価損 | 8 | - |
| 投資有価証券売却損 | - | 4 |
| 特別損失合計 | 6,453 | 132 |
| 税金等調整前当期純利益 | 57,131 | 75,321 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 22,211 | 22,942 |
| 法人税等調整額 | 1,355 | 3,387 |
| 法人税等合計 | 20,856 | 26,330 |
| 少数株主損益調整前当期純利益 | 36,274 | 48,991 |
| 少数株主利益 | 1,039 | 786 |
| 当期純利益 | 35,234 | 48,205 |

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

| | 前連結会計年度 (自平成23年1月1日 至平成23年12月31日) | 当連結会計年度 (自平成24年1月1日 至平成24年12月31日) |
|----------------|---|---|
| 少数株主損益調整前当期純利益 | 36,274 | 48,991 |
| その他の包括利益 | | |
| 其他有価証券評価差額金 | 498 | 796 |
| 繰延ヘッジ損益 | - | 120 |
| 為替換算調整勘定 | 1,809 | 3,408 |
| その他の包括利益合計 | 2,307 | 4,326 |
| 包括利益 | 33,966 | 53,317 |
| (内訳) | | |
| 親会社株主に係る包括利益 | 32,995 | 52,394 |
| 少数株主に係る包括利益 | 971 | 923 |

【連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

| | 前連結会計年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日) | 当連結会計年度 (自 平成24年 1月 1日 至 平成24年12月31日) |
|---------------|---|---|
| 株主資本 | | |
| 資本金 | | |
| 当期首残高 | 72,966 | 72,966 |
| 当期変動額 | | |
| 当期変動額合計 | - | - |
| 当期末残高 | 72,966 | 72,966 |
| 資本剰余金 | | |
| 当期首残高 | 92,815 | 92,815 |
| 当期変動額 | | |
| 当期変動額合計 | - | - |
| 当期末残高 | 92,815 | 92,815 |
| 利益剰余金 | | |
| 当期首残高 | 327,642 | 339,476 |
| 当期変動額 | | |
| 剰余金の配当 | 23,400 | 21,768 |
| 当期純利益 | 35,234 | 48,205 |
| 自己株式の処分 | 0 | 51 |
| 連結範囲の変動 | - | 101 |
| 当期変動額合計 | 11,834 | 26,487 |
| 当期末残高 | 339,476 | 365,964 |
| 自己株式 | | |
| 当期首残高 | 36,256 | 36,260 |
| 当期変動額 | | |
| 自己株式の取得 | 3 | 4 |
| 自己株式の処分 | 0 | 132 |
| 当期変動額合計 | 3 | 128 |
| 当期末残高 | 36,260 | 36,132 |
| 株主資本合計 | | |
| 当期首残高 | 457,167 | 468,998 |
| 当期変動額 | | |
| 剰余金の配当 | 23,400 | 21,768 |
| 当期純利益 | 35,234 | 48,205 |
| 自己株式の取得 | 3 | 4 |
| 自己株式の処分 | 0 | 81 |
| 連結範囲の変動 | - | 101 |
| 当期変動額合計 | 11,830 | 26,616 |
| 当期末残高 | 468,998 | 495,614 |

| | 前連結会計年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日) | 当連結会計年度 (自 平成24年 1月 1日 至 平成24年12月31日) |
|----------------------|---|---|
| その他の包括利益累計額 | | |
| その他有価証券評価差額金 | | |
| 当期首残高 | 1,341 | 842 |
| 当期変動額 | | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 498 | 796 |
| 当期変動額合計 | 498 | 796 |
| 当期末残高 | 842 | 1,639 |
| 繰延ヘッジ損益 | | |
| 当期首残高 | - | - |
| 当期変動額 | | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | - | 120 |
| 当期変動額合計 | - | 120 |
| 当期末残高 | - | 120 |
| 為替換算調整勘定 | | |
| 当期首残高 | 11,252 | 12,992 |
| 当期変動額 | | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 1,740 | 3,271 |
| 当期変動額合計 | 1,740 | 3,271 |
| 当期末残高 | 12,992 | 9,721 |
| その他の包括利益累計額合計 | | |
| 当期首残高 | 9,911 | 12,150 |
| 当期変動額 | | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 2,239 | 4,188 |
| 当期変動額合計 | 2,239 | 4,188 |
| 当期末残高 | 12,150 | 7,961 |
| 新株予約権 | | |
| 当期首残高 | 775 | 1,015 |
| 当期変動額 | | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 240 | 203 |
| 当期変動額合計 | 240 | 203 |
| 当期末残高 | 1,015 | 1,219 |
| 少数株主持分 | | |
| 当期首残高 | 1,363 | 1,208 |
| 当期変動額 | | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 154 | 6 |
| 当期変動額合計 | 154 | 6 |
| 当期末残高 | 1,208 | 1,202 |

| | 前連結会計年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日) | 当連結会計年度 (自 平成24年 1月 1日 至 平成24年12月31日) |
|---------------------|---|---|
| 純資産合計 | | |
| 当期首残高 | 449,394 | 459,072 |
| 当期変動額 | | |
| 剰余金の配当 | 23,400 | 21,768 |
| 当期純利益 | 35,234 | 48,205 |
| 自己株式の取得 | 3 | 4 |
| 自己株式の処分 | 0 | 81 |
| 連結範囲の変動 | - | 101 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 2,152 | 4,385 |
| 当期変動額合計 | 9,678 | 31,001 |
| 当期末残高 | 459,072 | 490,074 |

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

| | 前連結会計年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日) | 当連結会計年度 (自 平成24年 1月 1日 至 平成24年12月31日) |
|--------------------------------|---|---|
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 税金等調整前当期純利益 | 57,131 | 75,321 |
| 減価償却費及びその他の償却費 | 15,900 | 15,330 |
| 減損損失 | 145 | 116 |
| 退職給付引当金の増減額（ は減少） | 244 | 439 |
| 受取利息及び受取配当金 | 501 | 479 |
| 支払利息 | 4 | 4 |
| 固定資産除却損 | 658 | 256 |
| 固定資産売却損益（ は益） | 7 | 1 |
| 投資有価証券売却及び評価損益（ は益） | 217 | 4 |
| 災害損失 | 4,723 | - |
| 売上債権の増減額（ は増加） | 2,357 | 8,886 |
| たな卸資産の増減額（ は増加） | 1,876 | 3,674 |
| 仕入債務の増減額（ は減少） | 1,949 | 24,265 |
| 未払消費税等の増減額（ は減少） | 1,925 | 1,431 |
| その他 | 2,340 | 625 |
| 小計 | 81,328 | 103,504 |
| 利息及び配当金の受取額 | 500 | 440 |
| 利息の支払額 | 4 | 4 |
| 保険金の受取額 | 2,966 | - |
| 災害損失の支払額 | 3,383 | 1,139 |
| 法人税等の支払額 | 11,813 | 25,501 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | 69,593 | 77,299 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 定期預金の預入による支出 | 22,392 | 27,502 |
| 定期預金の払戻による収入 | 19,768 | 26,485 |
| 有価証券の取得による支出 | 119,989 | 169,991 |
| 有価証券の売却による収入 | 118,700 | 131,500 |
| 投資有価証券の取得による支出 | 5 | 159 |
| 投資有価証券の売却による収入 | - | 2 |
| 固定資産の取得による支出 | 11,238 | 15,053 |
| 固定資産の売却による収入 | 12 | 30 |
| その他 | 10 | 81 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | 15,135 | 54,769 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 自己株式の純増減額（ は増加） | 3 | 41 |
| 配当金の支払額 | 23,396 | 21,778 |
| 少数株主への配当金の支払額 | 1,125 | 930 |
| その他 | 25 | 52 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | 24,551 | 22,720 |
| 現金及び現金同等物に係る換算差額 | 576 | 1,121 |
| 現金及び現金同等物の増減額（ は減少） | 29,330 | 931 |
| 現金及び現金同等物の期首残高 | 65,143 | 94,474 |
| 連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額（ は減少） | - | 39 |
| 現金及び現金同等物の期末残高 | 94,474 | 95,445 |

【継続企業の前提に関する事項】

該当事項はありません。

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

1. 連結の範囲に関する事項

(イ) 連結子会社の数 18社

主要な連結子会社

中外ファーマ・マーケティング・リミテッド

中外製薬工業株式会社

なお、当連結会計年度において、株式会社未来創薬研究所については重要性が増したため、また、中外ファーマボディ・リサーチ・ピーティーイー・リミテッドについては新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

(ロ) 非連結子会社の数 1社

ファーマロジカルズ・リサーチ・ピーティーイー・リミテッドは、重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(イ) 持分法適用の非連結子会社及び関連会社の数

該当事項はありません。

(ロ) 持分法非適用会社

非連結子会社（ファーマロジカルズ・リサーチ・ピーティーイー・リミテッド）及び関連会社（C & C リサーチ・ラボラトリーズ）の当期純損益及び利益剰余金（それぞれ持分に見合う額）等の合計は、いずれも連結財務諸表に対する影響額が軽微であり、重要性が乏しいため、当該会社に対する投資額については、持分法を適用せず原価法により評価しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は連結決算日と一致しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(イ) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

主として次の方法により評価しております。

満期保有目的の債券

...償却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のあるもの

...期末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

...移動平均法による原価法

デリバティブ

時価法

たな卸資産

通常の販売目的で保有するたな卸資産

...主として総平均法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(ロ) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

主として次の方法によっております。

有形固定資産（リース資産を除く）...定率法

無形固定資産（リース資産を除く）...定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

リース資産...リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年12月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(八) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えて、一般債権については、貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員賞与の支給に備えて、当連結会計年度の負担する支給見込額を計上しております。

役員賞与引当金

役員賞与の支給に備えて、当連結会計年度の負担する支給見込額を計上しております。

売上割戻引当金

売上割戻金の支出に備えて、売上高を基準とした当連結会計年度の負担する見込額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えて、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

過去勤務債務は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定率法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、主として、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定率法により按分した額をそれぞれ発生時の翌連結会計年度から費用処理しております。

役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払に備えて、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上することとしております。なお、当社は役員退職慰労金制度を廃止しておりますが、制度廃止までの在任期間に対応する退職慰労金相当額を計上しております。

環境対策引当金

環境対策を目的とした支出に備えて、当連結会計年度末における見込額を計上しております。

(二) 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めております。

(ホ) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段...為替予約取引

ヘッジ対象...外貨建予定取引及び外貨建債権債務

ヘッジ方針

外貨建取引に係るヘッジ取引は、社内管理規程に基づき、為替変動に伴うキャッシュ・フロー変動リスクのヘッジを目的として行っております。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

(ヘ) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、要求払預金及び取得日から3か月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価格の変動について僅少なリスクしか負わない短期的な投資からなっております。

(ト) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税及び地方消費税の会計処理は、当社及び国内連結子会社とも税抜方式によっております。

【会計方針の変更】

(1株当たり当期純利益に関する会計基準等の適用)

当連結会計年度より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日)を適用しております。

潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定にあたり、一定期間の勤務後に権利が確定するストック・オプションについて、権利の行使により払い込まれると仮定した場合の入金額に、ストック・オプションの公正な評価額のうち、将来企業が提供されるサービスに係る分を含める方法に変更しております。

なお、これによる影響については、「1株当たり情報に関する注記」に記載しております。

(外貨建予定取引に係る為替予約取引の処理方法)

外貨建予定取引に係る為替予約取引の処理方法は、従来、時価評価を行い評価差額を損益処理していましたが、近年の為替レートの著しい変動や当社における外貨建取引の増加傾向を踏まえ、為替予約に関する社内のリスク管理規程を再整備し、ヘッジの効果を財務諸表に反映させ、より適切な期間損益計算を行うため、当連結会計年度より、為替予約取引の一部についてヘッジ会計を適用し、繰延ヘッジ処理に変更しました。

当該会計方針の変更は、当連結会計年度より為替予約に関する社内のリスク管理規程を再整備したことに伴うものであり、前連結会計年度には影響はありません。

なお、当該会計方針を適用しなかった場合と比較して、当連結会計年度の営業利益は345百万円減少し、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ39百万円減少しております。

(減価償却方法の変更)

当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産のうち建物(建物附属設備を除く)以外について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

この変更により従来の方法によった場合と比較し、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、それぞれ233百万円増加しております。

なお、この変更については減価償却システムの変更に時間を要したため、第2、第3四半期連結会計期間は従来の方法によっております。第2、第3四半期連結会計期間について当連結会計年度と同一の方法を適用した場合、損益に与える影響は軽微であります。

【未適用の会計基準等】

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

【追加情報】

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当連結会計年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

【注記事項】

(連結貸借対照表関係)

- 1 非連結子会社及び関連会社に対するものは次のとおりであります。

| | 前連結会計年度 (平成23年12月31日) | 当連結会計年度 (平成24年12月31日) |
|------------|--------------------------|--------------------------|
| 投資有価証券(株式) | 61百万円 | 61百万円 |

- 2 偶発債務(保証債務)

| | 前連結会計年度 (平成23年12月31日) | 当連結会計年度 (平成24年12月31日) |
|-------------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 従業員の金融機関借入金(住宅資金)に 対する債務保証 | 270百万円 | 216百万円 |

- 3 コミットメントライン契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引金融機関9行(前連結会計年度は10行)とコミットメントライン契約を締結しております。この契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

| | 前連結会計年度 (平成23年12月31日) | 当連結会計年度 (平成24年12月31日) |
|---------------|--------------------------|--------------------------|
| コミットメントラインの総額 | 40,000百万円 | 40,000百万円 |
| 借入実行残高 | | |
| 差引額 | 40,000 | 40,000 |

(連結損益計算書関係)

1 売上高の内訳

| | 前連結会計年度 (自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日) | 当連結会計年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日) |
|-----------|---|---|
| 商品及び製品売上高 | 363,621百万円 | 375,234百万円 |
| その他の営業収入 | 9,895 | 15,985 |

- 2 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。

| | 前連結会計年度 (自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日) | 当連結会計年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日) |
|--|---|---|
| | 1,107百万円 | 626百万円 |

- 3 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費

| | 前連結会計年度 (自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日) | 当連結会計年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日) |
|--|---|---|
| | 55,856百万円 | 55,107百万円 |

- 4 固定資産売却益

固定資産売却益の内訳は次のとおりであります。

| | 前連結会計年度 (自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日) | 当連結会計年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日) |
|-----------|---|---|
| 機械装置及び運搬具 | 0百万円 | 2百万円 |
| 工具、器具及び備品 | 0 | 0 |

- 5 補助金収入

前連結会計年度(自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)

自家発電設備導入促進事業費補助金等であります。

- 6 固定資産売却損

固定資産売却損の内訳は次のとおりであります。

| | 前連結会計年度 (自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日) | 当連結会計年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日) |
|-----------|---|---|
| 機械装置及び運搬具 | 0百万円 | 百万円 |
| 工具、器具及び備品 | 7 | 1 |

- 7 減損損失

前連結会計年度(自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)及び当連結会計年度(自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)

減損損失を計上しておりますが、重要性が乏しいため内訳は省略しております。

8 災害による損失

前連結会計年度（自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日）

東日本大震災により被災した資産の復旧等に要する費用等（保険金控除後）を計上しており、その内訳は、宇都宮工場等の資産の滅失損失、撤去・原状回復費用、操業停止期間中の固定費等であります。

当連結会計年度（自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日）

該当事項はありません。

9 事業再編損

前連結会計年度（自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日）及び当連結会計年度（自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日）

連結子会社の一部の事業所閉鎖及び生産体制の再編に伴う費用等であります。

（連結包括利益計算書関係）

当連結会計年度（自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日）

1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

その他有価証券評価差額金：

| | |
|--------------|----------|
| 当期発生額 | 1,114百万円 |
| 組替調整額 | - |
| 税効果調整前 | 1,114 |
| 税効果額 | 317 |
| その他有価証券評価差額金 | 796 |

繰延ヘッジ損益：

| | |
|------------|-----|
| 当期発生額 | 17 |
| 資産の取得原価調整額 | 500 |
| 組替調整額 | 712 |
| 税効果調整前 | 194 |
| 税効果額 | 73 |
| 繰延ヘッジ損益 | 120 |

為替換算調整勘定：

| | |
|------------|-------|
| 当期発生額 | 3,408 |
| その他の包括利益合計 | 4,326 |

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成23年1月1日至平成23年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

| | 当連結会計年度 期首株式数(株) | 当連結会計年度 増加株式数(株) | 当連結会計年度 減少株式数(株) | 当連結会計年度末 株式数(株) |
|------------|---------------------|---------------------|---------------------|--------------------|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式 | 559,685,889 | | | 559,685,889 |
| 合計 | 559,685,889 | | | 559,685,889 |
| 自己株式 | | | | |
| 普通株式(注)1,2 | 15,491,466 | 2,834 | 182 | 15,494,118 |
| 合計 | 15,491,466 | 2,834 | 182 | 15,494,118 |

(注)1. 普通株式の自己株式の株式数の増加2,834株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少182株は、単元未満株式の買増し請求による減少であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

| 区分 | 新株予約権の内訳 | 当連結会計年度末残高 (百万円) |
|-----------|---------------------|---------------------|
| 提出会社(親会社) | ストック・オプションとしての新株予約権 | 1,015 |
| 合計 | | 1,015 |

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|-----------------|-----------------|-------------|------------|
| 平成23年3月24日 定時株主総会 | 普通株式 | 12,516 | 23 | 平成22年12月31日 | 平成23年3月25日 |
| 平成23年7月21日 取締役会 | 普通株式 | 10,883 | 20 | 平成23年6月30日 | 平成23年9月1日 |

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 配当の原資 | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|-----------------|-------|-----------------|-------------|------------|
| 平成24年3月28日 定時株主総会 | 普通株式 | 10,883 | 利益剰余金 | 20 | 平成23年12月31日 | 平成24年3月29日 |

当連結会計年度（自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

| | 当連結会計年度 期首株式数（株） | 当連結会計年度 増加株式数（株） | 当連結会計年度 減少株式数（株） | 当連結会計年度末 株式数（株） |
|-------------|---------------------|---------------------|---------------------|--------------------|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式 | 559,685,889 | | | 559,685,889 |
| 合計 | 559,685,889 | | | 559,685,889 |
| 自己株式 | | | | |
| 普通株式（注）1, 2 | 15,494,118 | 3,010 | 56,690 | 15,440,438 |
| 合計 | 15,494,118 | 3,010 | 56,690 | 15,440,438 |

（注）1. 普通株式の自己株式の株式数の増加3,010株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少56,690株は、ストック・オプションの権利行使による減少56,500株及び単元未満株式の買増し請求による減少190株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

| 区分 | 新株予約権の内訳 | 当連結会計年度末残高 （百万円） |
|-----------|---------------------|---------------------|
| 提出会社（親会社） | ストック・オプションとしての新株予約権 | 1,219 |
| 合計 | | 1,219 |

3. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 （百万円） | 1株当たり 配当額（円） | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|-----------------|-----------------|-------------|------------|
| 平成24年3月28日 定時株主総会 | 普通株式 | 10,883 | 20 | 平成23年12月31日 | 平成24年3月29日 |
| 平成24年7月26日 取締役会 | 普通株式 | 10,884 | 20 | 平成24年6月30日 | 平成24年8月31日 |

（2）基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 （百万円） | 配当の原資 | 1株当たり 配当額（円） | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|-----------------|-------|-----------------|-------------|------------|
| 平成25年3月27日 定時株主総会 | 普通株式 | 10,884 | 利益剰余金 | 20 | 平成24年12月31日 | 平成25年3月28日 |

（連結キャッシュ・フロー計算書関係）

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

| | 前連結会計年度 （自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日） | 当連結会計年度 （自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日） |
|------------------|---|---|
| 現金及び預金勘定 | 107,163百万円 | 110,935百万円 |
| 預入期間が3か月を超える定期預金 | 12,689 | 15,490 |
| 現金及び現金同等物 | 94,474 | 95,445 |

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

主として、医薬品事業における研究設備(工具、器具及び備品)であります。

リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計処理基準に関する事項 (口) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年12月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

(単位：百万円)

| | 前連結会計年度(平成23年12月31日) | | |
|----------|----------------------|------------|---------|
| | 取得価額相当額 | 減価償却累計額相当額 | 期末残高相当額 |
| 工具、器具及備品 | 819 | 613 | 205 |
| ソフトウェア | 3 | 2 | 0 |
| 合計 | 823 | 616 | 206 |

(単位：百万円)

| | 当連結会計年度(平成24年12月31日) | | |
|----------|----------------------|------------|---------|
| | 取得価額相当額 | 減価償却累計額相当額 | 期末残高相当額 |
| 工具、器具及備品 | 293 | 229 | 63 |
| 合計 | 293 | 229 | 63 |

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(2) 未経過リース料期末残高相当額等

(単位：百万円)

| | 前連結会計年度 (平成23年12月31日) | 当連結会計年度 (平成24年12月31日) |
|----------------|--------------------------|--------------------------|
| 未経過リース料期末残高相当額 | | |
| 1年内 | 136 | 39 |
| 1年超 | 69 | 23 |
| 合計 | 206 | 63 |

(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失

(単位：百万円)

| | 前連結会計年度 (自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日) | 当連結会計年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日) |
|----------|---|---|
| 支払リース料 | 208 | 130 |
| 減価償却費相当額 | 208 | 130 |

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(減損損失について)

リース資産に配分された減損損失はありません。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

| | 前連結会計年度 (平成23年12月31日) | 当連結会計年度 (平成24年12月31日) |
|-----|--------------------------|--------------------------|
| 1年内 | 278 | 451 |
| 1年超 | 398 | 994 |
| 合計 | 676 | 1,445 |

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、一時的な余資を主に安全で流動性の高い金融資産で運用しております。デリバティブ取引は、後述するリスクを回避する目的で行っており、投機目的での取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクがあります。また、外貨建営業債権は、為替変動リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、主に余資運用のために保有する債券等及び業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金のうち、外貨建てのものは、為替変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、外貨建債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジの手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計処理基準に関する事項(ホ) 重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、経理規程に従い、営業債権について、営業管理部署が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブ取引の利用にあたっては、カウンターパーティーリスクを軽減するために、信用力の高い金融機関と取引を行っております。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社は、外貨建債権債務の為替変動リスクに対し、主として先物為替予約を利用してヘッジしております。有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。デリバティブ取引については、当社内で規定された管理体制に基づいて実施しており、取引残高・評価損益等の取引の状況を月次で把握しております。なお、連結子会社はデリバティブ取引を行っておりません。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき財務経理部が適時に資金繰り計画を作成・更新することにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2.参照）。

前連結会計年度（平成23年12月31日）

| | 連結貸借対照表計上額 (百万円) | 時価(百万円) | 差額(百万円) |
|------------------|---------------------|---------|---------|
| (1) 現金及び預金 | 107,163 | 107,163 | - |
| (2) 受取手形及び売掛金 | 110,913 | 110,913 | - |
| (3) 有価証券及び投資有価証券 | 67,114 | 67,114 | - |
| 資産計 | 285,190 | 285,190 | - |
| 支払手形及び買掛金 | 17,350 | 17,350 | - |
| 負債計 | 17,350 | 17,350 | - |
| デリバティブ取引(*) | 17 | 17 | - |

(*)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

当連結会計年度（平成24年12月31日）

| | 連結貸借対照表計上額 (百万円) | 時価(百万円) | 差額(百万円) |
|------------------|---------------------|---------|---------|
| (1) 現金及び預金 | 110,935 | 110,935 | - |
| (2) 受取手形及び売掛金 | 119,995 | 119,995 | - |
| (3) 有価証券及び投資有価証券 | 106,734 | 106,734 | - |
| 資産計 | 337,666 | 337,666 | - |
| 支払手形及び買掛金 | 41,725 | 41,725 | - |
| 負債計 | 41,725 | 41,725 | - |
| デリバティブ取引(*) | 1,701 | 1,701 | - |

(*)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

（注）1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または取引金融機関等から提示された価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

負債

支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照ください。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

| 区分 | 前連結会計年度 (平成23年12月31日) | 当連結会計年度 (平成24年12月31日) |
|-------|--------------------------|--------------------------|
| 非上場株式 | 312 | 461 |

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(平成23年12月31日)

| | 1年以内 (百万円) | 1年超 5年以内 (百万円) | 5年超 10年以内 (百万円) | 10年超 (百万円) |
|-------------------------|---------------|----------------------|-----------------------|---------------|
| 現金及び預金 | 107,163 | - | - | - |
| 受取手形及び売掛金 | 110,913 | - | - | - |
| 有価証券及び投資有価証券 | | | | |
| その他有価証券のうち満期があるもの 債券 | | | | |
| (1) 社債 | 5,000 | 1,500 | - | - |
| (2) その他 | 5,000 | - | - | - |
| その他 | 51,000 | - | - | - |
| 合計 | 279,076 | 1,500 | - | - |

当連結会計年度(平成24年12月31日)

| | 1年以内 (百万円) | 1年超 5年以内 (百万円) | 5年超 10年以内 (百万円) | 10年超 (百万円) |
|-------------------------|---------------|----------------------|-----------------------|---------------|
| 現金及び預金 | 110,935 | - | - | - |
| 受取手形及び売掛金 | 119,995 | - | - | - |
| 有価証券及び投資有価証券 | | | | |
| その他有価証券のうち満期があるもの 債券 | | | | |
| (1) 社債 | 1,000 | - | - | - |
| (2) その他 | 5,000 | - | - | - |
| その他 | 95,000 | - | - | - |
| 合計 | 331,931 | - | - | - |

(有価証券関係)

1. 売買目的有価証券

前連結会計年度(平成23年12月31日)及び当連結会計年度(平成24年12月31日)
 該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券

前連結会計年度(平成23年12月31日)及び当連結会計年度(平成24年12月31日)
 該当事項はありません。

3. その他有価証券

前連結会計年度(平成23年12月31日)

| | 種類 | 連結貸借対照表計上額(百万円) | 取得原価(百万円) | 差額(百万円) |
|------------------------|---------|-----------------|-----------|---------|
| 連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | (1) 株式 | 3,279 | 1,731 | 1,547 |
| | (2) 債券 | 5,500 | 5,499 | 1 |
| | (3) その他 | 31,000 | 31,000 | 0 |
| | 小計 | 39,779 | 38,230 | 1,549 |
| 連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | (1) 株式 | 1,347 | 1,588 | 241 |
| | (2) 債券 | 5,986 | 5,997 | 10 |
| | (3) その他 | 19,999 | 20,000 | 0 |
| | 小計 | 27,334 | 27,586 | 251 |
| 合計 | | 67,114 | 65,816 | 1,297 |

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額 251百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度(平成24年12月31日)

| | 種類 | 連結貸借対照表計上額(百万円) | 取得原価(百万円) | 差額(百万円) |
|------------------------|---------|-----------------|-----------|---------|
| 連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | (1) 株式 | 4,765 | 2,192 | 2,573 |
| | (2) 債券 | - | - | - |
| | (3) その他 | 30,000 | 30,000 | 0 |
| | 小計 | 34,765 | 32,192 | 2,573 |
| 連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | (1) 株式 | 976 | 1,133 | 157 |
| | (2) 債券 | 5,993 | 5,997 | 3 |
| | (3) その他 | 64,999 | 65,000 | 0 |
| | 小計 | 71,969 | 72,131 | 161 |
| 合計 | | 106,734 | 104,323 | 2,411 |

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額 400百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

4. 売却したその他有価証券

前連結会計年度（自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日）

| 種類 | 売却額（百万円） | 売却益の合計額 （百万円） | 売却損の合計額 （百万円） |
|---------|----------|------------------|------------------|
| (1) 株式 | 2 | - | 4 |
| (2) 債券 | - | - | - |
| (3) その他 | - | - | - |
| 合計 | 2 | - | 4 |

5. 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度において、投資有価証券について217百万円（その他有価証券の株式217百万円）の減損処理を行っております。

当連結会計年度において、有価証券の減損処理を行っておりません。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30%以上50%未満下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

前連結会計年度(平成23年12月31日)

| 区分 | 取引の種類 | 契約額等 (百万円) | 契約額等のうち1年超 (百万円) | 時価 (百万円) | 評価損益 (百万円) |
|-----------|--------------|---------------|---------------------|-------------|---------------|
| 市場取引以外の取引 | 為替予約取引 買建 | | | | |
| | スイスフラン | 2,493 | - | 11 | 11 |
| | アメリカドル | 5,365 | - | 28 | 28 |
| 合計 | | 7,858 | - | 17 | 17 |

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

当連結会計年度(平成24年12月31日)

| 区分 | 取引の種類 | 契約額等 (百万円) | 契約額等のうち1年超 (百万円) | 時価 (百万円) | 評価損益 (百万円) |
|-----------|--------------|---------------|---------------------|-------------|---------------|
| 市場取引以外の取引 | 為替予約取引 買建 | | | | |
| | スイスフラン | 11,898 | - | 654 | 654 |
| | アメリカドル | 850 | - | 26 | 26 |
| 合計 | | 12,749 | - | 681 | 681 |

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

前連結会計年度(平成23年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(平成24年12月31日)

| ヘッジ会計の方法 | 取引の種類 | 主なヘッジ対象 | 契約額等 (百万円) | 契約額等のうち1年超 (百万円) | 時価 (百万円) |
|----------|--------------|---------|---------------|---------------------|-------------|
| 原則的処理方法 | 為替予約取引 買建 | 買掛金 | | | |
| | スイスフラン | | 9,595 | - | 858 |
| | アメリカドル | | 1,827 | - | 161 |
| 合計 | | | 11,423 | - | 1,019 |

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は確定給付型制度と確定拠出型制度を併用しており、確定給付型制度としては企業年金基金制度及び退職一時金制度を設けております。

当社は退職一時金制度に対し退職給付信託を設定しております。なお、従業員の退職等に際して、退職給付会計に準拠した数理計算による退職給付債務の対象とされない割増退職金を支払う場合があります。

国内連結子会社は退職一時金制度を採用しております。

在外連結子会社は確定給付型または確定拠出型の年金制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項

| | 前連結会計年度 (平成23年12月31日) | 当連結会計年度 (平成24年12月31日) |
|---------------------------------------|--------------------------|--------------------------|
| (1) 退職給付債務(百万円) | 67,041 | 69,242 |
| (2) 年金資産(百万円) | 62,447 | 66,269 |
| (3) 未積立退職給付債務(1) + (2) (百万円) | 4,593 | 2,972 |
| (4) 未認識数理計算上の差異(百万円) | 3,566 | 1,172 |
| (5) 未認識過去勤務債務(債務の減額)(百万円) | 1,572 | 1,248 |
| (6) 連結貸借対照表計上額純額(3) + (4) + (5) (百万円) | 2,598 | 3,048 |
| (7) 前払年金費用(百万円) | - | - |
| (8) 退職給付引当金(6) - (7) (百万円) | 2,598 | 3,048 |

(注) 一部の国内連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

3. 退職給付費用に関する事項

| | 前連結会計年度 (自平成23年1月1日 至平成23年12月31日) | 当連結会計年度 (自平成24年1月1日 至平成24年12月31日) |
|-------------------------|---|---|
| 退職給付費用(百万円)(注) | 3,825 | 4,173 |
| (1) 勤務費用(百万円) | 2,685 | 2,791 |
| (2) 利息費用(百万円) | 1,472 | 1,487 |
| (3) 期待運用収益(百万円) | 1,431 | 1,387 |
| (4) 数理計算上の差異の費用処理額(百万円) | 578 | 747 |
| (5) 過去勤務債務の費用処理額(百万円) | 348 | 323 |
| (6) 確定拠出年金への掛金拠出額(百万円) | 844 | 859 |
| (7) 臨時に支払った割増退職金(百万円) | 25 | - |

(注) 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用を含んでおります。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

(1) 退職給付見込額の期間配分方法

主として期間定額基準

(2) 割引率

| 前連結会計年度 (自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日) | 当連結会計年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日) |
|---|---|
| 主として2.25% | 主として2.25% |

(3) 期待運用収益率

| 前連結会計年度 (自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日) | 当連結会計年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日) |
|---|---|
| 1.3% ~ 2.5% | 0.8% ~ 2.5% |

(4) 過去勤務債務の額の処理年数

10年（発生時における従業員平均残存勤務期間以内の一定年数による定率法によっております。）

(5) 数理計算上の差異の処理年数

主として10年（主として発生時における従業員平均残存勤務期間以内の一定年数による定率法により、翌連結会計年度から費用処理することとしております。）

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：百万円)

| | 前連結会計年度 (自平成23年1月1日 至平成23年12月31日) | 当連結会計年度 (自平成24年1月1日 至平成24年12月31日) |
|------------|---|---|
| 売上原価 | 2 | 1 |
| 販売費及び一般管理費 | 238 | 240 |

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

| | 平成15年 ストック・オプション | 平成16年 ストック・オプション | 平成17年 ストック・オプション | 平成18年 ストック・オプション | 平成19年 ストック・オプション |
|----------------------------------|--|--|--|--|--|
| 付与対象者の区分 及び人数 | 当社の取締役5名 及び従業員23名並 びに当社子会社の 取締役1名 | 当社の取締役6名 及び従業員19名並 びに当社子会社の 取締役1名 | 当社の取締役6名 及び従業員24名 | 当社の取締役6名 及び従業員111名 | 当社の取締役6名 及び従業員110名 並びに当社子会社 の取締役3名及び 従業員4名 |
| 株式の種類別のス tock・オプションの 数(注)1 | 普通株式 231,000株 | 普通株式 232,000株 | 普通株式 252,000株 | 普通株式 344,000株 | 普通株式 355,000株 |
| 付与日 | 平成15年8月5日 | 平成16年4月5日 | 平成17年4月1日 | 平成18年4月3日 | 平成19年4月9日 |
| 権利確定条件 | 付与日(平成15年 8月5日)以降、 権利確定日(平成 17年6月30日)ま で継続して勤務し ていること | 付与日(平成16年 4月5日)以降、 権利確定日(平成 18年3月31日)ま で継続して勤務し ていること | 付与日(平成17年 4月1日)以降、 権利確定日(平成 19年3月31日)ま で継続して勤務し ていること | 付与日(平成18年 4月3日)以降、 権利確定日(平成 20年3月31日)ま で継続して勤務し ていること | 付与日(平成19年 4月9日)以降、 権利確定日(平成 21年3月31日)ま で継続して勤務し ていること |
| 対象勤務期間 | 平成15年8月5日～ 平成17年6月30日 | 平成16年4月5日～ 平成18年3月31日 | 平成17年4月1日～ 平成19年3月31日 | 平成18年4月3日～ 平成20年3月31日 | 平成19年4月9日～ 平成21年3月31日 |
| 権利行使期間 | 平成17年7月1日～ 平成25年6月25日 (注)2 | 平成18年4月1日～ 平成26年3月25日 (注)2 | 平成19年4月1日～ 平成27年3月23日 (注)2 | 平成20年4月1日～ 平成28年3月23日 (注)2 | 平成21年4月1日～ 平成29年3月23日 (注)2 |

| | 平成21年 一般型 ストック・オプション | 平成21年 株式報酬型 ストック・オプション | 平成22年 一般型 ストック・オプション | 平成22年 株式報酬型 ストック・オプション | 平成23年 一般型 ストック・オプション |
|----------------------------------|--|-----------------------------------|---|-----------------------------------|---|
| 付与対象者の区分 及び人数 | 当社の取締役6名 及び従業員101名 並びに当社子会社 の取締役2名及び 従業員5名 | 当社の取締役6名 | 当社の取締役5名 及び従業員96名並 びに当社子会社の 従業員4名 | 当社の取締役5名 | 当社の取締役5名 及び従業員102名 並びに当社子会社 の従業員2名 |
| 株式の種類別のス tock・オプションの 数(注)1 | 普通株式 330,000株 | 普通株式 78,500株 | 普通株式 324,000株 | 普通株式 71,600株 | 普通株式 325,000株 |
| 付与日 | 平成21年4月9日 | 平成21年5月11日 | 平成22年5月11日 | 平成22年5月11日 | 平成23年6月14日 |
| 権利確定条件 | 付与日(平成21年 4月9日)以降、 権利確定日(平成 23年4月10日)ま で継続して勤務し ていること | 権利確定条件は付 与されておりませ ん。 | 付与日(平成22年 5月11日)以降、 権利確定日(平成 24年4月24日)ま で継続して勤務し ていること | 権利確定条件は付 与されておりませ ん。 | 付与日(平成23年 6月14日)以降、 権利確定日(平成 25年5月28日)ま で継続して勤務し ていること |
| 対象勤務期間 | 平成21年4月9日～ 平成23年4月10日 | 対象勤務期間の定め はありません | 平成22年5月11日～ 平成24年4月24日 | 対象勤務期間の定め はありません | 平成23年6月14日～ 平成25年5月28日 |
| 権利行使期間 | 平成23年4月11日～ 平成31年3月25日 (注)2 | 平成21年5月11日～ 平成51年4月24日 (注)3 | 平成24年4月25日～ 平成32年4月23日 (注)2 | 平成22年5月11日～ 平成52年4月23日 (注)3 | 平成25年5月29日～ 平成33年5月27日 (注)2 |

| | 平成23年 株式報酬型 ストック・オプション | 平成24年 一般型 ストック・オプション | 平成24年 株式報酬型 ストック・オプション |
|----------------------------------|-----------------------------------|---|-----------------------------------|
| 付与対象者の区分 及び人数 | 当社の取締役5名 | 当社の取締役5名 及び従業員108名 並びに当社子会社 の従業員2名 | 当社の取締役5名 |
| 株式の種類別のス tock・オプションの 数(注)1 | 普通株式 88,800株 | 普通株式 334,000株 | 普通株式 81,700株 |
| 付与日 | 平成23年6月14日 | 平成24年5月10日 | 平成24年5月10日 |
| 権利確定条件 | 権利確定条件は付 与されておりませ ん。 | 付与日(平成24年 5月10日)以降、 権利確定日(平成 26年4月25日)ま で継続して勤務し ていること | 権利確定条件は付 与されておりませ ん。 |
| 対象勤務期間 | 対象勤務期間の定め はありません | 平成24年5月10日～ 平成26年4月25日 | 対象勤務期間の定め はありません |
| 権利行使期間 | 平成23年6月14日～ 平成53年5月27日 (注)3 | 平成26年4月26日～ 平成34年4月24日 (注)2 | 平成24年5月10日～ 平成54年4月24日 (注)3 |

(注)1. 株式数に換算して記載しております。

2. 権利行使の制約期間を反映して記載しております。

3. 新株予約権の割当てを受けた者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間(10日目が休日に当た
 たる場合には翌営業日)に限り、新株予約権の全部を一括して行使することができます。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(平成24年12月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

| | 平成15年 ストック・オプション | 平成16年 ストック・オプション | 平成17年 ストック・オプション | 平成18年 ストック・オプション | 平成19年 ストック・オプション |
|-----------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 権利確定前 (株) | | | | | |
| 前連結会計年度末 | - | - | - | - | - |
| 付与 | - | - | - | - | - |
| 失効 | - | - | - | - | - |
| 権利確定 | - | - | - | - | - |
| 未確定残 | - | - | - | - | - |
| 権利確定後 (株) | | | | | |
| 前連結会計年度末 | 106,400 | 206,900 | 245,200 | 333,000 | 345,000 |
| 権利確定 | - | - | - | - | - |
| 権利行使 | 31,200 | - | - | - | - |
| 失効 | - | - | - | - | 1,000 |
| 未行使残 | 75,200 | 206,900 | 245,200 | 333,000 | 344,000 |

| | 平成21年 一般型 ストック・オプション | 平成21年 株式報酬型 ストック・オプション | 平成22年 一般型 ストック・オプション | 平成22年 株式報酬型 ストック・オプション | 平成23年 一般型 ストック・オプション |
|-----------|----------------------------|------------------------------|----------------------------|------------------------------|----------------------------|
| 権利確定前 (株) | | | | | |
| 前連結会計年度末 | - | 67,000 | 324,000 | 71,600 | 325,000 |
| 付与 | - | - | - | - | - |
| 失効 | - | - | - | - | 1,000 |
| 権利確定 | - | 7,600 | 324,000 | 6,900 | - |
| 未確定残 | - | 59,400 | - | 64,700 | 324,000 |
| 権利確定後 (株) | | | | | |
| 前連結会計年度末 | 328,000 | - | - | - | - |
| 権利確定 | - | 7,600 | 324,000 | 6,900 | - |
| 権利行使 | - | 7,600 | - | 6,900 | - |
| 失効 | 1,000 | - | 1,000 | - | - |
| 未行使残 | 327,000 | - | 323,000 | - | - |

| | 平成23年 株式報酬型 ストック・オプション | 平成24年 一般型 ストック・オプション | 平成24年 株式報酬型 ストック・オプション |
|-----------|------------------------------|----------------------------|------------------------------|
| 権利確定前 (株) | | | |
| 前連結会計年度末 | 88,800 | - | - |
| 付与 | - | 334,000 | 81,700 |
| 失効 | - | 1,000 | - |
| 権利確定 | 10,800 | - | - |
| 未確定残 | 78,000 | 333,000 | 81,700 |
| 権利確定後 (株) | | | |
| 前連結会計年度末 | - | - | - |
| 権利確定 | 10,800 | - | - |
| 権利行使 | 10,800 | - | - |
| 失効 | - | - | - |
| 未行使残 | - | - | - |

単価情報

| | 平成15年 ストック・ オプション | 平成16年 ストック・ オプション | 平成17年 ストック・ オプション | 平成18年 ストック・ オプション | 平成19年 ストック・ オプション |
|-----------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|
| 権利行使価格 (円) | 1,454 | 1,675 | 1,649 | 2,245 | 3,039 |
| 行使時平均株価 (円) | 1,613 | - | - | - | - |
| 公正な評価単価(付与日)(円) | - | - | - | - | 1,051 |

| | 平成21年 一般型 ストック・ オプション | 平成21年 株式報酬型 ストック・ オプション | 平成22年 一般型 ストック・ オプション | 平成22年 株式報酬型 ストック・ オプション | 平成23年 一般型 ストック・ オプション |
|-----------------|--------------------------------|----------------------------------|--------------------------------|----------------------------------|--------------------------------|
| 権利行使価格 (円) | 1,696 | 1 | 1,881 | 1 | 1,397 |
| 行使時平均株価 (円) | - | 1,522 | - | 1,522 | - |
| 公正な評価単価(付与日)(円) | 590 | 1,658 | 491 | 1,517 | 356 |

| | 平成23年 株式報酬型 ストック・ オプション | 平成24年 一般型 ストック・ オプション | 平成24年 株式報酬型 ストック・ オプション |
|-----------------|----------------------------------|--------------------------------|----------------------------------|
| 権利行使価格 (円) | 1 | 1,528 | 1 |
| 行使時平均株価 (円) | 1,522 | - | - |
| 公正な評価単価(付与日)(円) | 1,188 | 410 | 1,355 |

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された平成24年ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

使用した評価技法 二項モデル
 主な基礎数値及び見積方法

| | 平成24年 一般型 ストック・オプション | 平成24年 株式報酬型 ストック・オプション |
|-------------|----------------------------|------------------------------|
| 株価変動性(注)1 | 32% | 22% |
| 予想残存期間(注)2 | 10年 | 3年 |
| 予想配当(注)3 | 40円/株 | 40円/株 |
| 無リスク利子率(注)4 | 0.85% | 0.12% |

(注)1. 一般型ストック・オプションは10年間(平成14年5月から平成24年5月まで)の株価実績に基づき算定しております。また、株式報酬型ストック・オプションは3年間(平成21年5月から平成24年5月まで)の株価実績に基づき算定しております。

2. 一般型ストック・オプションは十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の終了時に行使されるものと推定して見積もっております。また、株式報酬型ストック・オプションは過去の実績における退任時年齢に基づき算定しております。

3. 平成23年12月期の配当実績によっております。

4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | 前連結会計年度 (平成23年12月31日) | 当連結会計年度 (平成24年12月31日) |
|---------------------|--------------------------|--------------------------|
| 繰延税金資産 | | |
| 税務上の前払費用額 | 9,173百万円 | 8,385百万円 |
| 退職給付引当金否認額 | 4,678 | 4,853 |
| 固定資産減価償却限度超過額 | 4,758 | 4,485 |
| 税務上の貯蔵品額 | 4,154 | 4,179 |
| 税務上の繰延資産償却限度超過額 | 3,851 | 3,400 |
| 賞与引当金否認額 | 2,088 | 2,170 |
| 繰越欠損金 | 1,938 | 1,422 |
| 有価証券評価損否認額 | 1,273 | 1,273 |
| 未払事業税及び未払地方法人特別税否認額 | 1,219 | 1,086 |
| たな卸資産の未実現利益の消去額 | 1,171 | 900 |
| 売上割戻引当金否認額 | 803 | 608 |
| 資産除去債務 | 536 | 543 |
| 役員退職慰労引当金否認額 | 260 | 231 |
| 減損損失 | 169 | 149 |
| その他 | 4,469 | 3,418 |
| 繰延税金資産合計 | 40,546 | 37,107 |
| 評価性引当額 | 2,747 | 2,692 |
| 繰延税金負債との相殺 | 1,021 | 1,379 |
| 繰延税金資産の純額 | 36,776 | 33,035 |
| 繰延税金負債 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 454 | 772 |
| 固定資産圧縮積立金 | 422 | 410 |
| その他 | 249 | 312 |
| 繰延税金負債合計 | 1,126 | 1,494 |
| 繰延税金資産との相殺 | 1,021 | 1,379 |
| 繰延税金負債の純額 | 104 | 115 |

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

| | 前連結会計年度 (平成23年12月31日) | 当連結会計年度 (平成24年12月31日) |
|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 法定実効税率 | 40.4% | 40.4% |
| (調整) | | |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 2.8 | 1.2 |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | 0.0 | 0.0 |
| 住民税均等割額 | 0.2 | 0.2 |
| 海外連結子会社の税率差異等 | 1.0 | 0.6 |
| 試験研究費特別税額控除額 | 8.8 | 7.9 |
| 評価性引当額の増減 | 1.1 | 0.1 |
| 平成23年度税制改正に伴う税率変更 | 2.6 | 1.7 |
| その他 | 0.7 | 0.1 |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 36.5 | 35.0 |

(賃貸等不動産関係)

前連結会計年度(自平成23年1月1日至平成23年12月31日)及び当連結会計年度(自平成24年1月1日至平成24年12月31日)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前連結会計年度(自平成23年1月1日至平成23年12月31日)及び当連結会計年度(自平成24年1月1日至平成24年12月31日)

当社グループは「医薬品事業」のみの単一セグメントのため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自平成23年1月1日至平成23年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位:百万円)

| | アバスチン (製品売上高) | アクテムラ (製品売上高) | その他 | 合計 |
|-----------|------------------|------------------|---------|---------|
| 外部顧客への売上高 | 56,367 | 38,041 | 279,108 | 373,516 |

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位:百万円)

| 日本 | 欧州 | その他 | 合計 |
|---------|--------|-------|---------|
| 327,874 | 42,578 | 3,063 | 373,516 |

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位:百万円)

| 顧客の名称 | 売上高 | 関連するセグメント名 |
|------------|--------|------------|
| アルフレッサ株式会社 | 87,817 | 医薬品事業 |
| 株式会社メディセオ | 73,919 | 医薬品事業 |
| 株式会社スズケン | 44,969 | 医薬品事業 |
| 東邦薬品株式会社 | 37,917 | 医薬品事業 |

当連結会計年度（自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：百万円）

| | アバステン (製品売上高) | アクテムラ (製品売上高) | その他 | 合計 |
|-----------|------------------|------------------|---------|---------|
| 外部顧客への売上高 | 65,455 | 42,688 | 283,075 | 391,220 |

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

（単位：百万円）

| 日本 | 欧州 | その他 | 合計 |
|---------|--------|-------|---------|
| 341,323 | 46,978 | 2,917 | 391,220 |

（注）売上高は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：百万円）

| 顧客の名称 | 売上高 | 関連するセグメント名 |
|------------|--------|------------|
| アルフレッサ株式会社 | 89,953 | 医薬品事業 |
| 株式会社メディセオ | 75,378 | 医薬品事業 |
| 株式会社スズケン | 46,295 | 医薬品事業 |
| 東邦薬品株式会社 | 40,342 | 医薬品事業 |

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日）及び当連結会計年度（自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日）

当社グループは「医薬品事業」のみの単一セグメントのため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日）及び当連結会計年度（自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日）及び当連結会計年度（自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日）

1. 関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金又は出資金 | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有（被所有）割合（％） | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額（百万円） | 科目 | 期末残高（百万円） |
|-------------|---------------------|-------------|------------------|-----------|-------------------|-------------------|--------------------|-----------|------|-----------|
| 同一の親会社を持つ会社 | エフ・ホフマン・ラ・ロシュ・リミテッド | スイス バーゼル | 百万スイス・フラン 150 | 医薬品製造販売 | | 原材料の仕入等 役員の兼任有 | 医薬品原材料の仕入 | 75,741 | 買掛金 | 9,914 |
| | | | | | | | 医薬品の売上 | 25,678 | 売掛金 | 6,000 |
| | | | | | | | 共同開発におけるコストシェア（受取） | 5,334 | 未収入金 | 5,311 |

（注）1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

（1）営業取引については、市場価格を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。

（2）共同開発におけるコストシェアについては、エフ・ホフマン・ラ・ロシュ・リミテッドとのライセンス契約等に基づき決定しております。

2. 親会社または重要な関連会社に関する注記

（1）親会社情報

ロシュ・ホールディング・リミテッド（スイス証券取引所に上場）

ロシュ・ファイナンス・リミテッド（非上場）

ロシュ・ファームホールディング・ピー・ヴィ（非上場）

（注）平成23年12月13日付で親会社に異動があり、上記のうち、ロシュ・ファイナンス・リミテッドとロシュ・ファームホールディング・ピー・ヴィの2社は親会社ではなくなっております。

（2）重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成24年 1月 1日 至 平成24年12月31日）

1. 関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金又は出資金 | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有（被所有）割合（％） | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額（百万円） | 科目 | 期末残高（百万円） |
|-------------|---------------------|-------------|------------------|-----------|-------------------|-------------------|--------------------|-----------|------|-----------|
| 同一の親会社を持つ会社 | エフ・ホフマン・ラ・ロシュ・リミテッド | スイス バーゼル | 百万スイス・フラン 150 | 医薬品製造販売 | | 原材料の仕入等 役員の兼任有 | 医薬品原材料の仕入 | 84,271 | 買掛金 | 31,959 |
| | | | | | | | 医薬品の売上 | 32,707 | 売掛金 | 10,494 |
| | | | | | | | 共同開発におけるコストシェア（受取） | 4,991 | 未収入金 | 5,487 |
| | | | | | | | 共同開発におけるコストシェア（支払） | 5,623 | 未払費用 | 6,134 |

（注）1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

（1）営業取引については、市場価格を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。

（2）共同開発におけるコストシェアについては、エフ・ホフマン・ラ・ロシュ・リミテッドとのライセンス契約等に基づき決定しております。

2. 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金又は出資金（百万円） | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有（被所有）割合（％） | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額（百万円） | 科目 | 期末残高（百万円） |
|----|------------|-----|---------------|-----------|-------------------|-----------------|-----------------|-----------|----|-----------|
| 役員 | 永山治 | | | 当社代表取締役会長 | （被所有） 直接 0.0 | ストック・オプションの権利行使 | ストック・オプションの権利行使 | 11 | | |

（注）平成15年 6月25日開催の当社第92回定時株主総会決議発行した新株予約権の、当連結会計年度における権利行使を記載しております。なお、「取引金額」欄は、当連結会計年度におけるストック・オプションの権利行使による付与株式数に払込金額を乗じた金額を記載しております。

3. 親会社または重要な関連会社に関する注記

（1）親会社情報

ロシュ・ホールディング・リミテッド（スイス証券取引所に上場）

（2）重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

| 前連結会計年度 (自平成23年1月1日 至平成23年12月31日) | | 当連結会計年度 (自平成24年1月1日 至平成24年12月31日) | |
|---|---------|---|---------|
| 1株当たり純資産額 | 839.50円 | 1株当たり純資産額 | 896.02円 |
| 1株当たり当期純利益 | 64.75円 | 1株当たり当期純利益 | 88.58円 |
| 潜在株式調整後1株当たり当期純利益 | 64.73円 | 潜在株式調整後1株当たり当期純利益 | 88.54円 |

(注) 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | 前連結会計年度 (自平成23年1月1日 至平成23年12月31日) | 当連結会計年度 (自平成24年1月1日 至平成24年12月31日) |
|-------------------|---|---|
| 1株当たり当期純利益 | | |
| 当期純利益(百万円) | 35,234 | 48,205 |
| 普通株主に帰属しない金額(百万円) | | |
| 普通株式に係る当期純利益(百万円) | 35,234 | 48,205 |
| 普通株式の期中平均株式数(株) | 544,193,122 | 544,213,366 |
| 潜在株式調整後1株当たり当期純利益 | | |
| 当期純利益調整額(百万円) | | |
| 普通株式増加数(株) | 173,818 | 260,206 |
| (うち新株予約権(株)) | (173,818) | (260,206) |

| | 前連結会計年度 (自平成23年1月1日 至平成23年12月31日) | 当連結会計年度 (自平成24年1月1日 至平成24年12月31日) |
|---|---|---|
| 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり当期純利益の算定に含めなかつ た潜在株式の概要 | 新株予約権 8種類 | 新株予約権 7種類 |
| | 平成15年6月25日 定時株主総会決議 潜在株式の数 | 平成16年3月25日 定時株主総会決議 潜在株式の数 |
| | 106,400株 | 206,900株 |
| | 新株予約権の数 | 新株予約権の数 |
| | 1,064個 | 2,069個 |
| | 平成16年3月25日 定時株主総会決議 潜在株式の数 | 平成17年3月23日 定時株主総会決議 潜在株式の数 |
| | 206,900株 | 245,200株 |
| | 新株予約権の数 | 新株予約権の数 |
| | 2,069個 | 2,452個 |
| | 平成17年3月23日 定時株主総会決議 潜在株式の数 | 平成18年3月23日 定時株主総会決議 潜在株式の数 |
| | 245,200株 | 333,000株 |
| | 新株予約権の数 | 新株予約権の数 |
| | 2,452個 | 3,330個 |
| | 平成18年3月23日 定時株主総会決議 潜在株式の数 | 平成19年3月23日 取締役会決議 潜在株式の数 |
| 333,000株 | 344,000株 | |
| 新株予約権の数 | 新株予約権の数 | |
| 3,330個 | 3,440個 | |
| 平成19年3月23日 取締役会決議 潜在株式の数 | 平成21年3月25日 取締役会決議 潜在株式の数 | |
| 345,000株 | 327,000株 | |
| 新株予約権の数 | 新株予約権の数 | |
| 3,450個 | 3,270個 | |
| 平成21年3月25日 取締役会決議 潜在株式の数 | 平成22年4月23日 取締役会決議 潜在株式の数 | |
| 328,000株 | 323,000株 | |
| 新株予約権の数 | 新株予約権の数 | |
| 3,280個 | 3,230個 | |
| 平成22年4月23日 取締役会決議 潜在株式の数 | 平成24年4月24日 取締役会決議 潜在株式の数 | |
| 324,000株 | 333,000株 | |
| 新株予約権の数 | 新株予約権の数 | |
| 3,240個 | 3,330個 | |
| 平成23年5月27日 取締役会決議 潜在株式の数 | | |
| 325,000株 | | |
| 新株予約権の数 | | |
| 3,250個 | | |

(会計方針の変更)

当連結会計年度より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日)を適用しております。

潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定にあたり、一定期間の勤務後に権利が確定するストック・オプションについて、権利の行使により払い込まれると仮定した場合の入金額に、ストック・オプションの公正な評価額のうち、将来企業が提供されるサービスに係る分を含める方法に変更しております。

これらの会計基準等を適用しなかった場合の前連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、64円72銭であります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

| 区分 | 当期首残高 (百万円) | 当期末残高 (百万円) | 平均利率 (%) | 返済期限 |
|-------------------------|----------------|----------------|-------------|-----------|
| 1年以内に返済予定のリース債務 | 22 | 44 | | |
| リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。) | 17 | 58 | | 平成26年～29年 |
| その他有利子負債(預り金) | 154 | 158 | 2.5 | |
| 合計 | 193 | 260 | | |

(注)1. 平均利率については、期末借入金等残高に対する加重平均利率を記載しております。

- リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。
- 1年以内に返済予定のリース債務及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)は、それぞれ連結貸借対照表の流動負債の「その他」及び固定負債の「その他」に含めて表示しております。
- リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

| | 1年超2年以内 (百万円) | 2年超3年以内 (百万円) | 3年超4年以内 (百万円) | 4年超5年以内 (百万円) |
|-------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| リース債務 | 34 | 20 | 2 | 0 |

- その他有利子負債(預り金)については、返済期限を定めていないため連結決算日後5年間の返済予定額は記載しておりません。

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2)【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

| (累計期間) | 第1四半期 | 第2四半期 | 第3四半期 | 当連結会計年度 |
|-----------------------------|--------|---------|---------|---------|
| 売上高(百万円) | 90,256 | 185,263 | 275,408 | 391,220 |
| 税金等調整前四半期(当期) 純利益金額(百万円) | 16,343 | 34,359 | 48,068 | 75,321 |
| 四半期(当期)純利益金額 (百万円) | 9,342 | 20,889 | 29,841 | 48,205 |
| 1株当たり四半期(当期)純 利益金額(円) | 17.17 | 38.39 | 54.83 | 88.58 |

| (会計期間) | 第1四半期 | 第2四半期 | 第3四半期 | 第4四半期 |
|----------------------|-------|-------|-------|-------|
| 1株当たり四半期純利益金額 (円) | 17.17 | 21.22 | 16.45 | 33.74 |

2【財務諸表等】
(1)【財務諸表】
【貸借対照表】

(単位：百万円)

| | 前事業年度 (平成23年12月31日) | 当事業年度 (平成24年12月31日) |
|---------------|------------------------|------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | 85,218 | 81,341 |
| 売掛金 | 110,736 | 119,112 |
| 有価証券 | 60,995 | 100,993 |
| 商品及び製品 | 57,565 | 51,374 |
| 原材料及び貯蔵品 | 6,824 | 7,586 |
| 前払費用 | 2,148 | 2,399 |
| 繰延税金資産 | 20,333 | 18,421 |
| 短期貸付金 | 7,400 | - |
| 未収入金 | 21,419 | 43,576 |
| その他 | 1,505 | 3,369 |
| 貸倒引当金 | 1 | 3 |
| 流動資産合計 | 374,145 | 428,171 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 建物 | 64,970 | 66,904 |
| 減価償却累計額 | 39,542 | 41,658 |
| 建物(純額) | 25,428 | 25,245 |
| 構築物 | 4,957 | 4,453 |
| 減価償却累計額 | 3,924 | 3,502 |
| 構築物(純額) | 1,033 | 950 |
| 機械及び装置 | 21,478 | 23,438 |
| 減価償却累計額 | 18,825 | 19,845 |
| 機械及び装置(純額) | 2,652 | 3,592 |
| 車両運搬具 | 72 | 85 |
| 減価償却累計額 | 64 | 61 |
| 車両運搬具(純額) | 8 | 24 |
| 工具、器具及び備品 | 35,720 | 36,345 |
| 減価償却累計額 | 30,384 | 31,404 |
| 工具、器具及び備品(純額) | 5,335 | 4,940 |
| 土地 | 9,343 | 9,316 |
| リース資産 | 51 | 35 |
| 減価償却累計額 | 18 | 19 |
| リース資産(純額) | 33 | 15 |
| 建設仮勘定 | 1,039 | 324 |
| 有形固定資産合計 | 44,876 | 44,409 |
| 無形固定資産 | | |
| 特許権 | 4 | - |
| 商標権 | 1 | 0 |
| ソフトウェア | 326 | 236 |
| その他 | 678 | 531 |
| 無形固定資産合計 | 1,010 | 768 |

| | 前事業年度 (平成23年12月31日) | 当事業年度 (平成24年12月31日) |
|-----------------|------------------------|------------------------|
| 投資その他の資産 | | |
| 投資有価証券 | 6,360 | 6,130 |
| 関係会社株式 | 55,632 | 55,722 |
| 関係会社出資金 | 59 | 59 |
| 長期貸付金 | 7 | - |
| 従業員に対する長期貸付金 | 0 | 3 |
| 関係会社長期貸付金 | - | 1,228 |
| 長期前払費用 | 4,087 | 4,253 |
| 繰延税金資産 | 12,912 | 11,922 |
| 敷金及び保証金 | 4,376 | 4,341 |
| 長期未収入金 | 12 | 11 |
| その他 | 428 | 378 |
| 貸倒引当金 | 170 | 140 |
| 投資その他の資産合計 | 83,706 | 83,911 |
| 固定資産合計 | 129,592 | 129,090 |
| 資産合計 | 503,738 | 557,261 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 買掛金 | 18,612 | 46,802 |
| リース債務 | 19 | 11 |
| 未払金 | 119 | 126 |
| 未払費用 | 18,862 | 21,472 |
| 未払法人税等 | 13,820 | 11,694 |
| 未払消費税等 | 829 | 1,706 |
| 預り金 | 1,795 | 1,023 |
| 賞与引当金 | 4,286 | 4,773 |
| 役員賞与引当金 | 186 | 198 |
| 売上割戻引当金 | 1,988 | 1,598 |
| 設備関係未払金 | 3,604 | 3,304 |
| その他 | 413 | 1 |
| 流動負債合計 | 64,538 | 92,713 |
| 固定負債 | | |
| リース債務 | 15 | 4 |
| 退職給付引当金 | 1,767 | 2,062 |
| 役員退職慰労引当金 | 729 | 648 |
| 環境対策引当金 | 174 | 174 |
| 資産除去債務 | 1,385 | 1,406 |
| その他 | 74 | 66 |
| 固定負債合計 | 4,145 | 4,363 |
| 負債合計 | 68,683 | 97,077 |

| | 前事業年度 (平成23年12月31日) | 当事業年度 (平成24年12月31日) |
|--------------|------------------------|------------------------|
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 72,966 | 72,966 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | 92,815 | 92,815 |
| 資本剰余金合計 | 92,815 | 92,815 |
| 利益剰余金 | | |
| 利益準備金 | 6,480 | 6,480 |
| その他利益剰余金 | | |
| 固定資産圧縮積立金 | 762 | 740 |
| 別途積立金 | 149,220 | 149,220 |
| 繰越利益剰余金 | 147,211 | 171,114 |
| 利益剰余金合計 | 303,674 | 327,554 |
| 自己株式 | 36,260 | 36,132 |
| 株主資本合計 | 433,196 | 457,204 |
| 評価・換算差額等 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 842 | 1,639 |
| 繰延ヘッジ損益 | - | 120 |
| 評価・換算差額等合計 | 842 | 1,759 |
| 新株予約権 | 1,015 | 1,219 |
| 純資産合計 | 435,054 | 460,184 |
| 負債純資産合計 | 503,738 | 557,261 |

【損益計算書】

(単位：百万円)

| | 前事業年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日) | 当事業年度 (自 平成24年 1月 1日 至 平成24年12月31日) |
|--------------|---|---|
| 売上高 | | |
| 製品売上高 | 309,334 | 321,097 |
| 商品売上高 | 45,052 | 44,989 |
| その他の営業収入 | 9,392 | 16,012 |
| 売上高合計 | 363,779 | 382,099 |
| 売上原価 | | |
| 商品及び製品期首たな卸高 | 53,487 | 57,565 |
| 当期商品仕入高 | 30,838 | 28,605 |
| 当期製品製造原価 | 5, 7 131,752 | 5, 7 130,947 |
| 他勘定受入高 | 1 2,761 | 1 5,281 |
| 合計 | 218,838 | 222,399 |
| 他勘定振替高 | 2 1,054 | 2 1,445 |
| 商品及び製品期末たな卸高 | 57,565 | 51,374 |
| 売上原価合計 | 3 160,219 | 3 169,579 |
| 売上総利益 | 203,560 | 212,519 |
| 販売費及び一般管理費 | | |
| 販売促進費 | 15,949 | 12,425 |
| 貸倒引当金繰入額 | - | 2 |
| 給料及び手当 | 29,330 | 29,003 |
| 賞与引当金繰入額 | 2,972 | 3,230 |
| 退職給付費用 | 2,252 | 2,501 |
| 減価償却費 | 1,460 | 1,408 |
| 研究開発費 | 4, 7 56,335 | 4, 7 55,923 |
| その他 | 40,099 | 39,188 |
| 販売費及び一般管理費合計 | 148,399 | 143,683 |
| 営業利益 | 55,160 | 68,836 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 5 239 | 5 114 |
| 有価証券利息 | 159 | 201 |
| 受取配当金 | 5 124 | 5 925 |
| 不動産賃貸料 | 5 1,211 | 5 1,343 |
| デリバティブ評価益 | - | 1,336 |
| 為替差益 | 554 | - |
| 生命保険配当金 | 307 | 341 |
| 貸倒引当金戻入額 | 6 | 5 |
| その他 | 5 819 | 5 722 |
| 営業外収益合計 | 3,423 | 4,990 |

| | 前事業年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日) | 当事業年度 (自 平成24年 1月 1日 至 平成24年12月31日) |
|---------------------|---|---|
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 9 | 7 |
| 貸倒損失 | 0 | - |
| 為替差損 | - | 3,278 |
| 固定資産除却損 | 6 653 | 6 184 |
| 固定資産廃棄損 | 168 | - |
| デリバティブ評価損 | 34 | - |
| その他 | 173 | 362 |
| 営業外費用合計 | 1,038 | 3,833 |
| 経常利益 | 57,546 | 69,993 |
| 特別利益 | | |
| 固定資産売却益 | - | 8 2 |
| 補助金収入 | - | 38 |
| 特別利益合計 | - | 41 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産売却損 | 9 7 | 9 1 |
| 減損損失 | 10 145 | 10 88 |
| 災害による損失 | 11 980 | - |
| 資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額 | 904 | - |
| 投資有価証券評価損 | 216 | - |
| 環境対策引当金繰入額 | 174 | - |
| ゴルフ会員権評価損 | 8 | - |
| 投資有価証券売却損 | - | 4 |
| 特別損失合計 | 2,438 | 93 |
| 税引前当期純利益 | 55,107 | 69,940 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 20,951 | 21,729 |
| 法人税等調整額 | 1,192 | 2,511 |
| 法人税等合計 | 19,759 | 24,240 |
| 当期純利益 | 35,347 | 45,699 |

【製造原価明細書】

| 区分 | 注記 番号 | 前事業年度 (自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日) | | 当事業年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日) | | |
|-----------|----------|---|------------|---|------------|-------|
| | | 金額 (百万円) | 構成比 (%) | 金額 (百万円) | 構成比 (%) | |
| 原材料費 | 1 | | 16,223 | 12.3 | 8,440 | 6.4 |
| 労務費 | | | 1,187 | 0.9 | 1,390 | 1.1 |
| 経費 | | | | | | |
| 外注加工費 | | 113,756 | | 120,414 | | |
| 減価償却費 | | 49 | | 64 | | |
| その他 | | 534 | 114,340 | 637 | 121,116 | 92.5 |
| 当期総製造費用 | | | 131,752 | 86.8 | | |
| 仕掛品半製品期首 | | | 737 | 100.0 | | |
| たな卸高 | | | | | 130,947 | 100.0 |
| 他勘定よりの振替高 | | | | | | |
| 合計 | | | 132,489 | | 130,947 | |
| 他勘定への振替高 | 2 | | 737 | | | |
| 仕掛品半製品期末 | | | | | | |
| たな卸高 | | | | | | |
| 当期製品製造原価 | | | 131,752 | | 130,947 | |

(脚注)

前事業年度及び当事業年度の原価計算の方法は、組別工程別総合原価計算（標準原価計算）であります。

1 労務費のうち引当金繰入額は次のとおりであります。

| | 前事業年度 (自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日) (百万円) | 当事業年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日) (百万円) |
|----------|--|--|
| 賞与引当金繰入額 | 143 | 159 |
| 退職給付費用 | 61 | 74 |

2 他勘定への振替高

関係会社への売却による振替であります。

【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

| | 前事業年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日) | 当事業年度 (自 平成24年 1月 1日 至 平成24年12月31日) |
|------------------|---|---|
| 株主資本 | | |
| 資本金 | | |
| 当期首残高 | 72,966 | 72,966 |
| 当期変動額 | | |
| 当期変動額合計 | - | - |
| 当期末残高 | 72,966 | 72,966 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | | |
| 当期首残高 | 92,815 | 92,815 |
| 当期変動額 | | |
| 当期変動額合計 | - | - |
| 当期末残高 | 92,815 | 92,815 |
| 利益剰余金 | | |
| 利益準備金 | | |
| 当期首残高 | 6,480 | 6,480 |
| 当期変動額 | | |
| 当期変動額合計 | - | - |
| 当期末残高 | 6,480 | 6,480 |
| その他利益剰余金 | | |
| 固定資産圧縮積立金 | | |
| 当期首残高 | 797 | 762 |
| 当期変動額 | | |
| 固定資産圧縮積立金の取崩 | 35 | 22 |
| 当期変動額合計 | 35 | 22 |
| 当期末残高 | 762 | 740 |
| 別途積立金 | | |
| 当期首残高 | 149,220 | 149,220 |
| 当期変動額 | | |
| 当期変動額合計 | - | - |
| 当期末残高 | 149,220 | 149,220 |
| 繰越利益剰余金 | | |
| 当期首残高 | 135,229 | 147,211 |
| 当期変動額 | | |
| 固定資産圧縮積立金の取崩 | 35 | 22 |
| 剰余金の配当 | 23,400 | 21,768 |
| 当期純利益 | 35,347 | 45,699 |
| 自己株式の処分 | 0 | 51 |
| 当期変動額合計 | 11,982 | 23,902 |
| 当期末残高 | 147,211 | 171,114 |

| | 前事業年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日) | 当事業年度 (自 平成24年 1月 1日 至 平成24年12月31日) |
|---------------------|---|---|
| 自己株式 | | |
| 当期首残高 | 36,256 | 36,260 |
| 当期変動額 | | |
| 自己株式の取得 | 3 | 4 |
| 自己株式の処分 | 0 | 132 |
| 当期変動額合計 | 3 | 128 |
| 当期末残高 | 36,260 | 36,132 |
| 株主資本合計 | | |
| 当期首残高 | 421,252 | 433,196 |
| 当期変動額 | | |
| 剰余金の配当 | 23,400 | 21,768 |
| 当期純利益 | 35,347 | 45,699 |
| 自己株式の取得 | 3 | 4 |
| 自己株式の処分 | 0 | 81 |
| 当期変動額合計 | 11,943 | 24,008 |
| 当期末残高 | 433,196 | 457,204 |
| 評価・換算差額等 | | |
| その他有価証券評価差額金 | | |
| 当期首残高 | 1,341 | 842 |
| 当期変動額 | | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 498 | 796 |
| 当期変動額合計 | 498 | 796 |
| 当期末残高 | 842 | 1,639 |
| 繰延ヘッジ損益 | | |
| 当期首残高 | - | - |
| 当期変動額 | | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | - | 120 |
| 当期変動額合計 | - | 120 |
| 当期末残高 | - | 120 |
| 新株予約権 | | |
| 当期首残高 | 775 | 1,015 |
| 当期変動額 | | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 240 | 203 |
| 当期変動額合計 | 240 | 203 |
| 当期末残高 | 1,015 | 1,219 |

| | 前事業年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日) | 当事業年度 (自 平成24年 1月 1日 至 平成24年12月31日) |
|---------------------|---|---|
| 純資産合計 | | |
| 当期首残高 | 423,368 | 435,054 |
| 当期変動額 | | |
| 剰余金の配当 | 23,400 | 21,768 |
| 当期純利益 | 35,347 | 45,699 |
| 自己株式の取得 | 3 | 4 |
| 自己株式の処分 | 0 | 81 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 257 | 1,120 |
| 当期変動額合計 | 11,686 | 25,129 |
| 当期末残高 | 435,054 | 460,184 |

【継続企業の前提に関する事項】

該当事項はありません。

【重要な会計方針】

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

...償却原価法（定額法）

子会社株式及び関連会社株式

...移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

...期末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

...移動平均法による原価法

2. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

3. たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産

...主として総平均法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

4. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）...定率法

無形固定資産（リース資産を除く）...定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

リース資産...リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年12月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

5. 繰延資産の処理方法

株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えて、一般債権については、貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えて、当事業年度の負担する支給見込額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に備えて、当事業年度の負担する支給見込額を計上しております。

(4) 売上割戻引当金

売上割戻金の支出に備えて、売上高を基準とした当事業年度の負担する見込額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えて、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

過去勤務債務は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定率法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定率法により按分した額をそれぞれ発生時の翌事業年度から費用処理しております。

(6) 役員退職慰労引当金

当社は役員退職慰労金制度を廃止しておりますが、制度廃止までの在任期間に対応する退職慰労金相当額を計上しております。

(7) 環境対策引当金

環境対策を目的とした支出に備えて、当事業年度末における見込額を計上しております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段...為替予約取引

ヘッジ対象...外貨建予定取引及び外貨建債権債務

(3) ヘッジ方針

外貨建取引に係るヘッジ取引は、社内管理規程に基づき、為替変動に伴うキャッシュ・フロー変動リスクのヘッジを目的として行っております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

8. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

【会計方針の変更】

(1株当たり当期純利益に関する会計基準等の適用)

当事業年度より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日)を適用しております。

潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定にあたり、一定期間の勤務後に権利が確定するストック・オプションについて、権利の行使により払い込まれると仮定した場合の入金額に、ストック・オプションの公正な評価額のうち、将来企業が提供されるサービスに係る分を含める方法に変更しております。

なお、これによる影響については、「1株当たり情報に関する注記」に記載しております。

(外貨建予定取引に係る為替予約取引の処理方法)

外貨建予定取引に係る為替予約取引の処理方法は、従来、時価評価を行い評価差額を損益処理していましたが、近年の為替レートの著しい変動や当社における外貨建取引の増加傾向を踏まえ、為替予約に関する社内のリスク管理規程を再整備し、ヘッジの効果を財務諸表に反映させ、より適切な期間損益計算を行うため、当事業年度より、為替予約取引の一部についてヘッジ会計を適用し、繰延ヘッジ処理に変更しました。

当該会計方針の変更は、当事業年度より為替予約に関する社内のリスク管理規程を再整備したことに伴うものであり、前事業年度には影響はありません。

なお、当該会計方針を適用しなかった場合と比較して、当事業年度の営業利益は345百万円減少し、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ39百万円減少しております。

(減価償却方法の変更)

当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産のうち建物(建物附属設備を除く)以外について、改正後の法人税に基づく減価償却の方法に変更しております。

この変更により従来の方法によった場合と比較し、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ183百万円増加しております。

なお、この変更については減価償却システムの変更により時間を要したため、第2、第3四半期会計期間は従来の方法によっております。第2、第3四半期会計期間について当事業年度と同一の方法を適用した場合、損益に与える影響は軽微であります。

【追加情報】

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関

する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適正指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

【注記事項】

(貸借対照表関係)

1 関係会社に係る注記

区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対する主なものは次のとおりであります。

| | 前事業年度 (平成23年12月31日) | 当事業年度 (平成24年12月31日) |
|-------|------------------------|------------------------|
| 短期貸付金 | 7,400百万円 | 百万円 |
| 未収入金 | 13,063 | 35,847 |
| 買掛金 | 2,470 | 5,666 |

2 偶発債務(保証債務)

従業員の金融機関借入金(住宅資金)に対する債務保証

| | 前事業年度 (平成23年12月31日) | 当事業年度 (平成24年12月31日) |
|--|------------------------|------------------------|
| | 270百万円 | 216百万円 |

3 コミットメントライン契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引金融機関9行(前事業年度は10行)とコミットメントライン契約を締結しております。この契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

| | 前事業年度 (平成23年12月31日) | 当事業年度 (平成24年12月31日) |
|---------------|------------------------|------------------------|
| コミットメントラインの総額 | 40,000百万円 | 40,000百万円 |
| 借入実行残高 | | |
| 差引額 | 40,000 | 40,000 |

(損益計算書関係)

- 1 特許権実施料及び包装替費用等であります。
- 2 販売費及び一般管理費への振替等であります。
- 3 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。

| | 前事業年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日) | 当事業年度 (自 平成24年 1月 1日 至 平成24年12月31日) |
|--|---|---|
| | 1,034百万円 | 409百万円 |

- 4 研究開発費のうち、引当金繰入額及び減価償却費は次のとおりであります。

| | 前事業年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日) | 当事業年度 (自 平成24年 1月 1日 至 平成24年12月31日) |
|----------|---|---|
| 賞与引当金繰入額 | 1,179百万円 | 1,383百万円 |
| 退職給付費用 | 854 | 941 |
| 減価償却費 | 6,969 | 6,442 |

- 5 関係会社に係る注記

売上原価に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。

| | 前事業年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日) | 当事業年度 (自 平成24年 1月 1日 至 平成24年12月31日) |
|----------------|---|---|
| 当期製品製造原価 外注加工費 | 97,082百万円 | 103,695百万円 |

営業外収益に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。

| | 前事業年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日) | 当事業年度 (自 平成24年 1月 1日 至 平成24年12月31日) |
|--------|---|---|
| 不動産賃貸料 | 1,102百万円 | 1,230百万円 |
| 受取配当金 | 3 | 803 |

なお、上記以外に受取利息及びその他の営業外収益合計で前事業年度549百万円、当事業年度375百万円あります。

- 6 固定資産除却損の主要な内容は次のとおりであります。

| | 前事業年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日) | 当事業年度 (自 平成24年 1月 1日 至 平成24年12月31日) |
|-----------|---|---|
| 建物 | 181百万円 | 89百万円 |
| 工具、器具及び備品 | 41 | 26 |
| 建設仮勘定 | 410 | - |
| 施設利用権 | - | 61 |

- 7 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費は次のとおりであります。

| | 前事業年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日) | 当事業年度 (自 平成24年 1月 1日 至 平成24年12月31日) |
|--|---|---|
| | 56,335百万円 | 55,923百万円 |

8 固定資産売却益の内訳は次のとおりであります。

| | 前事業年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日) | 当事業年度 (自 平成24年 1月 1日 至 平成24年12月31日) |
|-----------|---|---|
| 車両運搬具 | - 百万円 | 1百万円 |
| 工具、器具及び備品 | - | 0 |
| 機械及び装置 | - | 0 |

9 固定資産売却損の内訳は次のとおりであります。

| | 前事業年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日) | 当事業年度 (自 平成24年 1月 1日 至 平成24年12月31日) |
|-----------|---|---|
| 車両運搬具 | 0百万円 | - 百万円 |
| 工具、器具及び備品 | 7 | 1 |

10 減損損失

前事業年度（自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日）及び当事業年度（自 平成24年 1月 1日 至 平成24年12月31日）

減損損失を計上しておりますが、重要性が乏しいため内訳は省略しております。

11 災害による損失

前事業年度（自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日）

東日本大震災により被災した資産の復旧等に要する費用等（保険金控除後）を計上しており、主に棚卸資産の滅失損失であります。

当事業年度（自 平成24年 1月 1日 至 平成24年12月31日）

該当事項はありません。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日）

自己株式の種類及び株式数に関する事項

| | 当事業年度期首 株式数（株） | 当事業年度増加 株式数（株） | 当事業年度減少 株式数（株） | 当事業年度末 株式数（株） |
|------------|-------------------|-------------------|-------------------|------------------|
| 普通株式（注）1，2 | 15,491,466 | 2,834 | 182 | 15,494,118 |
| 合計 | 15,491,466 | 2,834 | 182 | 15,494,118 |

（注）1 普通株式の自己株式の株式数の増加2,834株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2 普通株式の自己株式の株式数の減少182株は、単元未満株式の買増し請求による減少であります。

当事業年度（自 平成24年 1月 1日 至 平成24年12月31日）

自己株式の種類及び株式数に関する事項

| | 当事業年度期首 株式数（株） | 当事業年度増加 株式数（株） | 当事業年度減少 株式数（株） | 当事業年度末 株式数（株） |
|------------|-------------------|-------------------|-------------------|------------------|
| 普通株式（注）1，2 | 15,494,118 | 3,010 | 56,690 | 15,440,438 |
| 合計 | 15,494,118 | 3,010 | 56,690 | 15,440,438 |

（注）1 普通株式の自己株式の株式数の増加3,010株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2 普通株式の自己株式の株式数の減少56,690株は、ストック・オプションの権利行使による減少56,500株及び単元未満株式の買増し請求による減少190株であります。

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

主として、医薬品事業における研究設備(工具、器具及び備品)であります。

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「4. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年12月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

(単位：百万円)

| | 前事業年度(平成23年12月31日) | | |
|-----------|--------------------|------------|---------|
| | 取得価額相当額 | 減価償却累計額相当額 | 期末残高相当額 |
| 工具、器具及び備品 | 776 | 576 | 199 |
| 合計 | 776 | 576 | 199 |

(単位：百万円)

| | 当事業年度(平成24年12月31日) | | |
|-----------|--------------------|------------|---------|
| | 取得価額相当額 | 減価償却累計額相当額 | 期末残高相当額 |
| 工具、器具及び備品 | 293 | 229 | 63 |
| 合計 | 293 | 229 | 63 |

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法により算定しております。

(2) 未経過リース料期末残高相当額等

(単位：百万円)

| | 前事業年度 (平成23年12月31日) | 当事業年度 (平成24年12月31日) |
|-----|------------------------|------------------------|
| | 未経過リース料期末残高相当額 | |
| 1年内 | 129 | 39 |
| 1年超 | 70 | 23 |
| 合計 | 199 | 63 |

(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法により算定しております。

(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失

(単位：百万円)

| | 前事業年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日) | 当事業年度 (自 平成24年 1月 1日 至 平成24年12月31日) |
|----------|---|---|
| 支払リース料 | 197 | 130 |
| 減価償却費相当額 | 197 | 130 |

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により算定しております。

(減損損失について)

リース資産に配分された減損損失はありません。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

| | 前事業年度 (平成23年12月31日) | 当事業年度 (平成24年12月31日) |
|-----|------------------------|------------------------|
| 1年内 | 20 | 4 |
| 1年超 | 6 | 0 |
| 合計 | 27 | 4 |

(有価証券関係)

前事業年度(平成23年12月31日)

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額 子会社株式55,572百万円、関連会社株式59百万円)は、市場価値がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載していません。

当事業年度(平成24年12月31日)

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額 子会社株式55,662百万円、関連会社株式59百万円)は、市場価値がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載していません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | 前事業年度 (平成23年12月31日) | 当事業年度 (平成24年12月31日) |
|---------------------|------------------------|------------------------|
| 繰延税金資産 | | |
| 税務上の前払費用額 | 9,173百万円 | 8,376百万円 |
| 退職給付引当金否認額 | 4,384 | 4,505 |
| 税務上の貯蔵品額 | 4,154 | 4,176 |
| 税務上の繰延資産償却限度超過額 | 3,832 | 3,399 |
| 固定資産減価償却限度超過額 | 3,422 | 3,095 |
| 賞与引当金否認額 | 1,760 | 1,841 |
| 有価証券評価損否認額 | 1,273 | 1,273 |
| 未払事業税及び未払地方法人特別税否認額 | 1,212 | 1,076 |
| 売上割戻引当金否認額 | 803 | 608 |
| 資産除去債務 | 494 | 501 |
| 役員退職慰労引当金否認額 | 260 | 231 |
| 減損損失 | 167 | 136 |
| その他 | 5,176 | 4,362 |
| 繰延税金資産小計 | 36,110 | 33,579 |
| 評価性引当額 | 1,848 | 1,861 |
| 繰延税金資産合計 | 34,262 | 31,718 |
| 繰延税金負債 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 454 | 772 |
| 固定資産圧縮記帳積立金 | 422 | 410 |
| 繰延ヘッジ損益 | - | 73 |
| その他 | 140 | 119 |
| 繰延税金負債合計 | 1,016 | 1,375 |
| 繰延税金資産の純額 | 33,246 | 30,343 |

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

| | 前事業年度 (平成23年12月31日) | 当事業年度 (平成24年12月31日) |
|----------------------|------------------------|------------------------|
| 法定実効税率 | 40.4% | 40.4% |
| (調整) | | |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 2.0 | 0.9 |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | 0.0 | 0.5 |
| 住民税均等割額 | 0.2 | 0.2 |
| 試験研究費特別税額控除額 | 9.1 | 8.5 |
| 平成23年度税制改正に伴う税率変更 | 2.3 | 1.8 |
| その他 | 0.2 | 0.5 |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 35.9 | 34.7 |

(1株当たり情報)

| 前事業年度 (自平成23年1月1日 至平成23年12月31日) | | 当事業年度 (自平成24年1月1日 至平成24年12月31日) | |
|---------------------------------------|---------|---------------------------------------|---------|
| 1株当たり純資産額 | 797.58円 | 1株当たり純資産額 | 843.30円 |
| 1株当たり当期純利益 | 64.95円 | 1株当たり当期純利益 | 83.97円 |
| 潜在株式調整後1株当たり当期純利益 | 64.93円 | 潜在株式調整後1株当たり当期純利益 | 83.93円 |

(注) 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | 前事業年度 (自平成23年1月1日 至平成23年12月31日) | 当事業年度 (自平成24年1月1日 至平成24年12月31日) |
|-------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 1株当たり当期純利益 | | |
| 当期純利益(百万円) | 35,347 | 45,699 |
| 普通株主に帰属しない金額(百万円) | | |
| 普通株式に係る当期純利益(百万円) | 35,347 | 45,699 |
| 普通株式の期中平均株式数(株) | 544,193,122 | 544,213,366 |
| 潜在株式調整後1株当たり当期純利益 | | |
| 当期純利益調整額(百万円) | | |
| 普通株式増加数(株) | 173,818 | 260,206 |
| (うち新株予約権(株)) | (173,818) | (260,206) |

| | 前事業年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日) | 当事業年度 (自 平成24年 1月 1日 至 平成24年12月31日) |
|---|--|--|
| 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要 | 新株予約権 8種類 | 新株予約権 7種類 |
| | 平成15年 6月25日 定時株主総会決議 潜在株式の数 106,400株 新株予約権の数 1,064個 | 平成16年 3月25日 定時株主総会決議 潜在株式の数 206,900株 新株予約権の数 2,069個 |
| | 平成16年 3月25日 定時株主総会決議 潜在株式の数 206,900株 新株予約権の数 2,069個 | 平成17年 3月23日 定時株主総会決議 潜在株式の数 245,200株 新株予約権の数 2,452個 |
| | 平成17年 3月23日 定時株主総会決議 潜在株式の数 245,200株 新株予約権の数 2,452個 | 平成18年 3月23日 定時株主総会決議 潜在株式の数 333,000株 新株予約権の数 3,330個 |
| | 平成18年 3月23日 定時株主総会決議 潜在株式の数 333,000株 新株予約権の数 3,330個 | 平成19年 3月23日 取締役会決議 潜在株式の数 344,000株 新株予約権の数 3,440個 |
| | 平成19年 3月23日 取締役会決議 潜在株式の数 345,000株 新株予約権の数 3,450個 | 平成21年 3月25日 取締役会決議 潜在株式の数 327,000株 新株予約権の数 3,270個 |
| | 平成21年 3月25日 取締役会決議 潜在株式の数 328,000株 新株予約権の数 3,280個 | 平成22年 4月23日 取締役会決議 潜在株式の数 323,000株 新株予約権の数 3,230個 |
| | 平成22年 4月23日 取締役会決議 潜在株式の数 324,000株 新株予約権の数 3,240個 | 平成24年 4月24日 取締役会決議 潜在株式の数 333,000株 新株予約権の数 3,330個 |
| | 平成23年 5月27日 取締役会決議 潜在株式の数 325,000株 新株予約権の数 3,250個 | |

(会計方針の変更)

当事業年度より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日)を適用しております。

潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定にあたり、一定期間の勤務後に権利が確定するストック・オプションについて、権利の行使により払い込まれると仮定した場合の入金額に、ストック・オプションの公正な評価額のうち、将来企業が提供されるサービスに係る分を含める方法に変更しております。

これらの会計基準等を適用しなかった場合の前事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、64円93銭であります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

| 銘柄 | | 株式数(株) | 貸借対照表計上額 (百万円) |
|--------|-------------|------------------------|-------------------|
| 投資有価証券 | その他 有価証券 | アルフレッサ ホールディングス(株) | 420,472 |
| | | 東京海上ホールディングス(株) | 531,500 |
| | | キッセイ薬品工業(株) | 615,000 |
| | | 野村ホールディングス(株) | 1,500,000 |
| | | (株)メディカルホールディングス | 605,286 |
| | | (株)バイタルケーエスケー・ホールディングス | 653,094 |
| | | (株)ツーセル | 1,000 |
| | | 富田薬品(株) | 100,000 |
| | | 東邦ホールディングス(株) | 51,368 |
| | | (株)スズケン | 22,878 |
| | | その他(26銘柄) | 438,020 |
| 計 | | 4,938,618 | 6,130 |

【債券】

| 銘柄 | | 券面総額(百万円) | 貸借対照表計上額 (百万円) |
|------|-------------|-------------------------|-------------------|
| 有価証券 | その他 有価証券 | 野村証券(株) コマーシャルペーパー | 5,000 |
| | | 野村証券(株) 第2回無担保社債(劣後特約付) | 1,000 |
| 計 | | 6,000 | 5,993 |

【その他】

| 種類及び銘柄 | | 投資口数等(口) | 貸借対照表計上額 (百万円) |
|--------|-------------|-------------|-------------------|
| 有価証券 | その他 有価証券 | 譲渡性預金(16銘柄) | 94,999 |
| 計 | | | 94,999 |

【有形固定資産等明細表】

| 資産の種類 | 当期首残高 (百万円) | 当期増加額 (百万円) | 当期減少額 (百万円) | 当期末残高 (百万円) | 当期末減価 却累計額又は 償却累計額 (百万円) | 当期償却額 (百万円) | 差引当期末残 高(百万円) |
|-----------|----------------|----------------|----------------|----------------|-----------------------------------|----------------|------------------|
| 有形固定資産 | | | | | | | |
| 建物 | 64,970 | 2,530 | 597 (0) | 66,904 | 41,658 | 2,609 | 25,245 |
| 構築物 | 4,957 | 46 | 550 | 4,453 | 3,502 | 125 | 950 |
| 機械及び装置 | 21,478 | 2,583 | 623 (15) | 23,438 | 19,845 | 1,454 | 3,592 |
| 車両運搬具 | 72 | 26 | 13 | 85 | 61 | 8 | 24 |
| 工具、器具及び備品 | 35,720 | 2,989 | 2,364 (0) | 36,345 | 31,404 | 3,297 | 4,940 |
| 土地 | 9,343 | - | 27 (27) | 9,316 | - | - | 9,316 |
| リース資産 | 51 | 1 | 17 | 35 | 19 | 15 | 15 |
| 建設仮勘定 | 1,039 | 7,748 | 8,464 (43) | 324 | - | - | 324 |
| 有形固定資産計 | 137,634 | 15,927 | 12,658 (88) | 140,903 | 96,493 | 7,510 | 44,409 |
| 無形固定資産 | | | | | | | |
| 特許権 | 35 | - | 35 | - | - | 4 | - |
| 商標権 | 5 | - | 0 | 5 | 4 | 0 | 0 |
| ソフトウェア | 7,079 | 168 | - | 7,247 | 7,011 | 257 | 236 |
| その他 | 730 | 202 | 240 | 692 | 160 | 120 | 531 |
| 無形固定資産計 | 7,851 | 370 | 277 | 7,944 | 7,176 | 383 | 768 |
| 長期前払費用 | 4,087 | 166 | - | 4,253 | - | - | 4,253 |

(注) 1 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

建設仮勘定 浮間 生物治験薬棟改造工事 1,617百万円

建設仮勘定 宇都宮 アクテムラ製造機器 397百万円

2 「当期減少額」欄の()は内数で、当期の減損損失計上額であります。(直接控除方式による。)

【引当金明細表】

| 区分 | 当期首残高 (百万円) | 当期増加額 (百万円) | 当期減少額 (目的使用) (百万円) | 当期減少額 (その他) (百万円) | 当期末残高 (百万円) |
|-----------|----------------|----------------|--------------------------|-------------------------|----------------|
| 貸倒引当金 (注) | 171 | 143 | 21 | 150 | 143 |
| 賞与引当金 | 4,286 | 4,773 | 4,286 | - | 4,773 |
| 役員賞与引当金 | 186 | 198 | 186 | - | 198 |
| 売上割戻引当金 | 1,988 | 1,598 | 1,988 | - | 1,598 |
| 退職給付引当金 | 1,767 | 3,102 | 2,807 | - | 2,062 |
| 役員退職慰労引当金 | 729 | - | 80 | - | 648 |
| 環境対策引当金 | 174 | - | - | - | 174 |

(注) 貸倒引当金の当期減少額(その他)は洗替による戻入額であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

a 流動資産

(イ) 現金及び預金

| 区分 | 金額(百万円) |
|------|---------|
| 現金 | 0 |
| 当座預金 | 76,227 |
| 普通預金 | 5,114 |
| 合計 | 81,341 |

(ロ) 売掛金

相手先別内訳

| 相手先 | 金額(百万円) |
|---------------------|---------|
| (株)メディセオ | 25,445 |
| アルフレッサ(株) | 24,610 |
| (株)スズケン | 13,043 |
| 東邦薬品(株) | 11,413 |
| エフ・ホフマン・ラ・ロシュ・リミテッド | 10,494 |
| (株)ケーエスケーほか | 34,104 |
| 合計 | 119,112 |

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

| 当期首残高 (百万円) (A) | 当期発生高 (百万円) (B) | 当期回収高 (百万円) (C) | 当期末残高 (百万円) (D) | 回収率(%) | 滞留期間(月) |
|---------------------------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|----------------------------------|----------------------------------|
| | | | | $\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$ | $\frac{(A)+(D)}{2}$ (B) 12 |
| 110,736 | 399,165 | 390,789 | 119,112 | 76.6 | 3.45 |

(ハ) たな卸資産

| 区分 | 金額(百万円) | 内容(百万円) |
|----------|---------|------------|
| 商品及び製品 | 51,374 | 医薬品 51,374 |
| 原材料及び貯蔵品 | 7,586 | 原料 7,586 |
| 合計 | 58,960 | |

(二) 未収入金

| 相手先 | 金額(百万円) |
|---------------------|---------|
| 中外製薬工業(株) | 35,351 |
| エフ・ホフマン・ラ・ロシュ・リミテッド | 5,640 |
| 全薬工業(株) | 834 |
| 東北ニプロ製薬(株) | 573 |
| 中外ファーマ・ユー・ケー・リミテッド | 261 |
| 日本イーライリリー(株)ほか | 913 |
| 合計 | 43,576 |

b 投資その他の資産

関係会社株式

| 銘柄 | 金額(百万円) |
|-----------------------|---------|
| 中外製薬工業(株) | 51,637 |
| 中外ファーマ・マーケティング・リミテッド | 1,835 |
| 中外ファーマ・ヨーロッパ・リミテッド | 963 |
| 中外ユー・エス・エー・インコーポレーテッド | 724 |
| 台湾中外製薬股?有限公司 | 118 |
| その他 | 444 |
| 合計 | 55,722 |

c 流動負債

買掛金

| 相手先 | 金額(百万円) |
|---------------------|---------|
| エフ・ホフマン・ラ・ロシュ・リミテッド | 31,959 |
| 中外製薬工業(株) | 5,666 |
| ジェネンテック・インコーポレーテッド | 2,443 |
| 電気化学工業(株) | 2,173 |
| 全薬工業(株) | 1,490 |
| 東北ニプロ製薬(株)ほか | 3,068 |
| 合計 | 46,802 |

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

| | |
|-----------------|--|
| 事業年度 | 平成24年1月1日から平成24年12月31日まで |
| 定時株主総会 | 3月中 |
| 基準日 | 12月31日 |
| 剰余金の配当の基準日 | 6月30日 / 12月31日 |
| 1単元の株式数 | 100株 |
| 単元未満株式の買取り・売渡し | |
| 取扱場所 | (特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行(株)証券代行部 |
| 株主名簿管理人 | (特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行(株) |
| 取次所 買取・売渡手数料 | 無料 |
| 公告掲載方法 | 電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL http://www.chugai-pharm.co.jp/hc/ir |
| 株主に対する特典 | 該当事項はありません。 |

(注) 単元未満株主の権利

当社では、単元未満株主の権利を制限できる旨を、以下のように定款に定めております。

第9条(単元未満株式についての権利)

当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2号各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に規定する請求をする権利

第10条(単元未満株主の売渡請求)

当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを当会社に請求することができる。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社の金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等は、ロシュ・ホールディング・リミテッドであります。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（平成23年）（自平成23年1月1日至平成23年12月31日）平成24年3月28日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

平成24年3月28日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

（平成24年第1四半期）（自平成24年1月1日至平成24年3月31日）平成24年4月27日関東財務局長に提出

（平成24年第2四半期）（自平成24年4月1日至平成24年6月30日）平成24年7月31日関東財務局長に提出

（平成24年第3四半期）（自平成24年7月1日至平成24年9月30日）平成24年11月5日関東財務局長に提出

(5) 臨時報告書

平成24年3月29日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書であります。

平成24年4月25日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2（ストック・オプション制度に伴う新株予約権発行）の規定に基づく臨時報告書であります。

(6) 臨時報告書の訂正報告書

平成24年5月11日関東財務局長に提出

平成24年4月25日提出の臨時報告書に係る訂正報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成25年 3月27日

中外製薬株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 目加田 雅洋

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 椎名 弘

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小林 茂夫

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている中外製薬株式会社の平成24年1月1日から平成24年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、中外製薬株式会社及び連結子会社の平成24年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、中外製薬株式会社の平成24年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、中外製薬株式会社が平成24年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 2. 連結財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成25年3月27日

中外製薬株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 目加田 雅洋

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 椎名 弘

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小林 茂夫

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている中外製薬株式会社の平成24年1月1日から平成24年12月31日までの平成24年事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、中外製薬株式会社の平成24年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。